

～ 行政の財政支援のあり方～

N P O活動推進自治体ネットワーク
財政支援研究会

報告書

平成 20 年 3 月

はじめに

多様化する地域社会のニーズに応え、また課題に取り組んでいくためには、多様な仕組みや方法が必要とされる。このような文脈の中で「地方自治」や「地方分権」を捉えたとき、これからの「公共」を担う役割は行政のみに一元化されることなく、民間にも応分な役割と責任が求められることとなる。この点、NPOをはじめとする民間非営利団体には、公共をともに担うパートナーとしての力量が期待される。

現在、全国で認証された特定非営利活動法人（NPO法人）は33,000（2007年末）を超え、その勢いは増すばかりだ。しかしながら、NPOの現状を特に財政面から見たとき、依然として脆弱であることもまた事実である。「平成18年度市民活動団体基本調査報告書」（内閣府国民生活局、平成19年4月27日）によれば、年間収入・支出が500万円未満のNPO法人は全体の約5割、1,000万円未満では約6割を占めている。

「民間」というNPOの特性を考えたとき、その財源を民間（個人も含む）の資金源で支える仕組みの構築が重要であることは言うまでも無いが、同時に、これらの活動が生き生きと展開されるための環境整備や条件整備が、行政の役割として期待される。その一環として、主にNPOの立ち上げをバック・アップし、それらの裾野を広げることに資する補助事業には一定の意義があり、その効果的なあり方が問われるところだ。

昨今の財政難、行財政改革の煽りを受け、行政による補助金の大幅削減や全面見直しが各地で行われている。従来の補助金の問題は、例えば地縁団体等への補助の際にしばしば見られたように、行政と何らかの関係の深い限られた団体等を対象として惰性的に継続して実施され、その審査・決定や（補助の）結果が不透明であった点などが挙げられる。“公金”としての補助金が適正に執行され、着実な「成果」や「効果」が対象となった団体に生まれ、その結果、地域社会にインパクトをもたらすことが可能となるような仕組みと内容を伴った事業としていくことが肝要である。

このような問題意識を前提に、平成18年2月より「財政支援研究会」が本格的にスタートした。運営においては、NPO活動推進自治体ネットワークや研究会メンバー等の協力を得た独自調査をその過程に挟みながら議論を重ね、その成果を「NPO活動推進自治体フォーラム」の分科会企画や報告に反映させた。「滋賀大会」（平成18年11月）では、“出し手”側である行政の視点から、「佐賀大会」（平成19年11月）では、“受け手”であるNPOの視点から、財政支援としての〈補助〉の効果的なあり方をそれぞれに追究し、議論を展開した。

詳細は本論を参照いただきたいが、何のために、どこまで行うことが補助事業に求められるのか。また、その場合の効果的な仕組みは何か。地域社会における問題や課題に対応していくためには、実施する当事者（NPO）の視点に立って考えていくことが大事であり、そのためにもNPOとの間でコミュニケーションを確立していくことが重要であること、等々が理解いただけるものと思う。

最後に、本報告書が、これからの“新しい公共”の創出に向けた行政とNPOの連携・協働に関して一つの参考となる機会を提供できれば幸いである。

なお、本報告書の作成、および、研究会やフォーラムの運営に際しては、「財政支援研究会」の

メンバーである多くの自治体関係者から惜しみない協力をいただいた。とりわけ、長年にわたって事務局も担っていただいた千葉県環境生活部NPO活動推進課の方々には、相当なご苦勞を強いたと思う。伏して感謝申し上げる次第である。

平成 20 年 3 月

NPO活動推進自治体ネットワーク
「財政支援研究会」アドバイザー 渡辺 元

目次

| | |
|---|----|
| 第1章 本研究会について | 1 |
| I. 研究会設置の背景と経緯 | 1 |
| II. 研究のフローと本報告書の構成について | 3 |
| III. 研究会の概要 | 3 |
| IV. NPO 活動推進自治体フォーラムにおける成果の共有 | 7 |
| 第2章 行政のNPOへの財政支援のあり方～効果的な支援 | 11 |
| I. アンケート調査の概要 | 11 |
| II. 調査結果 | 12 |
| III. 補助金制度に関する事例 | 17 |
| 参考（分科会コーディネーターによるまとめ－滋賀大会分科会報告より） | 22 |
| IV. 補助金制度に関する提言 | 24 |
| 第3章 受け手の視点に立った効果的な財政支援 | 26 |
| I. アンケート調査の概要 | 26 |
| II. 調査結果 | 26 |
| III. ヒアリング調査について | 27 |
| 参考（受け手の視点に立った財政支援のあり方に関する整理と考察－佐賀大会分科会報告より） | 32 |
| 第4章 提言 | 37 |
| I. 調査結果から見えた課題 | 37 |
| II. 効果的な財政支援のあり方への提言 | 37 |
| 参考資料－滋賀大会・分科会特別報告 | 39 |
| ～資料編～ | 41 |
| I 補助金に関する調査 | 43 |
| II 「受け手の視点に立った効果的な財政支援のあり方」を検討するためのNPOアンケート調査結果 | 69 |
| ・団体概要について | |
| ・行政の補助金の良い点、改善すべき点について | |
| ・民間助成金との比較について | |

第1章 本研究会について

I. 研究会設置の背景と経緯

1. 研究会設置の背景

平成16年10月19、20日に開催された「NPO活動推進自治体フォーラム千葉県大会」において、「国、県、市町村、NPOなど様々な主体の役割分担や協働のあり方など自治体が直面している課題やこれに対するNPO政策ビジョン・戦略などを議論し、自治体が切磋琢磨しながら地域づくりを進めるため、NPO施策を積極的に推進する自治体間のネットワークを構築していく」旨の「共同アピール」が出されました。

これを受けて、賛同する自治体による検討会議が17年2月に設置されました。そこでは、NPO施策を推進する自治体ネットワークのあり方についての検討などが行われ、17年11月7、8日に開催された「NPO活動推進自治体フォーラム横浜大会」において、「NPO活動推進自治体ネットワーク」が設立されました。

同ネットワークは、NPOの支援やNPOとの協働等の施策を推進する全国の自治体が、その直面している課題や、先進的施策に関するビジョンや成果等について情報共有や議論、研究などを行い、切磋琢磨しながら、それぞれの施策や地域づくりに反映させるとともに、必要に応じて法改正など国への働きかけを検討し、全国的なNPO施策の向上を図っていくために結成されたものです。

この横浜大会に連動して、関心のある自治体が集まり、NPOに関する各種課題等につき自主的に検討するための研究会を立ち上げることになりました。

「財政支援研究会」は、こうした動きの中から平成17年7月から始まった研究会です。

本研究会は、“行政のNPOへの財政支援はどこまで行われるべきか”について、自治体職員自らが考える場とすることを目指しました。

なお、本研究会と並行して、「意識改革研究会」も設置されました。この研究会は、“協働をすすめるための行政職員の意識改革”をテーマとしているものです。

この2つの研究会は、いずれも平成17年度から19年度の3年にわたり開催され、研究会メンバーは熱心な議論や検討を重ねると共に、研究成果をもとに「NPO活動推進自治体フォーラム」の分科会でさらに議論を深めていきました。

2. 研究会設置の趣旨

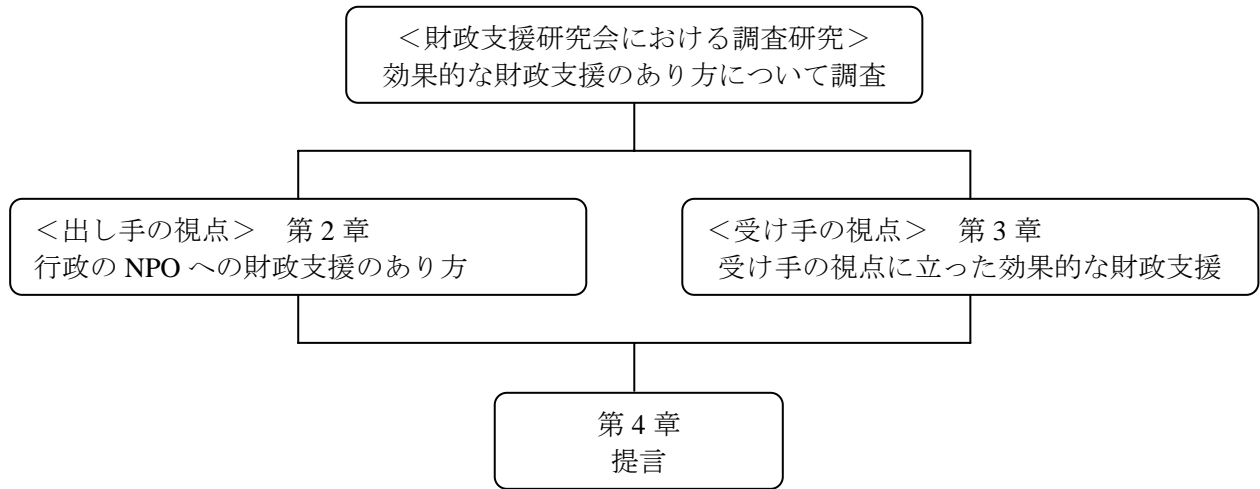
昨今の地域社会では、複雑化した多様なニーズが求められ、行政のみの対応には限界が生じつつあります。一方、様々な地域課題の改善や解決に向けて、日々活動に取り組んでいる組織の一つとしてNPOが注目されています。これらNPOの果たすべき役割は、今後ますます大きくなるものと思われます。しかし、現状では、さらなる事業を展開するための活動資金の確保や組織基盤の確立には、依然として多くの困難と課題も見られます。このような状況の中、各自治体に

においては、補助金をはじめとする種々の財政支援の制度や方策が実施されています。

しかし、NPOは組織的、財政的に脆弱な団体が多く、地域社会が抱える課題の解決に向けて自立的・継続的に活動を行っていくための基盤が依然として不十分な状況にあります。そのため、各自治体ではNPOの自立性を損なわないよう配慮しつつ、様々な支援策を実施しています。その中でもっとも一般的なものが財政支援です。これについては、従来ややもするとNPOの実態やニーズを十分に把握せず、“制度ありき”で進んできた一面もあります。

そこで、当研究会では、3カ年に渡り視点を変えながら効果的な財政支援のあり方について議論と検討を重ねてきました。

II. 研究のフローと本報告書の構成について



III. 研究会の概要

1. 各年度ごとの研究における観点

各年度ごとの研究内容は下記の通りです。

図表 1-1 各年度ごとの研究における観点

| 年度 | 内容 |
|------------------------------------|---|
| 平成 17 年度 「NPOの自立を促す効果的な支援策を考える」 | 「行政のNPOへの財政支援はどこまで行われるべきか～NPOの自立を促す効果的な支援策を考える！ー資金提供のあり方を中心に～」をテーマに、NPOに関わる資金の現状を、行政資金に限定することなく、民間資金も含めた全体像について、地域の実情に即して整理しました。そして、NPOへの多様な財政支援の現状を捉え、なぜ行政がNPOの財政支援を行うのか、自立を促し・妨げない財政支援のあり方を中心に議論と検討を行いました |
| 平成 18 年度 「効果的な支援の方法と今後の課題」 | 「行政のNPOへの財政支援のあり方～効果的な支援の方法と今後の課題～」をテーマに、「補助金」に焦点をあて、その目的と行政の役割、効果的な支援（補助）のあり方とその際の留意点について議論と検討を行いました。ここでは、各自治体のNPOに対する財政支援の状況をアンケートにより調査し、その結果を分析・考察のうえ取りまとめました。 そして、「NPO活動推進自治体フォーラム滋賀大会」では、調査事例の中から千葉県、長野市、兵庫県、埼玉県の4つの自治体のケースを取り上げ、それぞれの補助金に関する仕組みや制度の報告および、これらに基づく討論が行われました。 |

| | |
|---|--|
| <p>平成 19 年度</p> <p>「受け手の視点に立った効果的な財政支援のあり方」</p> | <p>「行政のNPOへの財政支援のあり方～受け手の視点に立った効果的な財政支援のあり方～」をテーマに、“受け手”としてのNPO側の視点に立ち、より効果的で使い勝手の良い補助のあり方を検討することを目的に、補助を受けたNPO向けにアンケートおよびヒアリング調査を実施しました。これらの結果を踏まえ、「受け手の視点にたった効果的な財政支援のあり方」を多角的な観点から議論しました。</p> <p>そして、「NPO活動推進自治体フォーラム佐賀大会」では、調査事例の中から千葉県、神戸市、岩手県を対象に、NPO側からの見方と自治体側の見解等に関する報告、これらに基づく討論が行われました。</p> |
|---|--|

2 . 研究会実施体制

研究会は下記の通りの体制で実施しました。

図表 1-2 研究会実施体制（敬称略）

●自治体関係者

| 所属 | 氏名 | 研究会在籍期間 |
|-------------------------|--------|-------------|
| 岩手県地域振興部NPO・国際課 | 四戸 克枝 | H17.7～H18.3 |
| | 昆 英子 | H17.7～H18.3 |
| | 瀬川 敏彦 | H18.4～ |
| | 吉田 光 | H19.4～ |
| 太田市市民活動推進課NPO推進係 | 塚越 悟 | H17.7～ |
| 埼玉県総務部NPO活動推進課 | 登倉 秀雄 | H17.7～H19.3 |
| | 鈴木 淳子 | H18.4～H19.3 |
| | 田村 豊 | H17.7～ |
| 柏市市民生活部市民活動推進課 | 後藤 能成 | H17.7～ |
| | 高橋千代美 | H19.4～ |
| 浦安市市民経済部地域活動支援課 | 小川 有紀子 | H17.7～H19.3 |
| 調布市生活文化部市民参加推進室 | 佐藤 博志 | H17.7～ |
| 山梨県企画部県民室県民生活課 | 水口 純一 | H17.7～H19.3 |
| | 田中 靖 | H18.4～ |
| 北九州市総務市民局市民部地域振興課 | 石井 良一 | H18.5～ |
| 静岡市市民局市民生活部市民生活課 | 田中 朗 | H17.7～H19.3 |
| | 宮城島清也 | H17.7～ |
| | 青木 邦俊 | H18.5～ |
| 神戸市市民参画推進局協働と参画のプラットホーム | 横山 和人 | H17.7～ |
| 那覇市市民協働推進課 | 照屋 初美 | H17.7～ |
| 群馬県企画部NPO・ボランティア推進課 | 高橋 良彦 | H18.4～ |

| | | |
|------------------|--------|-------------|
| 千葉県環境生活部NPO活動推進課 | 豊島 輝雄 | H17.7～H18.3 |
| | 召田 充弘 | H17.7～H18.3 |
| | 湯下 健一 | H17.7～H18.3 |
| | 原 一民 | H17.7～H18.3 |
| | 松井 寛 | H17.7～H18.3 |
| | 藤田 巖 | H18.4～H19.3 |
| | 根本 由香里 | H18.4～H19.3 |
| | 岩谷 麻有子 | H18.4～H19.3 |
| | 町田 昌実 | H18.4～ |
| | 高木 昭美 | H19.4～ |
| 加瀬 賢一 | H19.4～ | |

●アドバイザー等（※所属名称等は平成20年3月現在）

| 氏名（所属） | 研究会在籍期間 |
|--|---------|
| 渡辺 元（特定非営利活動法人市民社会創造ファンド運営委員） | H17.7～ |
| 山口 郁子（中央労働金庫総合企画部CSR企画次長） | H17.7～ |
| 水谷 衣里（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部環境エネルギー部研究員） | H18.2～ |
| 田中 泰（株式会社ぎょうせい 月刊『ガバナンス』記者） | H17.9～ |

（事務局）千葉県環境生活部NPO活動推進課

3. 研究会実施状況

各年度ごとの研究会の実施状況は下記の通りです。

図表 1-3 平成17年度研究会実施状況

| | | |
|----------------------|----------------------------------|--|
| 参加自治体 | 太田市、埼玉県、柏市、浦安市、山梨県、千葉県 (6自治体) | |
| 開催日程と 各回の研究 内容 | 第1回研究会 (9月9日) | <p>（議題）</p> <p>NPO活動推進自治体フォーラム横浜大会 分科会の 企画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ これまでの決定事項の確認 ・ テーマ及びサブテーマ、分科会全体の流れ、 取扱い事例 ➤ 千葉県大会第4分科会「NPOの自立につな がる資金提供の仕組みとは」の振り返り (5つの事例について) ・ 5つの事例の確認 ・ 事例発表のポイント、パネルディスカッ ションの流れを確認 <p>(2日目のワークショップについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップの狙いの確認 ・ 各テーブルのテーマ設定 |

| | | |
|--|-------------------|---|
| | 第2回研究会 (2月10日) | (議題) <ul style="list-style-type: none"> ➤ これまでの議論の整理 ・ 横浜大会分科会のまとめ ・ 研究会の今後の3つの方向性 ➤ 実態調査の検討 ・ アリスセンターが実施した調査事例から ➤ 実態調査の検討 ・ 滋賀大会に向けた研究テーマの絞込み ・ テーマの絞込み ・ 滋賀大会までの研究スケジュール ・ 役割分担 |
|--|-------------------|---|

図表 1-4 平成18年度研究会実施状況

| | | |
|--------------|--|---|
| 参加自治体 | 札幌市、岩手県、埼玉県、北九州市、太田市、浦安市、山梨県、静岡市、那覇市、柏市、神戸市、千葉県 (12自治体) | |
| 開催日程と各回の研究内容 | 第1回研究会 (6月9日) | (議題) <ul style="list-style-type: none"> ➤ NPO関連事業の実態調査の検討 ・ 前回の研究会の経過について ・ 山梨県・千葉県が実施した調査の事例報告 ・ これから実施する実態調査の検討 ➤ 滋賀大会分科会の内容の検討 ・ 昨年度横浜大会分科会について ・ テーマの絞込み及びプログラムについて ・ 滋賀大会までの研究スケジュール ・ 役割分担等 |
| | 第2回研究会 (9月8日) | (議題) <ul style="list-style-type: none"> ➤ NPO活動推進自治体フォーラム滋賀大会分科会の内容の検討 ・ NPO活動推進自治体フォーラムについて ・ 補助金制度調査の報告 ・ 第2分科会の企画案について ・ 分科会当日の役割に分担について |
| | 第3回研究会 (1月19日) | (議題) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 滋賀大会分科会の議論の整理 ・ 滋賀大会分科会のまとめ ・ 反省点等の整理 ➤ 佐賀大会に向けた研究について ・ テーマの検討 ・ 研究スケジュール |

図表 1-5 平成 19 年度研究会実施状況

| | | |
|--------------|--|--|
| 参加自治体 | 岩手県、埼玉県、北九州市、太田市、山梨県、静岡市、那覇市、柏市、神戸市、群馬県、千葉県 (11 自治体) | |
| 開催日程と各回の研究内容 | 第 1 回研究会 (6 月 1 日) | (議題) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 今年度の研究テーマと方向性について ➤ NPO 活動推進自治体フォーラム佐賀大会分科会の内容の検討 ・ 昨年度滋賀大会分科会について ・ プログラムについて ・ 佐賀大会までの研究スケジュールについて 役割分担等 |
| | 第 2 回研究会 (9 月 6 日) | (議題) <ul style="list-style-type: none"> ➤ NPO 活動推進自治体フォーラム佐賀大会分科会の内容検討 ・ NPO 活動推進自治体フォーラムについて ・ アンケート・ヒアリング調査の報告 ・ 第 2 分科会の企画案について ・ 分科会当日の役割分担について |
| | 第 3 回研究会 (2 月 7 日) | (議題) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「行政の NPO への財政支援のあり方」について ➤ 報告書について |

IV. NPO 活動推進自治体フォーラムにおける成果の共有

財政支援研究会では、平成 18 年度、19 年度の NPO 活動推進自治体フォーラムで、研究活動成果を生かし分科会を開催しました。

図表 1-6 NPO 活動推進自治体フォーラムにおける成果の共有

| 年度 | 内容 |
|---|---|
| 平成 17 年度横浜大会 (第 2 分科会) 平成 17 年 11 月 7 日 | 「行政の NPO への財政支援はどこまで行われるべきか～NPO の自立を促す効果的な支援策を考える！ー資金提供のあり方を中心に～」をテーマに事例報告、パネルディスカッション、グループワーク、コメンテーターのまとめを行った。 |
| 平成 18 年度滋賀大会 (第 2 分科会) 平成 18 年 11 月 9 日 | 「行政の NPO への財政支援のあり方～効果的な支援方法と今後の課題～」をテーマに事例報告、グループワーク、コメンテーターのまとめを行った。 |
| 平成 19 年度佐賀大会 (第 2 分科会) 平成 19 年 11 月 1 日 | 「行政の NPO への財政支援のあり方～受け手の視点に立った効果的な財政支援のあり方～」をテーマに事例報告、グループディスカッションを行い、コメンテーターのまとめを行った。 |

1. 平成17年度・平成18年度・19年度の分科会概要

(1) 平成17年度NPO活動推進自治体フォーラム横浜大会における分科会開催

概要

日時：平成17年11月7日（月）15：00～17：30

8日（火） 9：15～11：30

会場：パシフィコ横浜会議センター

タイムスケジュール

| 時間 | 内容 |
|--------------|--|
| 11月7日 | |
| 15:00～15:05 | 開会、コーディネーターあいさつ |
| 15:05～15:35 | コメンテーターによるキーノートスピーチ |
| 15:35～16:35 | 事例発表 おうみNPO基金 （淡海ネットワークセンター：木村 光一） 広島市まちづくり活動支援基金 （広島市役所：林 篤嗣） 北海道NPOバンク （北海道学園大学：樽見 弘紀） さっぽろ元気NPOサポートローン （札幌市役所：渡辺 三省） |
| 16:35～17:10 | パネルディスカッション |
| 17:10～17:25 | 「市民(納税者)が選ぶ市民活動団体支援制度<1%支援制度>」の紹介 （市川市役所：寺沢和博） |
| 17:25～17:30 | コーディネーターによる簡単なまとめ、閉会 |
| 11月8日 | |
| 9:15～9:30 | グループワーク（前日に抽出した課題の解決） |
| 9:30～11:15 | 休憩 発表（グループ単位で発表） コーディネーターから発表ごとにコメント |
| 11:15～11:30 | まとめ(出丸、川副コーディネーター) |

分科会における役割分担（所属及び職名は、平成17年当時）（敬称略）

| | | |
|----------|-------|-------------------------------------|
| コーディネーター | 山口 郁子 | （中央労働金庫営業推進部 NPO推進次長） |
| コメンテーター | 渡辺 元 | （特定非営利活動法人市民社会創造ファンド 運営委員） |
| 分科会発表者 | 木村 光一 | （淡海ネットワークセンター(財)淡海文化振興財団主幹） |
| | 林 篤嗣 | （広島市市民局市民活動推進課 主査） |
| | 樽見 弘紀 | （北海道NPOバンク理事 北海道学園大学法学部教授） |
| | 渡辺 三省 | （札幌市市民まちづくり局地域振興部振興課 市民活動促進担当課長） |
| | 寺沢 和博 | （市川市市民生活部 ボランティア・NPO活動推進課 副主幹） |

(2) 平成18年度NPO活動推進自治体フォーラム滋賀大会における分科会開催

概要

日時：平成18年11月9日（木）9：00～12：00 13：00～14：30

会場：滋賀県立県民交流センター（ピアザ淡海内）

タイムスケジュール

| 時間 | 内容 |
|-------------|--|
| 9:00～9:05 | 趣旨説明、コーディネーターとコメンテーターの紹介 |
| 9:05～9:20 | 自治体のNPOへの補助金制度調査の結果報告 |
| 9:20～10:20 | 事例報告 NPOパワーアップ補助金について （千葉県庁：鈴木 真） ながのまちづくり活動支援事業について （長野市役所：中澤 和彦） |
| 10:20～10:30 | 休憩 |
| 10:30～11:30 | 事例報告 ボランティア・市民活動元気アップアワードについて （ひょうごボランティアプラザ：稲垣 郁子） 埼玉県における助成事業と「埼玉県NPO基金」について （埼玉県庁：鈴木 淳子） |
| 11:30～12:00 | 全体質疑及びコメンテーターによるまとめ |
| 12:00～13:00 | 昼休憩 |
| 13:00～13:30 | 特別報告 「市民活動団体への経済的課題解決のための運営支援の方策検討調査」 （中央労働金庫：山口 郁子） |
| 13:30～14:15 | グループワーク |
| 14:15～14:30 | コメンテーターによるまとめ |

分科会における役割分担（所属及び職名は、平成18年当時）（敬称略）

| | | |
|----------|--------|---|
| コーディネーター | 水谷 衣里 | （三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 環境エネルギー部 研究員） |
| コメンテーター | 渡辺 元 | （特定非営利活動法人市民社会創造ファンド 運営委員） |
| 分科会発表者 | 鈴木 真 | （千葉県環境生活部NPO活動推進課 副主査） |
| | 中澤 和彦 | （長野市総務部地域振興課 係長） |
| | 稲垣 郁子 | （ひょうごボランティアプラザ事務局次長 兼交流支援部長） |
| | 鈴木 淳子 | （埼玉県総務部NPO活動推進課 主査） |
| 特別報告 | 山口 郁子 | （中央労働金庫営業統括部NPO担当 次長） |
| 当日スタッフ | 田中 泰 | （株式会社ぎょうせい 月刊『ガバナンス』記者） |
| | 小川 有紀子 | （浦安市市民経済部地域活動支援課 主事） |
| | 瀬川 敏彦 | （岩手県地域振興部NPO・国際課 主査） |
| | 石井 良一 | （北九州市総務市民局市民部地域振興課 市民活動支援係長） |
| | 高橋 良彦 | （特定非営利活動法人 市民社会創造ファンド プログラムスタッフ（群馬県研修生）） |
| | 横山 和人 | （神戸市市民参画推進局協働と参画のプラットフォーム ボランティア・NPO係長） |

(3) 平成 19 年度 N P O 活動推進自治体フォーラム佐賀大会における分科会開催

概要

日時：平成 19 年 11 月 1 日（木） 13：00～17：00

会場：唐津市民会館 大会議室

視察：平成 19 年 11 月 1 日（木） 17：00～18：00 唐津曳山会館、旧唐津銀行、中町商店街、Network Station まつろ（CSO 活動支援オフィス）

分科会タイムテーブル

| 時間 | 内容 |
|-------------|---|
| 13:00～13:10 | 趣旨説明・コーディネーター及びコメンテーター紹介 |
| 13:10～13:25 | アンケート調査報告 |
| 13:25～14:05 | 事例報告（レポート）3 件【千葉県、神戸市、岩手県】 質疑応答 |
| 14:05～15:15 | グループディスカッション |
| 15:15～15:30 | 休憩 |
| 15:30～16:00 | グループから報告 |
| 16:00～16:10 | コメンテーターコメント 【市民社会創造ファンド 渡辺 元】 【中央労働金庫 山口郁子氏】 |
| 16:10～16:30 | 地域支援組織からのコメント【NPO くまもと 上土井章仁】 |
| 16:30～16:40 | 質疑応答 |
| 16:40～17:00 | コメンテーターのまとめ 【市民社会創造ファンド 渡辺 元】 【中央労働金庫 山口郁子】 |

分科会における役割分担（敬称略）

| | |
|----------|---|
| コーディネーター | 田中 泰（株式会社ぎょうせい 月刊『ガバナンス』記者） 水谷 衣里（三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 環境エネルギー部 研究員） |
| コメンテーター | 渡辺 元（特定非営利活動法人市民社会創造ファンド 運営委員） 山口 郁子（中央労働金庫 総合企画部 CSR 企画 次長） 上土井 章仁（特定非営利活動法人 NPO くまもと 代表理事） |
| 分科会発表者 | 吉田 光（岩手県地域振興部 NPO・国際課 主任） 横山 和人（神戸市市民参画推進局地域力強化推進課 主査） 町田 昌実（千葉県環境生活部 NPO 活動推進課 副主査） |
| 当日スタッフ | 照屋 初美（那覇市市民協働推進課 主任主事） 石井 良一（北九州市総務市民局市民部地域振興課 市民活動支援係長） 高橋千代美（柏市市民生活部市民活動推進課 主査） 横山 和人（神戸市市民参画推進局協働と参画のプラットフォーム ボランティア・NPO 係長） 高橋 良彦（群馬県企画部 NPO・ボランティア推進課主任） |

第2章 行政のNPOへの財政支援のあり方～効果的な支援

I. アンケート調査の概要

財政支援研究会では、平成18年度、自治体がNPOを対象として実施する補助金に関して調査を行いました。

1. 調査の目的

本調査では自治体のNPO支援（補助金を中心に）は今後どうあるべきかを検討するため、財政支援として一般的な「補助金」に焦点を当て、補助金の出での視点に立ち、自治体ネットワークに参加している自治体のNPO担当課が実施している公募型補助金制度（協働事業は含まない）について把握し、現状での傾向を知ることをねらいとしました。

2. 調査項目

調査項目は下記の通りです。

- ①補助金制度の名称、②背景・目的、③補助の対象となる団体、④総事業費、
- ⑤補助率及び補助率の考え方、⑥上限額、⑦応募団体数のうち採択団体数、
- ⑧スケジュール、⑨審査方法及び審査結果の公表項目（順位、点数）、⑩情報公開の方法、
- ⑪原資の調達、⑫成果報告会の有無、⑬確認検査の有無と有の場合は方法、
- ⑭事業の振り返りの場の有無と有の場合は方法、⑮評価、見直しの経緯、
- ⑯今後の課題及び見直しの予定

3. 調査の対象と期間

調査対象は、NPO活動推進自治体ネットワークに参加している自治体216自治体（平成18年6月26日時点）。

調査期間は、平成18年6月26日から同年7月14日（19日間）。

4. 調査の方法

NPO活動推進自治体ネットワーク会員（216自治体）を対象にメーリングリストにより、照会し調査を実施。

II. 調査結果

1. 回答の状況および回収率

調査に回答いただいたのは、90 自治体で、回答率は 41.7%となりました。このうち、道府県の回答率は 83.8%でした。

図表 2-1 調査対象および回答数・回答率

| | 調査対象（自治体） | 回答数（自治体） | 回答率（％） |
|------|-----------|----------|--------|
| 道府県 | 37 | 31 | 83.8 |
| 市区町村 | 179 | 59 | 33.0 |
| 計 | 216 | 90 | 41.7 |

図表 2-2 調査に回答いただいた自治体のうち、公募型補助制度がある自治体

| | 制度あり（自治体） | 制度なし（自治体） | 制度がある率（％） |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 道府県 | 20 | 11 | 64.5 |
| 市区町村 | 31 | 28 | 52.5 |
| 計 | 51 | 39 | 56.7 |

図表 2-3 補助金制度がある自治体 51 の事業数

| |
|--|
| 63 事業 |
| ※ ただし、調査内容のうち、補助率と上限額の関係についてのみ、1 事業内のうちコースが別々のものは延べ数でカウントした。 |

2. 補助金の実態

(1) 補助の対象

対象となる事業

事業の背景・目的と補助の対象となる事業を団体運営費的、事業費的に分類しました。

63 事業数のうち、団体運営費的は 8 事業で全体の 12.7%、事業費的は 49 事業で全体の 77.8%、団体運営費的+事業費的は 6 事業で全体の 9.5%となりました。

この結果、事業費的な経費を補助の対象とするケースが圧倒的に多いことが判明した¹。

なお、財政支援研究会では、団体運営費、事業費を下記のように想定した。

- ・ 団体運営費的

組織として活動を行う際に必要不可欠な機材・備品の購入や活動拠点の修繕費など、組織として責任を持ち、継続して活動を実施する体制を整えるために必要な経費等

¹ 分類は、各団体の回答に基づき行ったが、分類されていなかったものについては事務局で分類しました。

・ 事業費的

事業に要する経費（例：地域の課題解決に貢献する事業に補助するもの申請する事業のみに要する経費等）

・ 団体運営費的+事業費的

1 事業内に団体運営費的なコースと事業費的なコースを含むもの

図表 2-4 対象となる事業

| 分類 | 団体運営費的 | 事業費的 | 団体運営費的+事業費的 | 計 |
|-------|--------|------|-------------|-----|
| 事業数 | 8 | 49 | 6 | 63 |
| 割合(%) | 12.7 | 77.8 | 9.5 | 100 |

対象となる経費

対象となる経費を、事業を実施するために直接必要となる経費（謝金・賃金、旅費交通費、需用費、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費）と団体の経常的な活動に要する経費（事務所の賃借料、光熱費、事務局人件費）に分類しました。

対象となる経費としては事業実施に係る謝金・賃金、旅費交通費、需用費、通信運搬費、使用料・賃借料はほぼすべての事業に含まれていました。備品購入費については、高額は認めない等の制約があるものや当初から認められていない事業が多い。また、事業に直接必要な経費でも、管理運営費は補助の対象になりにくい傾向があります。経費の内訳に関しては、費目の限定や金額等の制約もあり、補助金を使う側の自由度は低いことがわかります²。

図表 2-5 対象となる経費

| 自治体名 | 事業名 | 事業を実施するために直接必要となる経費 | | | | | | 団体の経常的な活動に要する経費 | | | |
|------|----------------------------|---------------------|--------------|-----|-------|----------|-----------------------------------|-----------------|------|-------------------------|-------------------------|
| | | 謝金・賃金 | 旅費交通費 | 需用費 | 通信運搬費 | 使用料及び賃借料 | 備品購入費 | 事務所の賃借料 | 光熱水費 | 事務局人件費 | その他 |
| 長野市 | ながのまちづくり活動支援事業補助金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (1件3万円以上のもの、10万円まで) | × | × | × | |
| 八王子市 | 市民企画事業補助金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (高額は×) | × | × | × | |
| 新潟市 | 市民公益活動支援補助金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (補助金額の1/2以上×) | × | × | × | |
| 佐賀県 | 次博記念地域活性化事業補助 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (補助金額の1/5以上×) | × | × | × | |
| 長野県 | NPO活動助成事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| 吹田市 | 吹田市市民公益活動促進補助金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (重要度を考慮) | × | × | × | |
| 柏市 | 柏市民公益活動補助金 | ○ | ○ (事業経費の20%) | ○ | ○ | ○ | ○ (車両購入費除く) | × | × | × | |
| 東海市 | まちづくり活動支援事業費補助金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| 松山市 | NPO支援事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| 浦安市 | 浦安市市民活動補助金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (管理責任者が明確でないもの×) | × | × | × | |
| 埼玉県 | NPO活動促進事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (助成経費の20%、25万円まで) | ○ (開設費) | × | × | 18年度から事務所の賃借料は対象外 |
| 我孫子市 | 我孫子市公募補助金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (補助率は100分の50以内とし、補助額は5万円を限度とする) | ○ | ○ | ○ (事務局職員等を雇用するためのものに限る) | ○ (警備費：イベント開催時の交通整理に限る) |
| 岩手県 | 特定公益信託いわてNPO基金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | |
| 岡崎市 | 市民活動団体助成金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| 茨城県 | ご近所の底力助成事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| 福島県 | 公益信託うつくしま基金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (物品の買い替えを目的) | × | × | × | |
| 磐石町 | 磐石町ふるさと文化基金運用事業費補助金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | |
| 千葉県 | NPO活動費補助金事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (対象事業費の30%以内) | | | |
| 高知県 | 公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (内容により判断) | |
| 福岡市 | 福岡市NPO活動推進補助金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | |
| 八戸市 | 合併記念「まちづくりみんなの手で」市民提案事業補助金 | ○ | ○ (視察旅費×) | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| いわき市 | 明日をひらく人づくり事業補助金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |

²回答をいただいた中から、経費内訳の分類が可能な事業を整理しました。

(2) 補助率と上限額の関係

一般財源の補助率については、1/2 補助が 43.9%と最も多く、次に 10/10 補助が 33.3%となっている。一般財源の上限額については、10 万円以下が 29.8%と最も多く、次に 31 万円～50 万円が 22.8%となっています。一般財源は、低額助成が多い傾向にあります。

基金・公益信託の補助率については、10/10 補助が 45.5%と最も多く、次に 3/4～9/10 補助が 27.3%となっています。基金・公益信託の上限額については、100 万円以上が 29.5%、10 万円以下が 22.7%となっています。10 万円以下については、10 件中 8 件が 10/10 補助でした。

上記の結果より、基金・公益信託は一般財源と比較すると上限額が高く、補助率も高い傾向があります³。

図表 2-6 一般財源

| 補助率 上限額 | 10/10 | 3/4～ 9/10 | 6/10～ 2/3 | 1/2 | 1/4～ 4/10 | 補助率 の規定 なし | 計 | 割合 |
|-------------|-------|--------------|--------------|-------|--------------|------------------|------|--------|
| 上限額の規定なし | 1 | | | 2 | | | 3 | 5.3% |
| 100 万円～ | 6 | 1 | | 4 | 1 | | 12 | 21.1% |
| 51 万円～99 万円 | | | 1 | 2 | | | 3 | 5.3% |
| 31 万円～50 万円 | 2 | 1 | | 8 | 1 | 1 | 13 | 22.8% |
| 21 万円～30 万円 | 1 | 1 | | 1 | | | 3 | 5.3% |
| 11 万円～20 万円 | 2 | 1 | | 2 | 1 | | 6 | 10.5% |
| ～10 万円 | 7 | 2 | 1 | 6 | 1 | | 17 | 29.8% |
| 計 | 19 | 6 | 2 | 25 | 4 | 1 | 57 | 100.0% |
| 割合 | 33.3% | 10.5% | 3.5% | 43.9% | 7.0% | 1.8% | 100% | |

図表 2-7 基金・公益信託

| 補助率 上限額 | 10/10 | 3/4～ 9/10 | 6/10～ 2/3 | 1/2 | 1/4～ 4/10 | 補助率 の規定 なし | 計 | 割合 |
|-------------|-------|--------------|--------------|-------|--------------|------------------|------|--------|
| 上限額の規定なし | | | | | | 1 | 1 | 2.3% |
| 100 万円～ | 5 | 6 | | 2 | | | 13 | 29.5% |
| 51 万円～99 万円 | | | 1 | | | | 1 | 2.3% |
| 31 万円～50 万円 | 3 | 2 | | 3 | | 1 | 9 | 20.5% |
| 21 万円～30 万円 | 2 | 1 | 1 | 2 | | | 6 | 13.6% |
| 11 万円～20 万円 | 2 | 2 | | | | | 4 | 9.1% |
| ～10 万円 | 8 | 1 | | 1 | | | 10 | 22.7% |
| 計 | 20 | 12 | 2 | 8 | 0 | 2 | 44 | 100.0% |
| 割合 | 45.5% | 27.3% | 4.5% | 18.2% | 0.0% | 4.5% | 100% | |

3

1 事業内でコースが複数ある場合や同じ事業であっても補助率や上限額が複数ある場合は、延べ数でカウントした。ゆえに、事業数は 6 3 だが、延べ数は 1 0 1 になっています。

(3) 審査方法について

補助金の交付対象団体の選定にあたっては、外部審査を行っているところが書類+外部審査の23事業と書類+公開プレゼンテーション+外部審査の22事業、1事業内に2コースあり審査方法が別々の5事業の計50事業と多くなっています。

そのうち、公開プレゼンテーションを行っているのは、22事業です。また、審査に当たりNPOに関する有識者などを加えています。審査の透明性、公正性の確保に努めていることがうかがえます。一方、書類審査のみで審査している事業では、上限額が低いものや、人材育成（研修参加や大学教授への後援依頼など）への助成が多い傾向にあります。

図表 2-8 審査方法について

| | 書類 審査 | 書類+ 内部審査 | 書類+ 外部審査 | 書類+ 公開プレゼンテーション +外部審査 | 1事業内に2コースあり 審査方法が別々 | 合計 |
|-------|----------|-------------|-------------|-----------------------------|------------------------|-----|
| 事業数 | 10 | 3 | 23 | 22 | 5 | 63 |
| 割合(%) | 15.9 | 4.8 | 36.5 | 34.9 | 7.9 | 100 |

(4) 評価について

評価については、評価なしが52.4%、評価ありが47.6%であり、ほぼ半々でした。

また、評価ありの内訳については、報告会・成果発表会等で実施する事業が73.3%、団体が自己評価をする事業が6.7%でした。

図表 2-9 評価について

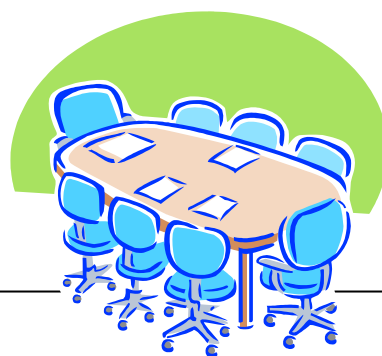
| | 評価なし | 評価あり | 合計 |
|-------|------|------|-----|
| 事業数 | 33 | 30 | 63 |
| 割合(%) | 52.4 | 47.6 | 100 |

図表 2-10 評価ありの内訳

| | 団体が自己評価 (自己評価シート等 を作成) | 報告会、成果発表会、 審査会等で実施 | その他 | 合計 |
|-------|------------------------------|-----------------------|------|-----|
| 事業数 | 2 | 22 | 6 | 30 |
| 割合(%) | 6.7 | 73.3 | 20.0 | 100 |

また、評価については、このほかの方法として、下記を挙げた自治体がありました。

- ▶事業終了後に1団体10分のプレゼンテーションを実施し、コーディネーター（地域づくりネットワークに登録している人）5名が審査員として点数をつけ、集計、発表。
- ▶訪問によるフォローアップ調査（事業成果、地域の反響、継続・発展の見込み等）を実施。
- ▶両事業の助成団体には、もれなく現地調査を実施して団体の事業成果や今後の事業展開の計画について情報を収集し、今後に生かすこととしている。さらに、一昨年度助成を受けた団体に対して追跡調査を実施し、助成事業実施後の活動の現状について報告を受けた。ステップアップ事業の実施団体には、事業報告会時に事業の自己評価シートを作成してもらい、委員会の委員がそれをもとに講評を行う形で事業評価を実施している。事業報告会においては、委員会の委員から各団体の事業について概ね好意的な評価を得ている。
- ▶平成16年度に11～15年度の助成先78件にアンケート調査を実施。㊦助成先の自己評価、㊧数値面（財政規模、会員数等）での効果、㊨㊦と㊧の結果より運営委員、信託先銀行、当課による評価を実施。
- ▶事業サポートとして補助団体に対してサポート委員を派遣し、組織基盤の振り返りを実施。
- ▶中間段階（9月末日時点）及び事業終了時（3月末日時点）に実施状況報告書とともに、評価報告書をボランティア団体等が提出。3月に審査会・幹事会合同会議を実施し、事業内容について検証・評価を行う。また、基金21協働会議（NPO・審査会幹事会・県）を通じて制度を検証。



コラム 財政支援研究会に参加して

平成18年度、研究会の担当時に、2つの調査をしました。

1つは、千葉県庁内のNPO関連事業の担当課名、事業名、事業形態（委託、補助・・・）、事業概要、予算額、対象者を調べ、傾向と現状の問題点（複数セクションで類似事業を実施など）を把握する調査、2つ目は、滋賀大会分科会でも報告させていただいた自治体ネットワークに参加している自治体のNPO担当課が実施している公募型補助金制度について傾向をみる調査でした。

調査を通して感じたことは、自治体ネットワークに参加している自治体の皆さまがとても協力的であり、疑問点等を問い合わせると親切に対応してくださること、調査の取りまとめ途中でも渡辺元さん、山口さん、水谷さんのアドバイスをいただけること、研究会では議論・意見交換をし、結果を共有することができること、このような環境（場）があることが素晴らしいと思いました。

研究会は私にとって大変勉強になりましたし、今後も研究結果等を業務に生かしていきたいです。

岩谷 麻有子〔千葉県環境生活部NPO活動推進課〕

III. 補助金制度に関する事例

ここでは、平成 18 年度に主要なテーマとなった各自治体の NPO を対象とする補助金制度について、平成 18 年度滋賀大会・分科会での 4 つの報告をもとに記述を行う。

1. 千葉県 - NPO パワーアップ補助金について

(1) 補助金制度の概要（平成 18 年度当時）

- ・平成 14 年度から補助事業をスタート。毎年補助金額の見直しを行っている。
- ・平成 17 年度のスタート自立支援（上限 30 万円、10/10）、新たな活動展開支援（上限 60 万円、1/2）。の 2 種類の NPO 活動補助金から平成 18 年度に NPO パワーアップ補助金に改変。
- ・全体の裾野を広げる支援から自立化に向かおうとしている団体の力をつける支援に変更。
- ・補助金 A の組織基盤強化への支援（上限 20 万円、3/4）、補助金 B の事業発展への支援（上限 50 万円、1/2）を設置。
- ・補助金 A は、平成 18 年 4 月 1 日現在で設立 3 年未満の団体（主に活動実績 1 年以上）が対象。事業の対象経費は、NPO の組織運営の充実を図ることを目的に、団体が行う人材育成などの組織基盤強化の取り組みに必要な費用である。
- ・補助金 B は、平成 18 年 4 月 1 日現在で設立後 3 年以上の団体が対象。事業の対象経費としては地域の多様な主体と連携や協働を行うことも視野にいった、新たな事業拡大・発展を図るなど波及性の高い事業に必要な経費であり、事業を実施するうえで直接必要な費用の一部を補助の対象としている。また、管理費としては直接経費の 30% までを上限として補助の対象としている。

(2) 分科会での論点と意見

この補助金制度をもとに、「行政としてどのような団体を対象に、何を支援していくのか。また、団体に明確に伝えるための工夫とは何か」を論点に議論を行った。

おもな意見

- ▶出し手としての補助の目的を明確にした上で、立上げ段階、展開段階、取りまとめ段階など団体の状況に応じて考える必要がある。
- ▶補助の対象とする事業の中に、今後は人件費をはじめとする運営費的なものを認めていくことも考慮する必要がある。
- ▶県と市町村の財政支援として、団体の立上げ支援まで県が行うのか、各市町村単位で行うものを全体的に県がサポートすべきなど、役割分担を明確にする必要がある。
- ▶補助金制度の目的や対象についての周知方法としては、ホームページなどの広報、中間支援機関を通じた広報を行うことが効果的である。
- ▶実際に団体との Face to face による事前の趣旨説明会が大事である。
- ▶人格の有無による差別化をどう考えるか検討を要する。

担当者の声

会場から、「立ち上げ支援まで県がやるべきなのか」との意見があった。

補助金の担当者として感じたことは、「筋論としては会場意見が正解かもしれない。しかしながら、立ち上げ後1～3年目、いわゆる組織が軌道に乗るまでが一番大変であるという実態がある。その中で何が大変なのか、何が足りていないのかという実態を直視しなければNPO支援は机上の空論に終始する」ということである。

実態に即した施策を提案し、その説明責任を果たすことが出来る理屈付けを考え整理することが担当者の腕の見せ所ではないだろうか。「こうあるべき論」だけでNPO支援の現場は語れないのではないかと実感している。もちろん、全ての現場ニーズに合わせることは到底不可能である。現場に出て実態を把握し、その中から行政として目指すべき方向性を考え、施策提案するという能力を発揮することが求められる担当者像ではないかと考える。

鈴木 真〔千葉県NPO活動推進課（当時）〕

2. 長野 - ながのまちづくり活動支援事業について

(1) 補助金制度の概要（平成18年度当時）

- ・ 企画研究部門（上限10万円、10/10）と実践活動部門の2種類で構成。
- ・ このうち実践活動部門はホップ（上限100万円、スタート枠50万円、8/10）、ステップ（上限60万円、6/10）、ジャンプ（上限40万円、4/10）の3種。
- ・ 広報誌、地元の市民新聞、ケーブルテレビ等への広報支援。
- ・ 審査は書類審査、公開審査で行っており、公開審査は、1団体5分程度。
- ・ 翌年4月には活動発表会（成果報告）が開催される。

(2) 分科会での論点と意見

この補助金制度をもとに、「1年間の助成期間で団体のステップアップをどのように支えていくか。金銭的支援以外のサポートをどのようにするのか。」を論点に議論を行った。

おもな意見

- ▶ 補助金制度のPRや広報をどのようにやっていくかより有効な方法を検討する必要がある。
- ▶ 事業終了後に補助金で行った活動内容の発表の場や市民の方に事業の成果など、活動を紹介していく機会が必要である。

- ▶ネットワークづくりとして、庁内の関係課との連携や行政とNPOの関係だけではなく、第三者・専門家が入ってアドバイスしていく仕組み、中間支援機能を有するNPOがコーディネート役をする仕組み、各種団体と連携する仕組みづくりも視野に入れて補助金制度を考えることが必要である。
- ▶お金を出すことのみならず、お金を出したプロジェクトがより有効に機能するように、専門的なアドバイスを関係する専門家が関わり支援する「テクニカル・アシスタンス」の体制が必要ではないか。



担当者の声

全国的にNPO活動を資金面から支援する財団や金融機関が増えつつある現状の中で、改めて自治体がNPO活動に補助金を交付する意義を問う必要があると感じています。

滋賀大会の「第2分科会」でご紹介しました当市の補助金の性格と特徴は、財団の助成金とあまり変わりません。補助金は寄付金と似ており、直接見返りを求めない資金ではありますが、当市の補助金を交付したNPOの活動がその後どう変わったのか、様々な角度から分析・検証し、十分な成果が上がっていない場合は、縮小も視野に入れた見直しをする必要があると感じています。

今後は、「民が民を支える環境」を国や自治体がどう整備していくのか、そのための取組がより重要になってくるのではないのでしょうか。

中澤 和彦〔長野市総務部地域振興課（当時）〕



3．兵庫県 - ボランティア・市民活動元気アップアワードについて

(1) 補助金制度の概要(平成18年度当時)

- ・平成13年1月に第1回ボランティア・市民活動元気アップアワードを実施し、今回が7回目。
- ・広く県民や企業・団体に呼びかけ、寄付を通じて資金造成を図るとともに、県内のボランティア活動団体を公募し、公開審査を行い、賞金を授与する。
- ・企画提案型(元気アップ大賞100万円、元気アップ賞15万円)と活動実績評価型(こっこつ大賞20万円、こっこつ賞5万円)の2種で構成。
- ・審査委員による書類選考(一次審査)では、企画提案型は、「企画が画期的か」「実現性があるか」を、活動実績評価型は、「生活・コミュニティに密着した活動か」を重点に評価。
- ・「元気アップアワード」開催当日に、ステージ上と特設ブース(パネル展示)におけるプレゼンテーション(二次審査)により、「企画内容」「提案力・アピール力」を審査委員と協賛団体や学生などの当日審査委員が評価。

(2) 分科会での論点と意見

この補助金制度をもとに「文化の醸成に対して、自治体としてどのように関わっていくことができるのか。」を論点に議論をした。

おもな意見

- ▶市民や企業などに寄付を求める際に、団体の活動状況の報告や、なぜその寄付を求める必要があるのかという目的等を理解してもらえるように説明する必要がある、これを情報発信することが大切である。
- ▶青森市のカーリングチーム「チーム青森」がオリンピックに出る際に活動資金を集めるために、青果会社がカーリングバナナという仕組みを作ったように、住民、市民が気軽に寄付していくという新しい仕組みをつくる必要があるのではないか。

4．埼玉県 - 助成事業と「埼玉県NPO基金」について

(1) 補助金制度の概要(平成18年度当時)

- ・平成16年度から助成事業をスタート。
- ・スタートダッシュ事業(認証後6ヶ月以内、上限30万円、10/10)、ステップアップ事業(登記完了後3年以内、上限100万円、4/5)の2つ。
- ・ステップアップ事業については公開プレゼンテーションを実施し、その際、マニフェストシート(①目標、②地域貢献、③事業実施による成果、④成果の公開)を義務づけている。また、事業終了後に、自己評価書(①目的の達成度、②地域への貢献度、③事業の継続性、④費用対効果、⑤総合評価)を作成し、事業報告会等で公表している。
- ・両事業とも、終了後に現地調査を実施している。

- ・ 後記 平成18年度から、両事業はチャレンジサポート事業に統合されている。
- ・ 平成16年度に埼玉県NPO基金、平成18年8月に団体希望寄附金制度を創設。
- ・ NPO基金への寄附は、①一般寄附、②分野希望寄附、③団体希望寄附の3つの方法があり、基金による助成事業の実施にあたっては、寄附者の意向を尊重できる仕組み。

(2) 分科会での論点と意見

この補助金制度をもとに、「団体の得た成果をどのように評価したらよいか。」「助成した制度自体の見直しであるとか、フィードバック、ブラッシュ・アップをどのように積み上げていけばいいのか（自治体として制度の運用状況というのをどのようにフィードバックしていけばいいのか）」を論点に議論を行った。

おもな意見

- ▶事業報告などのプレゼンテーション能力のみで評価するのではなく、地道に着実に活動している団体へも目を向けることも大切である。
- ▶資金の出し手として支援する側の制度では単年度主義であっても、受け手としての団体の活動成果は単年度で出てくることはまずない。例えば、長野市における長期的な視点から3～4年かけてじわじわと成果をかもし出すやり方などが重要である。
- ▶直接の成果も大事だが、事業を行う過程で得られた「人との出会い」、「他の分野との連携」などさまざまな副産物も大きな成果である。
- ▶団体の得た成果の評価方法として、自発的に自己団体の評価を行う自己評価と、客観的な評価を行うインタビューやプレゼンで行う方法がある。
- ▶補助金により事業を行ったNPOの評価を行政が直接行うのは、NPOにとっては非常に抵抗感がある。しかし、行政から見ると、公金を出している以上、客観的な評価をすべきである。そこで中間支援組織を経由して行う、中間支援組織から見た総合評価というような共同評価的な評価を行うことも考える必要がある。

担当者の声

滋賀大会は、「埼玉県NPO基金」に団体希望寄附金制度（基金に寄附する際に支援したい団体を希望できる制度）を創設して間もない、手探りの時期の開催でした。ほんの1年前なのに懐かしい気持ちです。

埼玉県では、平成19年度から団体希望寄附金による「みんなでサポート事業」を開始しました。滋賀大会では、当時の助成事業と評価について発表しましたが、団体希望寄附金制度では【支援者の寄附→助成事業の実施→支援者への成果報告】といった一連の流れが「評価」され、次の「寄附」の有無に現れます。この制度は、県への寄附に伴う税制面での優遇措置ばかりが話題になりますが、寄附者の評価が財政支援に直結するシビアな制度でもあるわけです。

2年目となるこの制度は、幸い寄附も増加傾向にあり、財政支援の仕組みの1つとして根付きつつありますが、「民が民を支えるシステム」を広げるための工夫と努力を、これからも継続していきたいです。

鈴木 淳子〔埼玉県総務部 NPO活動推進課〕

参考（分科会コーディネーターによるまとめ - 滋賀大会分科会報告より）

各自治体での資金支援制度に関する事例報告や、事例報告に関して分科会で出された意見を踏まえて、自治体の補助金制度に関してコーディネーターが分科会当日に行ったとりまとめを掲載します。

近年、自治体によるNPO支援の制度は非常に増加しています。また、補助金や助成金、協働事業など、支援のあり方やプログラムの多様性も顕著です。

今回の分科会を貫く問題意識として、「NPOへの財政面での支援制度が、誰のために・何のために設置されたものであるのか、地域の中で十分に議論され、共有されているのだろうか」という点がありました。地方自治体による支援制度のあり方を考える上で、制度の設置者・設計者側である自治体職員の皆さんからこうしたご意見・ご指摘があったことは、自らの組織が行う支援制度について客観的に考えてみたい、という参加者の皆さんの視点の表れであるように感じます。

分科会では、主に4つの観点からディスカッションを行いました。

1つめは、自治体として、誰を支援していくのか、すなわち「補助の対象」についてです。

当日の議論では、ひとくちに「NPO」といっても、団体によって段階や局面は様々であり、こうした違いに応じ対応する柔軟性が必要だという意見がでました。

本来であれば、立ち上げ段階にある団体と、展開期にある団体、一定程度の活動を行った上で、成果を次に繋げる段階にある団体に対しては、異なる支援が必要なはずですが、こうした違いに対する認識が十分であるのか、また認識をしていたとしても十分な配慮がなされているのか、各自治体が支援制度を振り返ることが、より効果的な支援策への改善へとつながるのではないかと思います。

2つめは、自治体としてどう団体や個人の力量形成を支援し、自立に向かってサポートするか、という観点です。地方自治体によるNPO支援では、それぞれの地域において、ボランティアな意志を持つ個人を増やそう、そうした個人の組織化を支援しよう、すなわち裾野の広がりを支援するケースが大変多くなっています。こうした萌芽期における支援だからこそ、その団体は最初の支援でどんな成果が挙げられたのか、つまずきがあったとすればそれはどこか、注意深くサポートすることが必要なのではないかと思います。

3つめは、審査のあり方についてです。分科会では、神戸市における市民参加型の審査が、具体例として提示されました。この審査方法の良い点は、審査の過程を見やすく・分かりやすくする効果があることと、審査の課程に参加型の要素を加えることで、市民に対して当事者意

識を醸成し、活動に関する関心を持ってもらう効果があることの2つにあります。審査方法や観点は、制度のあり方の根幹と深く関わります。こうしたことから、それぞれの制度のあり方や位置づけを十分に認識した上で、その制度の設置の意図にあった審査方法をとることが重要だと言えます。

4つめは、評価のあり方に関する観点です。評価については、2つの側面があります。ひとつは、支援制度をよりよくするために、制度自体を見直すという意味での評価、もうひとつは個々の支援先の活動の有用性や意義についての評価です。

この2つは、しばしば混同されることがあります。支援制度の評価、すなわちプログラムの評価と、個々の団体が行ったプロジェクトの評価をきちんと切り分け評価することと、個々のプロジェクトの結果から、プログラム自体を見直すこと、その両方の視点が重要です。

続いて、自治体としての支援制度のあり方を、社会全体の中でどのように位置づけるか、という観点から、特別報告を行いました。

特別報告は、横浜市からの委託調査により、特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ（通称アリスセンター）が実施した調査結果をもとに行われました。調査名は、『市民活動団体への経済的課題解決のための運営支援の方策検討調査』です。

本報告では、団体にとって有効な資金支援制度を作り出すためには、地域に存在する各団体がどういった課題を抱えているか認識することと、地域のなかで、どういった制度が存在し、それぞれの制度が社会全体のなかでどういった役割を果たしていくのか考えることが重要とのメッセージが出されました。

また、そのためには資金支援者相互が相互に繋がりを持ち、それぞれの支援制度について認識することや、支援を求める団体に対して適切に情報提供する機会を作ることが重要との指摘がなされました。

分科会では、資金支援のあり方について議論を行ってきました。しかし、より有効な支援を行なおうとすれば、団体に流れる資金の絶対量だけが問題なのではなく、資金支援の方法や資金面以外の支援策との組み合わせが重要だといえます。

滋賀大会・分科会コーディネーター 水谷 衣里

IV. 補助金制度に関する提言

アンケートによる「補助の実態」調査結果、および、関連する4つの事例を踏まえ、下記の通り提言したい。

- (1) <補助>というものを従来型の行政行為の補完という位置づけではなく、公共とともに担うパートナーとしての力量形成のための一つの機会と捉えなおすことが重要であり、そのためには、以下の点に留意する必要がある。

補助の対象として、事業的経費だけではなく、必要と判断される場合には、団体運営費も視野に入れるなど、受け手にとって自由度が高く、使い勝手の良い仕組みとする。

補助率の設定に関する明確な根拠を見出さない中、団体の負担とならないよう、撤廃(特に小額の場合)または、無理のない設定を行う。

審査については、オープンで、団体の自立と発展を促すための長い目線での基準設定と審査方法を工夫する。

評価に際しては、事業結果の良し悪しを問うのではなく、所期の目的に照らしてどのような成果と効果があったかを見出す姿勢で臨み、その結果を後の仕組みに反映させる。

- (2) 補助をより効果的なものとするためにも、例えば、「場の提供」「事業や組織運営に関わる専門家の紹介・派遣」「(NPOに不可欠な)行政情報の提供」など、金銭以外に関連した支援、すなわち“テクニカル・アシスタンス(実務的援助)”につき、NPOと一緒に検討していくことが望まれる。

- (3) NPOにとって財源の多様化は重要な課題であり、今後は「民から民への資金の流れ」を太く、活発なものとしていくための仕組みが必要とされる。その基盤整備に貢献する意味でも、行政としては、下記のような事柄にNPOと共同で取り組んでいくことが望まれる。

行政とNPOの連携・協働の機会や場を仲介する民間のNPO支援組織の専門性の向上と強化に関する協力や支援。

企業や行政、NPOといった異なるセクター間でのプラットフォームづくり。

寄付税制など、現行の税体系を変えていくための提言と行動。

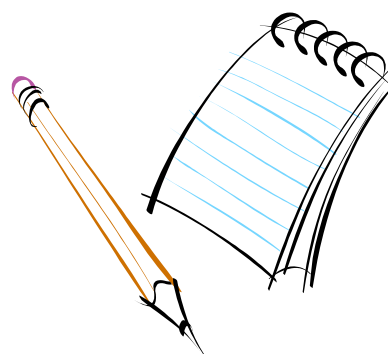
コラム 財政支援研究会に参加して

当時担当していた事業に役立つのではと思い、研究会に参加させていただいたのですが、期待していた以上に多くの成果と経験を得ることができました。特に2年目に行った各自治体のNPOに対する財政支援の状況調査と、滋賀大会分科会での事例報告では、全国の様々な実践を比較して見ることができ、財政支援のあり方に対する視野が広がりました。また、参加された他自治体の方々との交流やアドバイザーの皆さんの助言からも、たくさんのヒントと熱意を分けいただきました。

このような組織の垣根を越えて共通するテーマについて議論できる場があることは、それぞれで培われたノウハウを提供しあうことにもなり、互いの刺激にもなるのではないのでしょうか。特にNPOの分野は比較的新しく、その内容も多様なので、広く知恵を合わせることがとても役立つと思います。今後もNPO活動推進自治体ネットワークを中心に、さらなる相互交流が行われることを期待します。

小川 有紀子

〔浦安市市民経済部地域活動支援課（当時）〕



コラム 財政支援研究会に参加して

ネットワーク規約の目的に「具体的実践に基づく・・・成果について共有、議論して・・・施策に反映する」とあります。研究会は、まさにこのネットワークの目的を実践する場。

平成14年度、私がNPO活動推進課に配属になって、最初に携わった仕事は「NPO活動費補助金」。そして当時の審査委員長が渡辺元さん。「補助金は小額かもしれないが、NPOの現状を知る貴重な事業だ」の一言が忘れられません。

今年、中小企業地域資源活用促進法がスタート。これに併せて千葉県が最初に取り組んだのが公募型委託事業。モデルとなる成功事例を作ること。そして企業が抱えるニーズ等の市場調査をねらったものです。元さんの一言が原点でした。

研究会を通じて、様々な場で「実践→議論・共有→反映」が実践されたはず。自治体ネットワーク、そして研究会に感謝です。

湯下 健一

〔千葉県環境生活部NPO活動推進課（当時）〕



第3章 受け手の視点に立った効果的な財政支援

I. アンケート調査の概要

1. 調査の目的

“受け手”としてのNPO側の視点に立ち、より効果的で使い勝手の良い補助金のあり方を検討することを目的に、NPOに対するアンケート調査を実施。

2. 調査項目

団体概要について

行政の補助金について

民間助成との比較について

(詳細は、資料編P69～P87参照)

3. 調査の対象と期間

調査の対象は、研究会各メンバーの部署で行った平成17年度、平成18年度に補助金を交付した事業かつ事業が完了している団体。

調査の期間は、平成19年7月18日～平成19年7月31日としました。

4. 調査の方法

電子メール又は郵送により、アンケートの実施(対象団体)

II. 調査結果

1. 回答の状況および回収率

NPO活動推進自治体ネットワーク「財政支援研究会」参加自治体11自治体のうち、対象事業等があった自治体は7自治体あり、回答率は61.46%で59団体から回答がありました。

2. 行政の補助金について

(1) 補助の金額及び補助率

補助の金額は、「20万円以上50万円未満」が39%を占め最も多く、100万円未満で全体の約9割を占めていました。この補助の金額については、「人件費が認められないこと」、「申請金額が減額されたこと」などの理由から、約2割は、「妥当と思わなかった」と回答しました。

また、補助率については、30%が「妥当と思わなかった」と回答しており、団体の目的や事業規模に照らしてどのように思ったかとの問いに「団体負担率50%以上では厳しい」との意見が多く寄せられました。

(2) 使途制限

使途制限の有無についての問いでは、46%は「あった」と回答しており、その主な意見は、「人件費、交通費、会場借上げ費に制限があることに疑問がある」との内容の回答が多く寄せられました。

(3) 事業の波及効果等

補助事業により、波及効果が「あった」との回答が95%を占め、内訳は、「スタッフのスキルが向上した」が27%と最も多かった。また、その他の意見としては、「公的補助を受けることにより信頼度が高まった」との内容が多く寄せられました。

3. 民間の助成金との比較について

アンケートでは、民間助成金と行政の助成金とを比較した場合、どのような違いを感じているのかを把握するため、民間助成金との比較に関する項目を加えました。

民間助成金と比較した意見として、下記の回答がありました。

報告事項については、「民間助成金の事業報告及び決算書提出に比べて提出文書が多い」、「領収書の添付は民間も行政補助も当然と思うが、民間の場合のほうが、団体保存の為手軽であった」との意見がありました。補助率については、「民間助成も行政とほぼ同様の趣旨で実施している」、「補助率が行政よりやや高いので、活動内容が充実できる」との意見がありました。使途制限については、「民間は、使途制限は緩やかなものが多い」「人件費に使える、もしくは研修などのスキルアップの為に使える」との意見がありました。

III. ヒアリング調査について

1. 調査の位置づけと対象団体

本調査では、アンケートにご回答いただいた団体のうち複数について、補助事業を経験した団体の側から見た意向と今後の課題を深堀するために、下記の3団体に御協力いただきヒアリング調査を実施しました。

ヒアリングで出された主な意見として、補助金の使途制限により、「人件費や物品購入に際し苦慮した」ことがあげられました。一方で、行政の補助金を受けることにより、「企業や住民からの信頼が得られるようになった」や「スタッフのスキルが向上した」などの補助事業による効果があったことがあげられました。中には、「補助金をもらうことにより報告しなければならないという制約ができ、逆に活動を続けることができた」との前向きな意見もありました。

図表 3-1 ヒアリング協力団体

| 団体名 | 地域 |
|----------------------------|-----------|
| 特定非営利活動法人エコ・スタディいさわ | 岩手県奥州市 |
| 特定非営利活動法人コミュニティーサポートセンター神戸 | 兵庫県神戸市 |
| 特定非営利活動法人こだま | 千葉県長生郡睦沢町 |

2. 調査結果

(1) 岩手県の補助金について - 特定非営利活動法人 エコ・スタディいさわの意見

当該団体は、主に親子自然体験事業などを実施し、県、市、社団法人、企業などから毎年2件程度の補助や助成を受けています。

この団体からは、はじめに、補助金申請時における問題点として、使途制限の理由が不明確なことや必要以上に資料提出を求められたことがあげられました。必要以上の資料提出については、申請時に経費等の「詳細な」情報を報告することが困難であること、その記載内容に縛られて柔軟な事業運営ができなくなる可能性があるという意見がありました。

次に、補助金交付後の問題点としては、補助金（精算分）の支払い遅延があげられました。また、年度末実施事業においては年度内の実績報告が困難であるという意見もありました。

補助事業の効果としては、会員・利用者の増加、スタッフスキルの向上、ネットワークの拡大、新たな事業展開に繋がったことなどがあげられました。

補助事業完了後の行政の関わりについては、助言や情報の提供、事業への後援、後継者育成への支援、報道機関への情報提供等、金銭以外の支援に対する期待がありました。

今後の補助制度の展開については、補助は非営利活動を行う団体にとって頼りになる制度であり、小額補助と高額補助の併用が効果的な支援と考えられること等があげられました。



担当者の声

ヒアリングを通じて、①補助に係る使途制限については、制限の理由に説得力があれば、団体側も納得している状況が見られたことから、制限を加えること自体の問題とともに、行政側の広報（説明責任）についても着目する必要があると感じました。②事業の立ち上げ時には幅広い支援、発展時には手厚い支援を望む声があり、NPOの支援を目的とする補助制度を創設する際には、両者を組み合わせた支援策が有効と感じました。③補助事業の波及効果については、多くの団体を実感しており、行政には金銭以外の支援を望む声があるので、これについての検討も必要と感じました。④民間助成の魅力は、柔軟性と迅速性にあると感じました。受け手にとって満足度の高い制度としていくためには、この要素を取り入れることが重要なポイントと考えます。柔軟性については、行政の性質上、難しい面もありますが、助言などを充実させてサポートしていくことが必要ではないかと思いました。

吉田 光〔岩手県地域振興部NPO・国際課〕

(2) 神戸市パートナーシップ活動助成について - 特定非営利活動法人コミュニティーサポートセンター神戸 (CS 神戸) の意見を踏まえて

この団体は、NPOの立ち上げや活動を支援する中間支援組織として、神戸市内だけでなく広域的な活動を展開しています。

また、神戸市の協働と参画のプラットフォームは、市民と市の協働をすすめるための協働のオフィスで、通常の役所に置かれる協働セクションと違い、市民団体と市役所の各部署との協働のコーディネートをを行う専属のスタッフが常駐しています。

「パートナーシップ活動助成」は、市民提案型の協働事業への初動期の支援で、自己資金以外に団体のマンパワーも資源換算し、その合計を助成金の限度額とする「マッチングファンド方式」。また、協働事業への助成ですから当然のことですが、金を出したら口も出す。ただし、神戸市役所や外郭団体が丸一丸となって、採択された協働事業の実現に向けて全面的に協力する、といった特徴があります。

CS神戸の提案(東灘と灘のNPO法人交流会)は、「地域活動の新しい担い手であるNPOのことを地域の人たちに知ってもらいたい。そのため、NPO見本市を開き、NPO活動の認知度向上や自分たちのネットワーク拡張を図る。」というものでした。

ところで、自治体からの補助金は必ず最後に市民福祉の向上に結びつかねばなりません。しかしNPOへの支援は必ずしも全てが市民福祉の向上につながるとは言えません。本件は、審査会でもその点が問題となりましたが、地域住民への周知やNPO同士のネットワーク構築が、最後は市民福祉の向上に資するとの理由で採択されました。

今回のヒアリングの際、団体から「補助金交付決定後に市役所から交付取消しをほめかされた」との意見がありましたが、これは、採択後の打ち合わせのとき、自分たちの内輪の交流活動のみに補助金を使い、市民に対しての積極的なPRはやめようという意見が出たため、このままでは市として補助金の支出や協力は難しいと伝えたものです。NPO側は、この点にかなり納得し兼ねるようでした。NPO側には「自分たちは『新たな公共を担うセクター』。だから、当然正しいお金の使い方を知っている。行政は口出しするな。」という考えが根底にあります。PS助成は協働のパートナーへの助成として、NPOの福祉向上ではなく市民福祉を目標に掲げており、神戸市の、「金を出したら口も出す。ただし育てる、育ててもらおう。」という姿勢は、制度発足時より変えていないし、今後も変えるつもりはありません。

担当者の声

自分たちの活動への支援は常に市民福祉の向上につながると主張するCS神戸との協働は、何度も話し合いを重ねる必要がありました。市民活動への支援は、お互いに思いを話し合って理解しあうことが大切です。ところが、会場では、お金を出すだけで、団体とのコミュニケーションをとっていない自治体もかなりあると感じました。お互いに顔の見える関係であれば、報告書の内容の不備で支出が遅れるなどという事態は簡単に回避できると思います。

また、役所の補助金のエンドユーザーは市民であるべきです。多くの場合、NPOへの支援は市民福祉の向上に直結しますが、まれに、単にNPOの福祉向上にしかならない場合もあります。このような場合も、将来の市民活動の活性化のためにNPOへの支援を行うべきなのでしょうか？私は4年間この仕事に就いていますが、常にこの点に悩み続けています。

横山 和人〔神戸市市民参画推進局協働と参画のプラットフォーム〕

(3) 千葉県パワーアップ補助金制度について - 特定非営利活動法人こだまの意見

千葉県では、NPOの組織運営の充実を図ること、新たな事業の拡大・発展を図ることを目的とした2種類補助金事業（パワーアップ補助金制度）を設けています。

今回ヒアリングを行った団体は、古民家を拠点に行う団塊世代等の地域参加プログラム事業で、高齢期を迎えた方が、生き生きと地域の中で活躍できる場所や方法を一緒に考えることを目的としています。

この団体からは、次のような意見がありました。

補助金の応募に留意した点は、補助事業の趣旨が団体の活動の考えと似ていることです。

補助金申請時に気になった点は、費用によって可否の線引きが分かりにくい場合がある。（例えば、講師の食事代、実行委員会のお茶菓子代など）

地域に根付いた事務所での活動には「ボランティアスタッフのお礼として『気は心で出すお金』」などが必要であり、自腹で支出している。民間では支払可能などところもあります。

民間の補助金で、3年間申請し、3年回頂いたことがあります。これは継続して申込みすることで、次の事業展開への高額な補助金を申込み資格が得られ、とてもモチベーションの上がる仕組みであると思いました。

補助金申請時期について、民間補助金は1月に申込みができ、5月から事業が始められるのでとても使い易いです。一方で、ある民間の補助金は、「何でもあり」。もう少し関わってもらいたいと思いました。

補助金事業完了後の効果については、県の補助金で事業を行っている、地域住民にも受け入れられ方が違います。また信頼性が得られます。さらに代表以外のスタッフも会計ができるようになるなどスタッフのスキルが向上しました。そして補助金をもらうことで、報告しなければいけないなどの制約ができ、活動を続けることができました。

補助金事業完了後の行政の関わりに期待することは、事業完了後に行政のホームページで、補助事業の内容や効果を紹介していただくこと。これは、団体の信頼確保につながります。

金銭以外の支援として行政に期待するは、職員もボランティアで来ていただき楽しんでもらいたいと思います。活動に行政が参加することは、とても大きな効果を得ることができます。

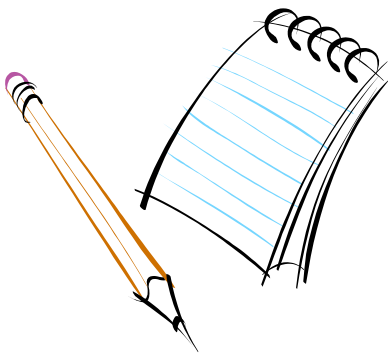
担当者の声

このヒアリングを実施し次のように感じました。補助金申請時期については、設立間もない団体と事業展開を行う団体とで扱い易い時期が異なり、申請時期を工夫することも効果的な財政支援のあり方の1つであると思います。

用途制限については、「地域に根ざした活動に必要なお金」に注目しました。公平性を認識しつつ住民のニーズにより判断できるものであることが、効果的な補助かも知れません。

また、補助金による効果としては、対外的に信頼が得られることは団体にとっての大きな効果の1つあります。信頼が得られれば、地域から様々な支援が期待され、継続的かつ安定的な活動に結びつくと思います。

町田 昌実〔千葉県環境生活部NPO活動推進課〕



コラム 財政支援研究会に参加して

私は、平成18年度にNPOへ研修生として派遣された縁で財政支援研究会へ参加することとなった。平成18～19年度に同研究会が企画・運営したNPO活動推進自治体フォーラムの分科会に開催をさせていただいたが、改めて振り返ると、研究会での議論は多くの学びや気づきを私に与えてくれた。国主導ではない全国の自治体間ネットワークの中でテーマを設定し、議論を重ねることは私にとって新鮮で興味深いものでもあった。民間・市町村・都道府県という異なる立場のメンバーが議論することで課題解決の可能性が浮かび上がっていく場面を目の当たりにし、ネットワークの力を実感した。また、それと同時に思考停止に陥ることの危うさも感じた。今後は、同研究会での経験を自分なりに咀嚼し、県のNPO関連施策に生かしていくことを自分のテーマの一つにしたいと考えている。

高橋 良彦

〔群馬県企画部NPO・ボランティア推進課〕

参考（受け手の視点に立った財政支援のあり方に関する整理と考察 - 佐賀大会分科会報告より）

ここでは、平成19年度佐賀大会での議論を踏まえ、受け手の立場に立って考えた場合、各自治体の財政支援にどのような問題点があり、どのように解決すべきか、ポイントを整理します。

1 資金支援制度における現状の問題点

（1）制度設置の目的の明確さの不足

1つ目が、「制度設置の目的の明確さの不足」です。資金支援の制度を設計した際に、その制度の目的は何か、何を支援するものなのか、また何を解決したいのか、などの点について、十分に考えられていないのではないかと意見が出ました。こうした制度設計の甘さは、審査基準の曖昧さや、報告のあり方の極端な厳しさ、または甘さに繋がるなど、結果として制度全体がチグハグとなってしまう危険性を持つと考えられます。

また、ここでは、『「～のために」の支援』、『「～とともに」の支援』と表現してみました。これは、例えば「補助・助成」として考えた場合の制度と「協働」つまり「～とともに考える」ための制度では、作り方が変わるはず、という認識を表したものです。この両者は、意外ときちんと分けられていないのではないかと思います。

（2）制度のわかりにくさ、使いにくさ

2つ目が、「制度のわかりにくさ、使いにくさ」です。例えば、交付決定の時期が遅く、事業実施に割ける期間が限られてしまうケースや、応募要項などに行政用語が多用され、制度の利用者であるNPO関係者等が理解できないなど、運用面の課題があげられます。

（3）「出して終わり」の関係性

3つ目が、「『出して終わり』の関係性」です。審査から交付までは厳格なのに、支援の成果に無頓着、つまり、支援した後の振返りが無いということです。

2 資金支援制度の改善点に向けた論点整理

（1）効果の最大化の達成

1つ目が、『効果の最大化』の達成です。これは、自治体がNPOへの支援に割ける財政的余裕がなくなっていく中、つまり支援のための「財布」が小さくなる中で、いかに効果的な支援を行うか、という視点で見た場合の課題と言えます。

今回のテーマは『受け手』の立場に立った」と言う視点で議論を行いました。しかしながら、「受け手の立場に立つ」とは、自治体がNPO側の要求をすべて受け入れるべき、ということをお願いするものではありません。むしろ、「出し手」にとっても、「受け手」にとっても“使

い勝手の良い仕組み”をいかに作っていくかが大切だ、ということを経験の大前提にした議論をするべきだと考えられます。

改善方法は、2つのフェーズに分けることができます。ひとつは、行政内部での運用改善による解決です。もうひとつは、そうは言っても行政としての決まりや越えられない壁の前に、いかに外部リソースを活用して改善していくか、という視点です。

(2) 「その先 (= 支援終了後の展望) をつくる」という視点の必要性

課題の整理の2つ目として、「『その先』をつくる」と表現しました。NPOの行う事業は、補助・助成・委託・協働事業等が行われている期間内だけで行われているわけではない。だからこそ、補助や助成・委託・協働事業が終わった後、つまり「その先」に何が必要なのかについて、期間中から考える必要があるということです。

NPOの行う事業は、地域のなかで必要であるからこそ、補助や助成・委託・協働事業の対象となっているはずであります。そうであるとすれば、地域の中でいかに面的に支えるか、という視点が必要だと思います。

(3) 自治体としての「説明責任」の確保

課題の整理の3つ目として「『説明責任』は支援者の裾野開拓」と表現しました。

今回行ったグループ・ワークの中では、参加者から「公金」という言葉が何度も出てきました。行政の職員は、「自らは公金を扱う立場なのだ」という自覚を非常に強く持っているという印象を受けました。そうであれば、公金を支出した結果が、地域にとってどのような価値を生んだのか、十分に明らかにした上で事業を行っていく必要があると思う。説明責任を果たし、支援のための貴重な資金を公金として支出することに対して住民の理解を得ることが大切です。また助成・補助・委託・協働事業を、市民団体が支援者を開拓していく契機にしていくことも同様に大切です。さらには、庁内の理解を深めるためにも重要であり、これを果たすための具体策を考える必要があると感じています。

佐賀大会・分科会報告者 水谷 衣里

自治体とNPOそれぞれに求められること - 佐賀大会・分科会での議論を踏まえて -

■自治体に求められること

自治体からNPOへ公的資金が提供される際、自治体に求められることとして、次の5つが挙げられると考えます。

- (1) 分かりやすい説明を心がける： “行政用語”はNPOにとっては聞きなれない言葉です。一般的な言葉に置き換え、具体的な例を用いるなどして分かりやすい説明を行えば、NPOの理解も深まります。
- (2) 事前の協議を十分に行う： 自治体は、地域がよくなることと公益が増進されることを目的として公金を支出しますが、NPOは自分たちの組織や活動がよいと評価され、支援されていると思いがちです。事前の柔軟な協議の上での合意を図ることでその差は埋められます。
- (3) 自治体職員も事業に参加する： NPOの事業への口出しは嫌われますが、自治体職員が当該補助事業に参加することでNPOからの信頼が増し、より良い関係ができれば、事業中にも協議をしたり、場合によっては修正も可能になります。
- (4) 不採択も必要： 予算の範囲内を前提とした採択という場面があるかもしれません。しかし、それがために当初意図した成果が上がらないと判断した場合は不採択とし、再度応募を促すことが行政としての公平性の論理にあっており、市民からの信頼を得ることになります。
- (5) 他の財源の活用も考える： 財政難で予算確保もままならない現状では、自治体独自の財源に頼るだけでなく、他の財源の活用も積極的に考えることも必要です。国等の予算を積極的に活用し、NPOと一緒に資金獲得の工夫をするのも互いの大きな飛躍につながると思います。

■NPOに求められること

一方、NPO側に求められるものとして、次の3点が挙げられます。

- (1) 「自立」した組織体であること： 自治体からの資金は、“事業”を対象とした場合がほとんどで、この場合、“組織”の運営費は含まれていません。NPOが事業を円滑に行うためには、自らの組織運営費を確保する仕組みを持っていることが前提となります。
- (2) 「自律」していること： 資金確保のため、闇雲に様々な分野に手を出すなど、自分たちの本来のミッションからはなれて活動するNPOも時として見受けられます。NPO自身が社会的信頼を勝ち得るためにも自分たちのミッションに合った活動をするのが望まれます。
- (3) 次の展開を考えておくこと： 1年目は補助を受けたとしても、2年目以降の保証はありません。次のどういう活動に結び付けていくのかを予め計画しておく必要があります。そのためにも、NPOは常に事業の技術革新と経営の改善に努めていなければならないと考えます。

最後に、自治体からNPOへの公的資金供給の仕組み自体の検証が必要であり、この点、地域のNPO支援組織等と協働で取り組んでいくことを提案します。

佐賀大会・分科会コメンテーター 上土井章仁

コーディネートを終えて

佐賀大会で生まれて初めて、コーディネーターというものを務めさせていただきました。事前に、コメンテーターの皆さんや、発表者の皆さんにお時間を頂戴して、打ち合わせをさせていただきましたので、当日は思いのほか落ち着いて進行させていただくことができました。とは言うものの、十分議論を盛り上げることができたでしょうか、参加者全員が思いを吐露できるような環境を作ることができたでしょうか、コーディネーターとして心許ない思いです。

今回、財政支援研究会の議論に参加して思ったことがあります。テーマが「財政支援」ですから、制度設計が中心的な議題となるのは当然ですが、それだからこそと言うべきか、現場の自治体職員さんの考え方や姿勢が重要だなあ、と改めて考えさせられたのです。

たとえば、制度設計の局面でいえば、担当職員は、首長、議員、幹部職員、他部署、NPOなどの間に立って（“板ばさみ”になって）動かなければならないと思います。首長さんが強いリーダーシップで引っ張っていつてくれるときもあるでしょうが、“選挙目当て”で形だけ格好いい制度づくりを押し付ける、なんてこともあるでしょう。幹部職員や他部署は、別に悪意はなくとも、NPOの現状を踏まえずに、「補助制度とはこういうもの」といった前例踏襲的な発想で、担当職員の創意工夫を阻む可能性もあるのではないのでしょうか。一方で、NPOが自分の都合だけで要求を突きつけてくるようなこともありえます。そんな中で、一本スジの通った制度をつくるのは骨の折れることだと思います。そんな時は、“力の強い”ものに迎合するのが一番楽なんだろうが、市民全体にとってどうするのが望ましいのかという視点を軸に、多様な意見をもつ関係者をうまくまとめながら、制度を練り上げていくような力量のある職員さんもいらっしゃるはず。職業柄、そういう職員さんに取材をして、その「仕事術」を記事にしたいなあ、という欲求がわいてきます。

運用の局面になると、担当職員の裁量が増えると思われ。財政支援研究会での議論で印象に残っているのは、「NPOに対する補助金の使途の融通が効かないのが問題」という指摘を受けて、「財政課を説得できればなんとかなる」と応えた方がいたことです。これも、実際にやろうとすると結構たいへんだと思います。補助事業の効果を最大化するためには使途の融通を効かせたほうが良いということ、そして“ムダづかい”にはならないということなどを、きちんと説明できるだけの材料と論理を用意しなければならないのでしょう。そのような手間を考えると、おそらく、「いやあ、財政課の方針で難しいんですね」とNPOに説明しちゃったほうがよっぽど楽でしょう。そうではなく、あえて、困難な庁内調整を行う職員さんとはどういう人なのか…。とても興味のあるところです。

もちろん、私は仕事の中でしょっちゅう“易き”に流れてしまうような人間です。だから、困難を前に踏ん張って頑張っている方にお会いすると、「俺も頑張らなきゃ」と刺激を受けます。あるいは、困難を前にたじろいでいる方にお会いすると、すぐ共感して、グチを言い合った後に、「やっぱり、頑張ろうよ」なんて話になったりします。今回、財政支援研究会でいろんな職員さんにお会いして、そうした刺激や共感を得ることができたのは、私にとって貴重な機会でした。これからも、こうした機会があればいいなあと思います。ありがとうございました。

佐賀大会・分科会コーディネーター 田中 泰

コラム 財政支援研究会に参加して

財政支援研究会への参加動機は、本市における「公益信託那覇市NPO活動支援基金」が10年目を目前にして、取り崩し型基金の今後の方向性のヒントを得たいと思っていたからでした。結論的には、各地域の特性・課題等を見極めることの重要性を再認識すると同時に、本研究会での、調査資料、多方面からの意見、各自治体の状況、そしてアドバイザーの皆さんの助言等、3年間で集約された情報は、今後業務を進めていくにあたり、常に立ち返ってみる内容になっていると今更ながら感じています。今後は、その成果を実践に活かす行動力が伴っているかどうかなのだと思います。

本研究会の運営につきましては、事務局の千葉県庁の皆様、アドバイザーの皆様は多大なご尽力に心より感謝いたします。また、他の自治体職員や市民団体の皆様とネットワーク形成の場となります本研究会、またはNPO推進自治体ネットワークの意義の深さを実感します共に、一自治体職員として奮起させられるものとなりました。

照屋 初美
〔那覇市市民協働推進課〕



コラム 財政支援研究会に参加して

「お金」は使うことでパワーを発揮されることは当然ですが、お金を介した関係からも得がたい価値が生まれると思っています。

「イベントどうだった?」「最近どう?お話を聞かせて」等々、しつこく(笑)声を掛け続ける我がK市。提出された収支報告にハラハラした経験がそうさせるのか、事業への興味が行動に出るのかともかく、お金の出し手としてNPOの行く末は気になるものです。

行政は、このNPOとの会話が增えるにつれて受け手の本音に触れ、新たな地域課題に気付かされたり、NPOからも「ちょっと聞いてヨ」と相談をする機会となります。共に育つ貴重な一歩です。

制度運用には、日々の双方向対話から得る地域独自のニーズと、全国を俯瞰する広い視野やデータとの行き来が欠かせません。

どうか、一人でも多くの財政支援担当者が当報告書を活用し、地域に持ち帰っていただけますように!

高橋千代美
〔柏市市民生活部市民活動推進課〕

第4章 提言

I. 調査結果から見えた課題

年々厳しくなる行政の財源ですが、地域にとっては、行政のバック・アップが必要な事業もあります。そこで行政としては、限られた財源について、どのような団体を対象に、何を目的に支援するためのお金なのか明確にすると共に、これらの補助金を求める団体にも確実に伝えることが課題であると考えられます。また、実施する事業だけではなく、組織に対する支援も視野に入れる必要があると考えられます。

また、お金だけの単年度支援では、その後の展開は困難であることから、事業実施中及び完了後に専門家による助言や協力を受け、当該事業をブラッシュ・アップできる仕組みを構築するとともに、県や市町村で役割を分担し、活動団体の成果を地域にフィードバックしていることを市民にアピールする機会が必要であると考えられます。

そして、補助金というツールにより、NPOと行政、市民とNPOをつなぐ“緩やかなコミュニティ”をつくることが課題であると考えられます。

II. 効果的な財政支援のあり方への提言

3年間の研究成果として、自治体による効果的な財政支援に向けて、財政支援研究会としては、次の3つの観点から提言を行います。

図表 4-1 効果的な財政支援に向けた自治体への3つの提言

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ コミュニケーションの機会を埋め込む必要性➤ 支援する側の協働の必要性➤ 出し手としての自治体の責任の確保 |
|--|

1. コミュニケーションの機会を埋め込む必要性

1つ目は、「コミュニケーションの機会を埋め込む」ということです。私達は、制度を作るときは熱心に取り組みますが、制度を振り返える・磨くという視点が足りない気がします。制度を使った側とのコミュニケーションの中から課題を拾い上げる努力が必要だと思います。もちろん制度を設計する際にもこうした視点は重要です。

ただ、力関係への配慮は必要だと思います。行政側はお金を持っている立場であり、市民団体からすると、これは大きな力（＝権威）であるから、こうした点に対する配慮は必要だということです。

2. 支援する側の協働の必要性

2つ目は、「支援する側の協働」です。佐賀大会第2分科会では「受け手の視点に立った効果的な財政支援」がテーマでしたが、NPOの活動の中には、資金的な支援のみで十分な場合と、お金という手段以外での支援が必要な場合とがあります。だからこそ、出し手側が協力し、どうし

たらその事業が地域にとって価値あるものとなるか、団体（受け手側）と一緒に考えていくことが大切です。支援者は、行政だけではありません。NPOの支援組織を含めて、地域にある様々な主体（企業、学校・大学、社会福祉協議会、各種地縁団体、etc.）と協力し、面的に支えていく方法を考えていく必要があると思います。

3．出し手としての自治体の責任

3つ目としてあえて、「出し手の責任」をあげます。資金支援を行った場合、その受け手側の説明責任として、アウトプット（成果）・アウトカム（効果）を求めることがあります。これはもちろん必要であり、大切な視点なのですが、この研究会では、自治体からの視点であるため、あえてお金を出す側の責任を考えたいと思います。公金の投入や労力を割いたこと、というインプットに対して、どういうアウトプットやアウトカムが出てきたか。出し手側の責任として、これらの成果や効果を測定・評価し、地域・社会に対して説明することが必要です。

効果測定といっても、事業申請の際に提出した計画通りにできたから「○」、できなかったから「×」をつける、ということが測定ではありません。事業計画どおりに出来なかったことは、なぜできなかったのかを丁寧に拾っていくことが大切です。つまり、事業の経緯を含めて、団体とともに考えることが「出し手側の責任」として求められることと言えると思います。

最後に、「市民の判断が効く仕組みを」と書きます。この点については、佐賀大会の分科会の中でもまだまだ議論の途中でした。地域にとってのプラスの効果については、団体側・活動側の努力も必要ですが、同時に、その必要性を含めて市民による判断やコントロールが効く仕組みを工夫していくことも大切ではないかと思いました。

参考資料 - 滋賀大会・分科会特別報告

財政支援研究会では、行政の財源によるNPOへの財政支援のあり方について、「出し手」と「受け手」の視点から各種調査を実施し、それらの結果から、①民間財源の開拓、②資金以外の支援の必要性など、NPOに対する財政支援の新たな課題が示唆されています。

こうした示唆の裏づけとなる調査の1つとして、横浜市市民活力推進室（平成17年当時）が実施した「市民活動団体への経済的課題解決のための支援の方策調査」（特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ〔通称：アリスセンター〕受託）があります。

これについて、平成18年度滋賀大会分科会にて特別報告を行ったので、以下のとおり概略を記載します。

1 調査目的

「事業の継続や発展を可能とする社会経済的な環境整備」を必要とする、財政規模が「中」（年間予算規模100万円以上～1,200万円未満）、「大」（同1,200万円以上）の市民活動団体に焦点あて、民間および行政が担うことが可能な支援方策を検討する。

2 調査方法

- (1) 資金的支援策の抽出（行政・民間による制度情報の収集）
- (2) 市民活動団体等へのヒアリング調査
- (3) 資金的支援者(行政・金融機関・助成財団・NPOバンク等)による「検討会」の開催

3 横浜市における財政支援の傾向

- (1) 社会性・公益性のある事業に対する資金的支援制度の絶対数は増加
- (2) 資金的支援制度のすみわけ、多元化は進むものの、民一民による支援の薄さは続く
- (3) 資金的支援をきっかけとした「非資金」的な関係性への発展を期待

4 市民活動団体から見た資金調達の課題

- (1) 資金支援策（制度）に関する課題
 - ① 融資制度
 - ・ 担保がないと借りられない
 - ・ 手続きが煩雑
 - ・ 信用力に乏しく、財政基盤の脆弱さから極めて困難
 - ② 補助金・助成制度
 - ・ 人件費・家賃に充当できる制度が望まれる
 - ・ 3～5年の継続助成は団体にとって有効だが、交付終了後の自立は課題
 - ・ 応募資格に制約がある（収益事業をしている場合は応募できない等）
 - ③ 委託事業
 - ・ 清算払い（事業終了後の一括払い）は負担が大きい
 - ・ 委託者と受託者の対等性

(2) 資金調達に係る情報・相談機能に関する課題

- ・ 中間支援組織の機能強化
- ・ 相談人材との日常的なコミュニケーション
- ・ 専門家（会計士・税理士等）や金融機関による経営支援

(3) 自主財源確保に関する課題

- ・ 補助・助成・委託に依存しない「自主財源」（寄付・会費）の確保
- ・ 支援者に対する情報開示・広報活動
- ・ 民間によるNPO評価（格付け）の検討
- ・ 事務局機能の強化

5 考察（課題解決に向けたポイント）

(1) 既存の資金的支援メニューの運営改善

行政の支援策に多く見られる「後払い」や「一部助成」は、財政基盤に乏しい市民活動団体にとって負担が大きい。委託金や補助金、助成金の支払ルールの見直しや、経済的負担の軽減につながる仕組みづくり（例：「前払い」「隔月払い」など）が期待される。

(2) 資金調達力を高めるための実務支援や相談機能

多様な制度の中から最適な資金支援策を選ぶための「情報の一元化」は有効（ポータルサイトなど）。また、事業計画づくりや会計処理など経営的技術を必要とする際の「専門家」のサポート体制の構築。金融機関による資金供給の拡大も求められる。

(3) 団体間の交流機会や共同事業化の機会提供

人材の確保やスタッフ育成などの課題解決、事業力、組織運営力の強化には、団体間の情報交流の場が有効。市民活動団体同士による共同事業化の機会にも効果が期待される。こうした交流機会には、中間支援組織の役割が大きい。

(4) 新たな財源の開拓

補助・助成・委託などの外部資源を活用するだけでなく、企業との連携・協働による事業機会を構築する可能性は大きい。そのためには、企業の社会貢献担当者等に対する継続的な情報提供や交流の場づくりが求められる。

本調査結果を踏まえ、今後は行政・民間機関がそれぞれの持ち味を生かし、市民活動団体が抱える経済的課題の解決に向けた役割発揮が期待される。

滋賀大会・分科会特別報告者 山口 郁子

~ 資料編 ~

補助金に関する調査

1 補助金制度調査について

(1) 調査目的

NPOは組織的、財政的に脆弱な団体が多く、地域社会が抱える課題の解決に向けて自立的・継続的に活動を行っていくための基盤が依然として不十分な状況にある。そのため、各自治体では、様々な支援策を実施しており、もっとも一般的なものが財政支援である。

本調査では「補助金」に焦点を当て、自治体ネットワークに参加している自治体のNPO担当かが実施している公募型補助金制度について把握し、現状での傾向を知るために実施した。

(2) 調査対象と回答結果

調査対象は、6月26日現在自治体ネットワークに参加している自治体216自治体である。そのうち、回答数は84自治体で、回答率は38.9%となった。なお、道府県の回答率は81.1%であった。

【内訳】

| | 調査対象（自治体） | 回答数（自治体） | 回答率（%） |
|------|-----------|----------|--------|
| 道府県 | 37 | 30 | 81.1 |
| 市区町村 | 179 | 54 | 30.2 |
| 計 | 216 | 84 | 38.9 |

【回答数のうち公募型補助金制度がある自治体】

| | 制度あり（自治体） | 制度なし（自治体） | 制度がある率（%） |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 道府県 | 18 | 12 | 60 |
| 市区町村 | 27 | 27 | 50 |
| 計 | 45 | 39 | 53.6 |

【補助金制度がある自治体45の事業数】

57事業数

ただし、調査内容のうち、補助率と上限額の関係についてのみ、1事業内のうちコースが別々のものは延べ数でカウントしました。

(3) 調査項目

補助金制度の名称、背景・目的、補助の対象となる団体、総事業費、補助率及び補助率の考え方、上限額、応募団体数のうち採択団体数、スケジュール、審査方法及び審査結果の公表項目（順位、点数）、情報公開の方法、原資の調達、成果報告会の有無、確認検査の有無と有の場合は方法、事業の振り返りの場の有無と有の場合は方法、評価、見直しの経緯、今後の課題及び見直しの予定

(4) 調査の期間 平成18年6月26日から7月14日

2 平成17年度補助金事業調査結果（都道府県）

| 番号 | 自治体名 | 補助金制度の名称及び開始年度 | 補助制度の背景・目的 | 補助の対象となる団体 | 補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か) | 総事業費 (千円) | 補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数うちの採択団体数 |
|----|------|---|--|---|--|---------------------------------|--|
| 1 | 岩手県 | 特定公益信託いわてNPO基金 平成13年度から | 【背景】 NPO活動は、自主性・自立性を確保するため、行政の支援や介入を避けるべきであるが、NPOを含めた団体は、活動を継続するために財政面と人的な課題があり、活動資金に関する支援の要望が多いことから、当面、活動基盤整備のための行政の財政的な支援が必要とされた。 【目的】 県内で公益的な活動を行っている団体の活動に対して助成することにより、団体の安定的かつ継続的な活動を促進し、「新しい岩手づくり」の推進に寄与する。 | 県内においてNPO活動を行っている団体及び個人 | 県内で実施される公益的な事業で、他の公的助成、補助を受けていない活動(事業費的) | 10,600千円 | 【入門コース】 NPO活動をはじめようとする団体及び個人 助成額...一律10万円(活動費の10/10) 採択団体数...22団体中18団体 【展開コース】 NPO活動を本格的に展開しようとする団体及び個人 助成額...上限100万円(活動費の8/10) 採択団体数...29団体中9団体 |
| 2 | 宮城県 | みやぎNPO夢ファンド事業 平成15年度から (助成は平成16年度から) 〔みやぎNPO夢ファンドの運用は、宮城県とNPO法人せんだい・みやぎNPOセンターとの協働によって運営され、宮城県内のNPOの団体に助成。このファンドは、NPO法人せんだい・みやぎNPOセンターが運営している「地域貢献サポートファンドみんみん」の中の冠ファンドとして運用されています。〕 | 【背景】 NPOの活動資金については、本来、個々の活動の公益性・社会的意義の適正な評価に基づいた、市民・企業等の自発的寄附によって賄われるべきものであるが、公益活動の対価が実際の寄附に結びつきにくい、かつ昨今の経済情勢より企業等の寄附意欲も減退していることから、民間からの寄附ばかりを期待することも困難な状況にあること。 【目的】 NPOが自らの目的に即した公益活動を展開する上で必要とされる活動資金について、県拠出金と市民・企業等からの寄附金を原資とするファンドから一定年限助成することにより、NPO資金支援の自主・自律的かつ継続的な活動を促進する | 助成金応募団体の要件 ・営利を目的とせず、公益的・社会的な活動を継続的に行う宮城県内のNPO。活動の分野、法人格の有無などは問わない。ただし、以下のいずれにも該当することが必要。 ・10人以上の会員で組織し継続した活動をすでにしている(または、これから行っていく)団体であること。 ・申請した事業を適切に実施できる能力を持った団体であること。 ・助成金交付が決定した際に、団体の活動に関する様々な情報を継続的に広く社会に発信していくことができる団体であること。 ・政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。 ・暴力団もしくはその構成員の統制の下にないこと。 ・その他法令、公序良俗に違反する行いがいないこと。 | 1 人材育成支援プログラム NPOが、団体の運営や意思決定などに中心的に関わる人を対象に、団体内部で研修事業を実施するときの経費の一部を助成。 2 ステップアップ支援プログラム 本県のモデルケースへの発展が期待される非常に公益性の高い事業を実施するNPO(または、そのネットワーク団体)に対して、その事業費の一部を助成します。 3 スタートアップ支援プログラム すでに活動している団体が新規事業を立ち上げるときやこれから活動を始める団体に、その初期費用の一部を助成します。 | 10年間で50,000千円 + 寄附金 | 1 人材育成支援プログラム ・助成額 10～15万円(1万円単位) ・助成率 総事業費の3/4以内。 総事業費の1/4以上の自己資金(研修参加費、団体負担金など)が必要。 2 ステップアップ支援プログラム ・助成額 100万円 ・助成率 総事業費の4/5以内。(総事業費は125万円以上) ・助成期間 最大3年間連続 (助成期間は1年間、2年間、3年間の選択が可能。但し、毎年審査を実施。) ・助成申請書により、助成期間(最大3年間)全体の事業計画・収支計画などを策定できることが条件となる。 3 スタートアップ支援プログラム ・助成額 15～20万円(1万円単位) ・助成率 総事業費の4/5以内。 総事業費の1/5以上の自己資金(参加費、団体負担金など)が必要。 |
| 3 | 山形県 | 東北公益文科大学「NPO応援団」事業支援補助金 補助事業H15～17(委託事業H14) | 【背景】市民が公益の新たな担い手となり活躍するときに、当該事業を円滑に立ち上げるためには、人的資源と資金の調達が課題となる。一方、H13に「東北公益文科大学」という「公益学」を専門とする大学が新設されたことを契機に、大学と連携した支援システムを構築し、今後の市民活動振興の最大の強みとする。 【目的】主に立ち上げ段階の市民活動や市民団体に対して、活動の資金と大学の智恵・学生のマンパワーとをミックスさせた支援を実施し、山形県内の市民活動を活性化させる。 | 東北公益文科大学 (注) 県から大学へ事業費の一部を補助。大学では、この助成金を活用しNPOに対する補助事業を実施。(事業を公募し、助成) 補助対象は、県内に主たる拠点のあるNPO。 | 【事業費補助】 ・市民が主体的に行う非営利公益活動に対する助成。大学の教員に助言・協力と学生の活動への参加が加わる。 ・消耗品費、旅費交通費、会議費、資料購入費、印刷製本費、通信費、報酬手数料などの事業の実施に直接必要となる経費。 | 2,650 うち、NPOに対する助成金 2,510 | 審査会で決定された額 補助上限額：無し (おおむね30万円～40万円の助成) 採択団体：16団体から応募があったうち9団体 |
| 4 | 福島県 | 補助金ではないが、公益信託うつくしま基金 平成15年度から | 【背景】「うつくしま未来成果継承基金」を原資として「参加と連携による地域づくり」を推進するために創設されたもの。 【目的】県民が取組む地域づくり活動に対して資金援助することにより、公益的活動を行う団体・個人等の安定的かつ継続的な活動を促進し、「参加と連携による地域づくり」の推進に寄与すること。 | 県内で公益的活動を行う団体(法人はNPO法人に限る)、グループ及び個人(個人の場合は共同参加者2名以上) | (事業費的) 特定非営利活動促進法別表に規定する17分野の活動に係る経費 | 75,000程度 | スタートアップコース...10万円 助成率10/10 発展事業支援コース...100万円 活動実績があるときは500万円 助成率8/10 自治体との協働コース...1,000万円 助成率10/10 |

| 番号 | 自治体名 | スケジュール | 審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数) | 情報公開の方法 | 原資の調達(一般財源が特定財源(基金を設置して実施している事業)) | 成果報告会の有無 | 確証検査の有無、有の場合、時期、方法 | 事業の振り返りの場の有無、有の場合、方法は方法 | 評価 | 見直しの経緯 | 今後の課題及び見直しの予定 |
|----|------|--|---|------------------------|-----------------------------------|-------------------------|--|--|--|--|---|
| 1 | 岩手県 | 募集期間:10月上旬~中旬 書類選考:10月下旬~11月下旬 書類選考結果通知:12月中旬 公開審査会:審査結果公表(展開コース):2月上旬 助成金交付:4月上旬 実施期間:交付日~3月 事業報告会:9月 | 書類審査及び基金の運営委員会による審査会 審査結果の公表は、採択団体名のみ | NPO支援センターへの書類配架、ウェブサイト | 特定公益信託 | 展開コースのみ有 | 有 中間(9月)及び事業終了後、いずれも書類確認による | 無 | 13年度から17年度の実施事業は延べ118件で、約4千万円を助成してきた。県内の法人認証数の順調な伸び、特色あるNPOの取り組み、協働事例の増加に、NPO基金による助成が貢献しているものと考えられる。 | 基金設置後、大幅な見直しはない | 事業実績や団体の活動状況などの情報公開が十分でない 民間からの寄附を促進する仕組みを構築するため、特定公益信託化した(平成16年7月)、寄附実績がない。 |
| 2 | 宮城県 | 平成18年度 募集期間: H18年2月20日~4月10日 第1次審査: 4月中旬~4月下旬 第2次審査: 5月20日~21日 助成決定: 5月 助成事業報告会: H19年1月13日 報告書提出: 4月末日 | 運用委員による第1次審査(書類審査)、第2次審査の結果を元に宮城県が助成先を決定。 点数及び順位をWebサイトで公開 | Webサイト | 県の拠出金(一般財源)と県民・企業等からの寄附金 | 有 助成事業報告会: H19年1月13日 | 有 H19年4月末日までに報告書提出。運営者(NPO法人せんだい・みやぎNPOセンター)による審査 | 有 ・事業全体については、運用委員会を実施。 ・助成団体には、成果報告会での報告、事業報告書の提出により振り返りをしていく。 | | | |
| 3 | 山形県 | 募集期間: 6/21~7/12 1次審査(書類): 7月中旬 2次審査(公開プレゼン): 7/31 交付決定: 8月上旬 実施期間: 交付決定後~3月 額の確定: 3月下旬 成果報告会: 3月下旬 | 書類審査及び外部審査委員を含む審査会 公開プレゼンテーションによる審査 当選団体名と助成額を公表 | 大学のHP | 一般財源 | 有 (3月下旬実施) | 有 事業終了後書類検査(4月下旬) | 無 | 平成14年度の委託に始まり、平成15~17まで3か年間補助 当該事業費補助金には、NPO活動支援の他に、「公益学」を専門とする大学とNPOとのネットワークづくり支援の意味合いも含まれていたが、大学も開学4年目を向かえ、NPOとの一定程度の良好な関係も構築できた。 この支援事業の実績を踏まえ、平成18年5月には、大学独自で「地域共創センター」を立ち上げ、NPOと大学との共創の拠点を整備した。 | 左記の理由及び県の新規事業(NPO協働企画提案事業)への財源振り替えの必要性から、平成17年度で当該補助事業を終了。 | NPO活動を資金面から広く県民で支える新たなシステム構築が必要と考えている。 |
| 4 | 福島県 | 募集期間: 9/22~10/24 書類審査: 12/10~1/10 公開審査: 3/4 交付決定: 3/4 実施期間: 4/1~3/31 成果報告会: 7/16 | 公益信託運営委員による書類審査及び公開審査 審査結果は、落選も含め順位、点数も公表 | ホームページ | | 有 | 有 事業終了後、実績報告書による書類検査 | 有 発展事業支援コースと自治体との協働コースについては、公開による活動発表会を実施し、運営委員から評価とコメント | これまで、328件28,054万円の助成を行った。地域づくりの推進に貢献し、助成団体の社会貢献活動の活性化に成果が認められる。 | | 受託者は、書類検査だけでなく、現地検査を検討している。 |

| 番号 | 自治体名 | 補助金制度の名称及び開始年度 | 補助制度の背景・目的 | 補助の対象となる団体 | 補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か) | 総事業費 (千円) | 補助率及び補助金の考え方、補助金上限額、応募団体数のうちの採択団体数 |
|----|------|--|--|---|--|---|--|
| 5 | 茨城県 | ご近所の底力助成事業 平成16年度から | 【背景】近年、地域における連帯感や公共心が希薄化し、地域コミュニティの機能低下が懸念される中、身近な場所での犯罪の増加や福祉、環境の問題など地域の抱える問題が複雑かつ深刻化している。 【目的】地域の皆さん自身の手による「地域を良くしていく」ための取り組みを支援するため、自治会・町内 | 地域に根ざした活動を行う団体・グループ、(自治会、町内会、老人クラブ、子ども会、PTA、地域女性団体、ボランティアグループ等) 適用除外 運営費に県の補助等を受けている団体・グループ。営利活動を目的とする団体及び政治団体や宗教団体、過去に本事業による助成を | 【事業費的】 印刷製本費、通信費など、地域活動を行うのに必要な事業経費を助成。 団体・グループが自主的に取り組む地域に根ざした活動で、次の要件全てに該当するもの。(複数の団体・グループが連携・協働して実施する活動も対象) ・新たな取り組みであること、又は、従来の活動の拡充・強化を図るものであること | 14,500 | 【事業費的】 助成率...交付決定団体数により変動。(H17年度75%) 助成金上限...1団体10万円、採択団体数...356団体応募があったうち149団体 助成率の考え方...多くの活動を支援対象にしたことから申請件数を動員して75%に設定。 |
| 6 | 群馬県 | ティーンズコミュニティボランティア支援事業 平成15年度から | 経済面で制約の多い高校生や大学生などの若者が行うボランティア活動を経済面で支援することで、若者のボランティア活動の振興を図る。 | ボランティアを行う団体であって、以下の各号の基準を満たすものとする。 (1)日常、NPO・ボランティアサロンくんまを活動拠点にしていること (2)グループ員の過半数が20歳未満であること (3)概ね5人以上の人数を有するグループであること | (事業費的) (1)県内で実施されるボランティア活動 (2)参加者自らが企画・実施を行うボランティア活動 | 300 | 補助率...10/10 補助金上限...1団体10万円 採択団体数...2団体応募があったうち2団体 |
| 7 | 埼玉県 | NPO活動促進助成事業 (1)NPO法人設立支援助成(スタートアップ事業) (2)NPO活動本格化支援助成(ステップアップ事業) 開始年度平成16年度 | (1)県内でNPO法人を立ち上げる団体(2)NPO活動をこれから本格的に展開しようとするNPO法人に対し財政支援を行うことにより、NPO法人の自立とその活動を促進する。また、寄附金を活用し、寄附者の意思を尊重した助成をすることにより、NPO活動の裾野を広げる。 | (1)NPO法人設立支援助成(スタートアップ事業) 次のいずれかに該当する団体 基準日(6月1日、12月1日)現在、埼玉県知事にNPO法人の設立認証申請中であること 基準日現在、埼玉県知事から法人設立の認証を受けてから6ヶ月以内であること (2)NPO活動本格化支援助成(ステップアップ事業) 基準日(6月1日)現在、設立登記が完了してから3年以内であること。 埼玉県内に主たる事務所を有し、主に県内で活動していること | (1)(団体運営費的)設立までにかかる経費や特定非営利活動に係る事業を開始するための経費等、設立初期段階で必要とされる経費 設立総会・記念講演費 広報費 事務所開設費 その他、法人設立に必要な経費及び特定非営利活動に係る事業を開始するための経費 (2)(事業費的)埼玉県内においてNPO活動をこれから本格的に展開しようとするNPO法人が、新たに実施する事業の経費。会議費 通信運搬費 旅費交通費 機材レンタル料 物品購入費(備品は、助成対象経費の20%、2.5万円限度) 印刷製本費 講師謝金 人件費(助成対象経費の20%、2.5万円限度) その他事業実施に必要と認められる経費 | 13,135 (1)6,000 (2)6,000 事務経費 1,135 | (1)補助率...10/10 補助金上限...1団体30万円、採択団体数...前期38団体応募があったうち11団体 後期51団体応募があったうち12団体 (2)補助率...4/5 補助金上限...1団体100万円、採択団体数...34団体応募があったうち8団体 |
| 8 | 千葉県 | NPO活動費補助金事業 平成14年度から | 【背景】主体的に地域の課題解決に取り組むNPOは新しい社会サービスを提供する担い手として注目されているが、NPOの資金調達は容易ではなく、NPOの活動を活性化するために、NPOの自立や自主性に配慮した支援が必要とされていた。 【目的】新しい社会サービスを提供する担い手として注目されるNPOの自立を促進し、継続性、自発的な活動を支援して、県内のNPO活動全体を活性化することが目的 | 【種別A：スタート・自立支援】 設立後2年未満の団体。 【種別B：新たな活動展開支援】 過去の活動実績2年以上の団体。 | 【種別A】(団体運営費的) 組織として活動を行う際に必要不可欠な機材・備品の購入や活動拠点の修繕費など、組織として責任をもち、継続して活動を実施する体制を整えるために必要な経費を対象。 【種別B】(事業費的) 地域の課題を解決するために既存の事業から新たな事業活動へチャレンジするプロジェクトを応援する。会議費、旅費交通費、印刷製本費、通信費、諸謝金などの活動や事業に直接必要な経費及び事業を実施する上で必要となる人件費、光熱費等。 | 8,617 【内訳】 【種別A】 4,700 【種別B】 3,917 | 【種別A】 補助率...環境整備費10/10 補助金上限...1団体30万円、採択団体数...30団体応募があったうち16団体 【種別B】 補助率...1/2、 補助金上限...1団体60万円、採択団体数...22団体応募があったうち7団体 補助率の考え方...1/2は過去の事例で認められていたため、環境整備費については、これから立ち上げるNPO対象であり、整備費用等10/10補助とした。 |
| 9 | 神奈川県 | 「かながわボランティア活動推進基金21」のボランティア活動補助金(平成13年度開始) | 背景としては、県民ニーズが拡大、多様化する中で、ボランティア活動が果たす役割が極めて重要であるとの認識に立ち、活力があり、心豊かにいける地域社会を築いていくために、県とボランティア団体等が協力し合い協働して事業を進めていくことや、その活動を促進するための支援を目的として設置。ボランティア活動補助金の目的は、ボランティア団体等が地域社会が抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする事業などを立ち上げたり、新たな事業展開を図ることに補助すること。 | 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業(宗教、政治、選挙活動を除く。)に自主的に取り組む特定非営利活動法人、法人格を持たない団体及び個人(ボランティア団体等) | 事業費補助 | 19,110 | 事業に要する経費(ボランティア団体の事務所の賃借料、光熱水等の管理費は原則として対象外)から、国又は地方公共団体の補助金等を控除した額の2分の1と200万円のいずれか低い額を上限。継続交付は最長3年で、年度ごとに神奈川県ボランティア活動推進基金審査会(以下「審査会」という。)の審査を受ける。37件の応募で12件の採択。 |

| 番号 | 自治体名 | スケジュール | 審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数) | 情報公開の方法 | 原資の調達(一般財源が特定財源(基金を設置して実施している事業)) | 成果報告会の有無 | 確認検査の有無、有の場合、時期、方法 | 事業の振り返りの場の有無、有の場合、方法は | 評価 | 見直しの経緯 | 今後の展開及び見直しの予定 |
|----|------|--|---|--|-----------------------------------|---|--|--|---|---|---|
| 5 | 茨城県 | 募集期間: 4/28 - 6/17 審査会選考: 6月下旬 - 7月中旬 交付決定: 7月下旬 実施期間: 交付決定後 - 3月 額の確定: 事業終了後(3月) | 書類審査及び外部審査委員を含む審査会 審査結果の個別公表はしていない。 問い合わせがあった場合も審査結果の詳細は対応していない。順位も教えていない。 | Webサイト、各種広報媒体 | 一般財源 | 報告会としては実施していないが、以下のとおり助成団体のノウハウを活用した仕組みがある。 | 有 事業終了後書類検査 | 有 「近所の底力再生事業推進プロジェクト会議」で随時実施 | 制度をスタートさせた平成16年度から18年度までの間437団体に対し助成を行ってきた。 これら団体の活動や状況を調査したところ助成が終了してからも自主的に自発的な活動を継続しており、この助成事業を | 無し | 平成18年度までの三ヶ年事業。平成19年度以降の実施の有無については今後検討。 |
| 6 | 群馬県 | 募集期間: 通年 | 募集要領に該当しているか内部審査を行い採択を決定 | 特になし | 一般財源 | 無 | 無 | 無 | 平成15年度の制度実施から、高校生や大学生のボランティア活動を中心に補助を行い、多くの若者のボランティア活動への参加につながるなど、一定の効果があった。 | 無 | 補助団体が固定化しつつあるので、補助対象を広げていく検討が必要。 |
| 7 | 埼玉県 | 募集期間: 5月下旬 - 6月中旬 書類審査: 6月下旬 - 7月下旬 第2次審査(公開プレゼンテーション、ステップアップ事業のみ): 8月初旬 交付決定: 8月中旬 実施期間: 交付決定後 - 2月末 額の確定: 3月上旬 - 下旬 成果報告会: 3月下旬(ステップアップ事業のみ) | 埼玉県NPO活動促進助成運営委員会(学識経験者、NPO活動実践者等で構成)で審査、選考を行う。 審査結果は、順位のみ公表している。 | Webサイト | 特定財源 | 有 (2)ステップアップ事業のみ実施 | 有 事業終了後書類検査、現地調査も実施 | 有 事業報告会後の委員会で助成事業の見直しを実施。 | 両事業の助成団体には、もれなく現地調査を実施して団体の事業成果や今後の事業展開の計画について情報を収集し、今後に生かすこととしている。さらに一昨年度助成を受けた団体に対して、追跡調査を実施し、助成事業実施後の活動の現状について報告を受けた。ステップアップ事業の実施団体には、事業報告会時に事業の自己評価シートを作成してもらい、委員会の委員がそれをもとに講評を行う形で事業評価を実施している。事業 | (1) 認証申請時に提出した設立趣旨書、2年分の事業計画書、収支予算書を助成金申請の添付書類として追加。 (1) 申請書類のうち、定款、設立趣旨書の添付を省略。(団体概要に定款に明記された目的等と事業計画書に活動履歴を記載してもらうことに対応) (1)と(2)両方の事業の応募資格のある団体は、どちらか一つを選択してもらい(18年度見直し済) (2) NPOの事業実施の際のマネジメントサポートについて 事業展開に広がりをもたせる。 | (1) パソコン等事務所開設費用の助成から、法人の枚となる事業を始めるための事業助成に見直しをする。(18年度見直し済) (1) 申請書類のうち、定款、設立趣旨書の添付を省略。(団体概要に定款に明記された目的等と事業計画書に活動履歴を記載してもらうことに対応) (1)と(2)両方の事業の応募資格のある団体は、どちらか一つを選択してもらい(18年度見直し済) (2) NPOの事業実施の際のマネジメントサポートについて 事業展開に広がりをもたせる。 |
| 8 | 千葉県 | 募集期間: 4/15 - 5/15 書類審査: 5月下旬 - 6月中旬 第2次審査: 6月24日 交付決定: 7月中 実施期間: 交付決定後 - 3月 額の確定: 3月上旬 - 下旬 成果報告会: 4月 | 書類審査及び外部審査委員を含む選考会 審査結果の公表については、審査員のコメントのみ。 問い合わせがあった場合は、点数のみ教えている(改善の参考になる)。順位は教えていない。 | Webサイト | 一般財源 | 【種別B】のみ有 | 有 中間及び事業終了後 中間は現地調査書類検査 | 有 「成果報告会」で実施。 なお、「NPO活動費補助金事業検討会議」で実施予定 | 制度をスタートさせた平成14年度から17年度までの間121団体に対し、補助を行ってきた。 これら団体のその後の活動状況を調査したところ、全ての団体が活発な活動を継続しており一定の成果を上げることができた。 | 補助額の上限の変更 【種別A】を20万円から30万円。 【種別B】を50万円から60万円。 【種別A】については、環境整備費を主な補助対象とし、一部事業費への補助を加えた。 応募資格として活動履歴等の条件を設けた。 | 【種別A】については、パソコンやデジカメなどの情報機器の申請が増え、汎用性があり採択の判断が難しい。 【種別B】は団体単独の活動としては一定の成果が見られるものの他の主体との連携や地域への広がりまでには至っていない。 |
| 9 | 神奈川県 | 8月 - 9月に申請受付。2月にあらかじめ選考されたボランティア団体等からのプレゼンテーションを受け、審査会が選考。3月決定。 | 選考に当たっては、審査会を補佐するために設置された「幹事会」が事前調査・点数制評価を行い、その内容を審査会に報告する。報告を受けた審査会はプレゼンテーション対象団体等から公開でのプレゼンテーションを受け、選考する。当日の審査の後、同日にプレゼンテーションを行ったボランティア団体等に選考結果と講評を実施。決定したボランティア団体等の名称及び事業名を公表。 | 選考されたボランティア団体等の申請書類は、かながわ県民活動サポートセンターで縦覧。また、応募したボランティア団体等の名称と事業概要を同サポートセンターのHPで公表。 | 基金を設置し、その運用益で事業を実施。 | なし(18年度に試行的に実施し、以後制度化の予定) | 7月に事業実施状況及び会計状況を事業実施のボランティア団体等に訪問して調査、3月中旬に評価報告書をボランティア団体等が提出。3月に審査会、幹事会合同会議を実施し、事業内容について検証・評価を行う。また、基金21協働会 | 中間段階(9月末日時点)及び事業終了時(3月末日時点)に、実施状況報告書とともに、評価報告書をボランティア団体等が提出。3月に審査会、幹事会合同会議を実施し、事業内容について検証・評価を行う。また、基金21協働会 | 事業開始の平成13年度から17年度までの間、24団体(実数)に対して補助。地域社会の抱える課題の解決に取り組む先駆的な事業を通じて得た成果を生かし、補助事業終了後も活発な活動を継続し展開している。 | 15年度に基金制度検証ワーキング及び評価制度検討プロジェクトを実施。16年度に新評価方式を試行実施。現在、プレゼンテーションの実施方法、継続事業の評価審査のあり方、事業終了後の成果報告会の実施などについて見直し作業を実施中。 | 継続事業の評価の方法(特に中間年)、選考審査結果の通知の方法、審査会の公開性、協働事業負担金・ボランティア活動補助金・奨励費の3事業間の応募の取扱い、申請書類等のHP上での公開など。 |

| 番号 | 自治体名 | 補助金制度の名称及び開始年度 | 補助制度の背景・目的 | 補助の対象となる団体 | 補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か) | 総事業費 (千円) | 補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数うちの採択団体数 |
|----|------|--|--|---|--|--------------------|--|
| 10 | 石川県 | NPO活動協働支援事業補助金 平成17年度から | 〔背景〕県民のニーズが多様化・高度化する中で、公平性・画一性を求められる行政や対価に応じたサービスを提供する企業では対応が難しい個々のニーズにあったきめ細やかなサービスを提供するNPOについて行政(NPOの主な活動の場となる市町)や企業との協働が必要とされている。 〔目的〕NPOが行政、企業との協働等を通じて事業費の半分をNPO自身での調達を促すことで協働の促進や資金の多様化、NPOの自立化を図ることを目的とする。 | NPO(法人格の有無は問わない) | 地域の課題を解決するために既存の事業から新たな事業活動を進めるためのプロジェクトについて支援する。会議費、旅費、交通費、印刷製本費、通信費、諸謝金などの活動や事業に直接必要な経費及び事業を実施するうえで必要となる人件費、光熱水費等 | 3,000 | 補助率・・・1/2 補助金上限・・・1団体100万円 採択団体数・・・8団体応募があったうち5団体 |
| 11 | 石川県 | 高齢者・女性の事業型NPO起業支援補助金 平成17年度から | 〔背景〕少子高齢化が進展する中で地域社会の活力を維持するためには、新たな働き手の確保が課題であり、地域活動への高齢者や女性の参加が求められている。 〔目的〕高齢者や女性を中心とした地域住民が主体となった事業活動に意欲的な団体・グループの立ち上げを支援することで地域が抱える様々な課題解決に役立つビジネスを実現するとともに雇用の創出につなげる。 | 県内で高齢者(60歳以上)・女性を中心としてコミュニティビジネスを始めようとする団体 高齢者・女性を中心：高齢者・女性の合計が法人の場合は理事・事務局職員総数、任意団体については活動実員総数の1/2以上の団体 | コミュニティビジネスの実施に必要な2万円以上で耐用年数が2年以上の備品購入費 | 1,000 | 補助率・・・1/2 補助金上限・・・1団体50万円 採択団体数・・・3団体応募があったうち2団体 |
| 12 | 石川県 | NPO派遣研修事業費補助金 平成14年度から | 〔背景〕より時代のニーズにあった公益的な活動ができるよう県内NPOの人材の育成が求められている。 〔目的〕県内のNPO関係者から全国のNPO関係者による交流や意見交換を目的に全国規模のNPOが開催する行事等への参加を募集し、派遣することでNPO活動を担う人材の養成を図るとともに、県内NPOの視野を拡大し、活動の活性化を図る。 | 県内のNPOの会員(同一年度内は1人1団体を限度とする) | 全国のNPO関係者による交流や意見交換を目的に全国規模のNPOが開催する行事へ参加する際の交通費等を助成 | 250 | 補助率・・・1/2 対象経費・・・会場までの交通費(交通費実費及び宿泊料(5,000円程度))並びに参加者負担金(5,000円程度) 採択団体数・・・11団体 |
| 13 | 山梨県 | 山梨県地域活性化促進事業費補助金 平成2年に山梨県地域づくり推進事業助成金としてスタート(平成12年度に制度を見直し) | 〔背景〕平成元年度に、地域の実情に即した施策を実施するため、地域振興基金(山梨県では「山梨ふるさとづくり基金」として)、交付税措置が行われた。この運用益で平成2年度から、地域の住民が主体となって取り組む事業を支援することとなった。 〔目的〕民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業を支援することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。 | 県内に本拠があり、県内で活動する非営利の民間団体(法人格の有無は問わない。) | (事業費的) 福祉・保健、教育文化、国際交流、環境、安全・安心なまちづくり等の分野における地域の課題を自主的に解決していく事業、行政機関、財団法人などの機関から助成を受ける活動や、人件費等の経常的な運営費は、補助の対象にならない。 補助区分は以下のとおり。 〔新規事業支援〕新規事業に対する支援 〔事業充実支援〕継続事業に対する支援 〔ネットワーク化支援〕民間団体の連携、交流を図る事業に対する支援 | 10,114千円 | 事業費の1/2以内で、限度額は30万円、下限は10万円。 新規事業支援 応募団体数 16団体 採択団体数 13団体 事業充実支援 応募団体数 29団体 採択団体数 29団体 ネットワーク化支援 応募無し |
| 14 | 長野県 | NPO活動助成事業 平成14年度から | 〔背景〕多様なニーズに対して適切なサービスを提供するNPOの活動の活性化を図るため、NPOが実施する他に補助金等の制度がない事業への助成制度を創設。 〔目的〕NPOが行う「先駆的・独創的な事業」、「NPOと県との協働を推進する事業」に対し助成することにより、市民が主体となって自律的に活動できる環境整備のための支援を行う。 | 長野県内に事務所を有するNPO法人又はこれに準ずる団体(法人格を有しない民間非営利組織、市民活動団体、ボランティア団体) | 対象事業： 先駆的・独創的な事業 NPOと県の協働を推進する事業(協働事業) 対象経費：事業費 (謝金・賃金、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料) | 8,250 (H17補助総額) | 〔補助率〕 対象経費の1/2以内(千円未満の端数切り捨て) 〔考え方〕 必要資金の半分は自ら確保することにより、自主的に事業を継続することを促進する。 〔補助金額〕 20万～50万円 20万～75万円 〔団体数〕 応募40団体、採択18団体 |

| 番号 | 自治体名 | スケジュール | 審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数) | 情報公開の方法 | 原資の調達(一般財源が特定財源(基金を協賛して実施している事業)) | 成果報告会の有無 | 確認検査の有無、有の場合、時期、方法 | 事業の振り返りの場の有無、有の場合は方法 | 評価 | 見直しの経緯 | 今後の課題及び見直しの予定 |
|----|------|---|---|--|-----------------------------------|----------|----------------------------------|--|--|--|--|
| 10 | 石川県 | 募集期間：6/1～7/20 審査会：9月9日 交付決定：9月中 実施期間：交付決定後～3月 額の確定：実績報告書受理後 | 外部審査委員を含む審査会による選考 審査結果の公表については、採択団体と採択事業概要のみ。 | webサイト | 一般財源 | 無 | 有 中間及び事業終了後 中間及び終了後ともに書類審査 | 無 | さまざまな分野のNPOから、行政には見られない独創的な事業企画案の提案があり、多様化・高度化する地域の住民ニーズに対応するために必要な企画力・プレゼンテーション力を養うとともに事業費の半分を市町の補助金、企業の協賛金、利用者からの対価の徴収などNPO自身で調達させることで協働の促進、NPOの自立化につながった。 | H14～H16 委託事業 H17 補助金事業 | |
| 11 | 石川県 | 募集期間：7/25～8/31 審査会：11月11日 交付決定：11月中 実施期間：交付決定後～3月 額の確定：4月実績報告書受理後 | 外部審査委員を含む審査会による選考 審査結果の公表については、採択団体と採択事業概要のみ。 | webサイト | 一般財源 | 無 | 有 事業終了後 終了後書類審査 | 無 | コミュニティビジネスを行うNPOの成功事例が県内では、ほとんどないため、立ち上げても成功しないときらめている人も多くいる現状が申請件数の低さに現れている。 団塊の世代の大量退職を控える中で、退職後の受け皿として期待される事業型NPOの普及啓発、立ち上げ支援を今後 | 平成17年度新規事業 委託事業 | |
| 12 | 石川県 | 募集期間：4/26～8/16 申請書提出：行事開催の2週間前まで 交付決定：書面審査により決定 額の確定：実績報告書受理後 | 書面審査による決定 審査結果の公表は無し | 無 | 一般財源 | 無 | 有 事業終了後 終了後書類審査 | 無 | 全国的にNPO活動が伸張していく中で全国規模の様々なテーマでのNPO関連の交流会、意見交換会に参加することで県内NPO活動の担い手の活性化に役立った。 | H14～H16 実費助成 H17 実費の1/2助成 | この事業の実施により県内NPOの一定の裾野拡大が図られたため終了する。 今後は、この事業により得られた知識を活用し、NPOが自主的に実際の活動ができるように他事業による支援策等を行っていく。 |
| 13 | 山梨県 | 3月下旬～4月下旬 募集期間 4月下旬 書類審査 4月下旬 交付決定 | 書類審査 審査結果については公表していない。 | (募集)・WEBサイト・ポランティアボード(県内330箇所に設置した掲示板) | 特定財源(山梨県ふるさとづくり基金の運用益) | 無 | 有 事業終了後の書類審査 | 無 平成18年度からは事業報告会を開催する予定。 | 平成17年度までは、個別事業に対する評価は行っていない。 平成18年度からは個別の事業の検証を実施したい。 | 県の組織再編、市町村合併の進展等の外部環境が変化していることから、平成17年度末に次のとおり要綱改正を行った。 ・補助区分をモデル的で事業効果が広域に渡る事業(チャレンジ事業支援)と、県とNPO等との協働事業(協働促進事業支援)に見直しした。 | (課題) 備品については汎用性の高いものもあり、採択の判断が難しい。 また、限定された地域での活動ではなく、事業効果の広域に及ぶ事業の申請が望まれる。 |
| 14 | 長野県 | 年3回(4月、7月、10月)に分けて募集・審査、交付決定を行い、4月5日までに実績報告書の提出を受け、額の確定を行う。 | 【審査方法】 選考委員会による「書類審査」及び「公開プレゼンテーション」 【公表項目】 評価点数、団体名、事業名 | 県ホームページ掲載、プレスリリース | 一般財源 | 無 | 有 事業終了時に関係書類・証拠書類の検査、面談等により確認 | 有 フォローアップ調査を実施(事業成果、地域の反響、継続・発展や地域との連携が見込まれたといった成果を上げている) | 平成14年度から17年度までに、75団体に助成フォローアップ調査の結果から、制度内容(募集回数、審査方法等)は概ね好評であり、事業の継続・発展や地域との連携が生まれたといった成果を上げている。 | ・協働事業の上限を50万円から75万円に変更 ・実績報告書の提出期限を3月20日までに4月5日までに変更 ・変更承認申請が不要な軽微変更の範囲を「10%以内の額の増減」から「20%以内の額の増減」に変更 | 未定 |

| 番号 | 自治体名 | 補助金制度の名称及び開始年度 | 補助制度の背景・目的 | 補助の対象となる団体 | 補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か) | 総事業費 (千円) | 補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数のうちの採択団体数 |
|----|---------------|---------------------------------|--|---|---|--------------|---|
| 15 | 滋賀県 | 第3回(2005年)おのみNPO活動基金 平成15年から | 〔背景〕市民活動やNPOに対する社会の関心が高まっている。市民自らがNPO活動に取り組むことにより、21世紀のいきいきとした地域社会を形づくことに大きな期待が寄せられている。 〔目的〕資金面等での基盤強化を図 | 次のすべてに該当する特定非営利活動法人または特定非営利活動法人に準ずる団体 1. 滋賀県内に活動拠点または事務所を有すること 2. 原則として継続的な活動が期待できるものであること 特定非営利活動法人に準ずる団体とは、特 | (事業費的) 次のすべてに該当する事業 1. 不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする事業 2. 非営利の事業 3. NPOが自主的に取り組む事業 4. 次のいずれにも該当しない事業 (1) 宗教活動および政治活動 | 10,240 | 一つのNPOに対する助成額は、年間50万円から300万円まで 助成期間は、2005年1月から12月までの1年間。ただし、継続助成を受けたい場合は、3年間、総額600万円を限度に継続申請できる 申請事業に対する間接経費も助成対象とするが、間接経費は助成額総額の4割以内 |
| 16 | 兵庫県 | ボランティア・市民活動元気アップアワード | アワードという新たな仕組みにより、県民の寄付の文化的意識の醸成を図るとともに、一般投票と公開審査を行うことで、県民とボランティア活動団体をつなぎ、ボランティアセクターの形成を目指す。 | 県内で継続的に活動を行っているボランティア活動団体 | 奨励金 | 2,150 | 50~1,000千円 15団体 |
| 17 | ひょうごボランティアプラザ | 県民ボランティア活動助成(平成17年度) | 県民の地域活動への主体的な参加を促し、ボランティア活動の裾野の拡大や、活動の安定的かつ継続的な発展を図るため、県民自らが行うボランティア活動に係る活動経費を支援する。 | ・県内のボランティアグループ・団体(構成員:5人以上) ・NPO法の定める17分野の活動 ・活動日数12日以上 その他要件あり | 事業費的 | 76,230 | 補助率1/2 上限額3万円 採択団体数2,541件 考え方: 助成対象団体数と予算枠による |
| 18 | ひょうごボランティアプラザ | 学生ボランティア活動助成(平成17年度) | 学生を対象とした入門教室、体験・交流事業、ボランティアの設立準備に係る経費を支援し、学生ボランティア活動の理解と参加の促進を図る。 上限 10万円 | 学生を主たる構成員とするボランティア活動団体 | 事業費的 | 479 | 補助率10/10 上限額10万円 応募団体数11件 採択団体数6件 考え方: 助成対象団体数と予算枠による |
| 19 | ひょうごボランティアプラザ | 立ち上げ支援助成(平成17年度) | NPO法人等の立ち上げ期の必要資金や事務所家賃等を助成する。 3つ以上の他の団体に対して、イベントスペースとして提供するために、事務所の一部を改装もしくは整備する場合 公共の空きスペースを活用して、複数の団体が共同で事務所を新設する場合 NPO法人立ち上げ時(16年度認証)に初めて事務所を賃借する場合 | 主たる事務所が県内にあるNPO法人又はNPO法人に準ずる団体 主たる事務所が県内にあるNPO法人又はNPO法人に準ずる団体 主たる事務所が県内に16年度中に、認証を受けたNPO法人、又は、活動を開始したNPO法人に準ずる団体 その他要件あり | 団体運営費的 | 1,079 | 補助率: 1/2助成 上限額: 30万円 最大24ヶ月助成可(13ヶ月目以降) 助成率 1/4 応募10件 採択5件 |
| 20 | ひょうごボランティアプラザ | チャレンジ事業助成(平成17年度) | 中間支援機能を有する団体の支援を受けて、地域課題の解決やまちづくりに向けて、取り組むNPO法人等を応援する。 斬新性が高く、その成果が広く県民に及ぶことが期待される事業を新たに展開しようとする場合 既存事業の拡大・発展を図 | ・主たる事務所が県内にあるNPO法人又はNPO法人に準ずる団体 ・事業内容が、継続性、社会的ニーズ及び事業効果が高いこと ・中間支援組織の支援(企画時もしくは実施時)を受けていること | 事業費的 | 3,640 | 補助率: 10/10 上限額: 100万円 50万円 応募36件 採択5件 |
| 21 | ひょうごボランティアプラザ | NPOパワーアップ助成(平成15年度) | NPOの活動基盤を強化する。ITによる情報公開、定期機関紙の発行、普及啓発事業の実施、役員等の研修会等への参加、マネジメント能力向上のための体制整備の5項目達成を奨励する。 | ・主たる事務所が県内にあるNPO法人又はNPO法人に準ずる団体 ・初回申請の場合は3項目以上の基準を満たしていること | 団体運営費的 | 3,700 | 1項目につき5万円 助成件数: 24団体74件 |
| 22 | ひょうごボランティアプラザ | インターン助成(平成17年度) | 海外及び国内の先進事例、現状の調査研究を支援する。 | 県内に主たる事務所を置くNPO法人またはNPO法人に準ずる団体の新任の事務局長もしくは将来管理運営の職に就く意欲のある者 | 団体運営費的 | 0 | 海外30万円限度 国内15万円限度 応募2件 採択無し |
| 23 | ひょうごボランティアプラザ | 中間支援活動助成(平成17年度) | ネットワーク構築、調査研究、講座等の開催、相談事業等を行うとする中間支援活動の企画を図る。 | ・ネットワーク構築、調査研究、講座等の開設、情報提供・相談等の中間活動・事業を行い、一定以上の基準を満たすNPO法人等・法人税法に規定された収益事業を行っている場合は、管轄の税務署に法人税の申告を行っていること。 その他要件あり | 事業費的 | 5,000 | 補助率: 10/10 上限額: 100万円 応募14件 採択5件 |
| 24 | 和歌山県 | NPO活動支援地域センター事業費補助金 平成17年度開始 | 県内には県NPOサポートセンター以外に中間支援組織がなかったことから、中間支援組織を立ち上げる民間の動きを支援するために制定した。将来的には、県NPOサポートセンターを中心とした中間支援組織 | 和歌山県内において地域のNPO活動を支援するための施設を設置し、又は運営管理する団体(中間支援組織) | NPO活動支援地域センター設備整備事業 NPO活動支援地域センター管理運営事業(家賃補助) | 3,036 | 補助率 10/10 上限額 1,836千円 1,200千円 応募団体1、採択団体1 |

| 番号 | 自治体名 | スケジュール | 審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数) | 情報公開の方法 | 原資の調達(一般財源が特定財源(基金を設けて実施している事業)) | 成果報告会の有無 | 確認検査の有無、有の場合、時期、方法 | 事業の振り返りの場の有無、有の場合、方法は | 評価 | 見直しの経緯 | 今後の課題及び見直しの予定 |
|----|---------------|--|--|--------------------|---|----------|---|---|--|--|---|
| 15 | 滋賀県 | 募集期間: H16.9/1-10/15 書類審査: H16.11/16 第2次審査: H16.12/12 採否のお知らせ: N16.12月中旬 事業実施期間: H17.1月- H17.12月 中間報告会: H17.9月 成果発表会: H18.2月 | 外部審査委員による一次審査(書類)および二次審査(公開プレゼンテーション) 第一次、第二次審査会とも非公開 | Webサイト、情報交流誌 | 滋賀県、県内外の企業や団体、一般市民からの寄付をもとに助成 滋賀県 財団(一般財源) H14年度 5千万円 | 有 | 有 成果発表会後完了届けの提出 H18.2月 | 事業完了だけが目標でなく、団体の組織を自覚してもらうために事業サポートとしてサポート委員を派遣 | 事務局の進捗状況チェックを年3回行ったが、どの団体も事業の進行管理は予定通り出来ている。当助成は組織基盤の確立を目指した基金として運営をしたが、組織の自立までいったところは少な | 新しく増設した助成枠は、平成17年度から他の主体との協働により社会的課題を解決する取り組みとして協働事業助成枠と、滋賀県内の地域において市民活動 | サポートを組織したが、実績により個別事業でアドバイスをすることが出来る人にサポートを依頼する方法に移行する。 |
| 16 | 兵庫県 | 4月- ひょうごボランティア・スクエア21実行委員会における討議 8月- 参加団体、資金提供者募集 1月 受賞(奨励金交付団体選定) | 審査委員による書類審査及び一般人による投票 | Webサイト、開催告知パンフレット等 | ひょうごボランティア基金運用益、企業等の協賛金等 | 無 | 有 事業実施後の書類審査 | 有 ひょうごボランティア・スクエア21実行委員会 | | | |
| 17 | ひょうごボランティアブラザ | <エントリー> 1次募集: 7/1-9/9 2次募集: 12/22-1/13 <交付申請> 1次募集: 10月-3月末 2次募集: 2月-3月末 <交付決定>交付申請後随時 | 書類による要件審査 | | ひょうごボランティア基金の運用益 | 無 | 無 | 有 ひょうごボランティアブラザ運営協議会、同幹事会、行政・NPO協働会議等 | 県民のボランティア活動の裾野を広げること、及び市町社協と地域のボランティア団体との繋がりを作る事に役立っている | | |
| 18 | ひょうごボランティアブラザ | 募集期間: 12/9-1/31 書類審査: 2月上旬 交付決定: 2月上旬 額の確定: 4月上旬-下旬 | 書類審査 不採択となった団体には、主な不採択理由を記して通知する | Webサイト | ひょうごボランティア基金の運用益 | 有 | 有 事業実施後の書類審査 | 有 ひょうごボランティアブラザ運営協議会、同幹事会、行政・NPO協働会議等 | | | |
| 19 | ひょうごボランティアブラザ | 1次募集: 7/1-31 書類審査・現地調査: 8月中 選考委員会: 8/31 交付決定: 9月中 2次募集: 10/3-11/30 書類審査・現地調査: 12月-1月中 選考委員会: 2/14 実施期間: 交付決定後-3月 額の確定: 4月上旬-下旬 | 書類審査及び外部審査委員による選考会 不採択となった団体には、主な不採択理由を記して通知する | Webサイト | ひょうごボランティア基金の運用益 | 無 | 有 現地調査 交付決定前については事業実施後も 事業実施後の書類審査 | 有 ひょうごボランティアブラザ運営協議会、同幹事会、行政・NPO協働会議等 | | | |
| 20 | ひょうごボランティアブラザ | 募集期間: 7/1-7/31 書類審査: 8月中 選考委員会: 9/16 交付決定: 10月中 実施期間: 4月-3月 額の確定: 4月上旬-下旬 | 書類審査及び外部審査委員による選考会 不採択となった団体には、主な不採択理由を記して通知する | Webサイト | ひょうごボランティア基金の運用益 | 無 | 有 現地調査 随時 事業実施後の書類審査 | 有 ひょうごボランティアブラザ運営協議会、同幹事会、行政・NPO協働会議等 | 17分野全ての活動について応募できるため、非常に好評を得ている。 | | 応募数に対して助成枠が少ない |
| 21 | ひょうごボランティアブラザ | 募集期間: 9/1-12/22 書類審査: 9月-1月中 交付決定: 随時 | 書類による要件審査 | | ひょうごボランティア基金の運用益 | 無 | 無 | 有 ひょうごボランティアブラザ運営協議会、同幹事会、行政・NPO協働会議等 | | | NPO法人が年に200程度設立されており、予算上、このままでは他の助成事業を圧迫する。項目・単価の検討が求められている |
| 22 | ひょうごボランティアブラザ | 1次募集: 7/1-31 書類審査: 8月中 2次募集: 10/3-11/30 書類審査: 12月中 | 書類審査及び外部審査委員による選考会 不採択となった団体には、主な不採択理由を記して通知する | Webサイト | ひょうごボランティア基金の運用益 | 有 | 有 実施後の書類審査 | 有 ひょうごボランティアブラザ運営協議会、同幹事会、行政・NPO協働会議等 | | | グループでの申請、従たる目的としての資格取得を認めることとした |
| 23 | ひょうごボランティアブラザ | 募集期間: 7/1-7/31 書類審査: 8月中 選考委員会: 8/31 交付決定: 9月中 実施期間: 4月-3月 額の確定: 4月上旬-下旬 | 書類審査及び外部審査委員による選考会 不採択となった団体には、主な不採択理由を記して通知する | Webサイト | ひょうごボランティア基金の運用益 | 無 | 有 現地調査 随時 事業実施後の書類審査 | 有 ひょうごボランティアブラザ運営協議会、同幹事会、行政・NPO協働会議等 | | | |
| 24 | 和歌山県 | 募集期間: 7/8-8/1 プレゼンテーション及び審査: 8月9日 交付決定: 8月30日 実施期間: 交付決定後-3月 額の確定: 4月上旬 | 県庁内部委員による審査 選定団体名のみ | ホームページ | 一般財源 | 無 | 有 事業終了後 | 無 | 設備面での支援はできたが、中間支援組織としての役割を担えるまでにはなっていない。 | | 18年度はNPO活動支援地域センター管理運営事業を継続するが、19年度以降は、財政的支援以外の方法も含めて検討する。 |

| 番号 | 自治体名 | 補助金制度の名称及び開始年度 | 補助制度の背景・目的 | 補助の対象となる団体 | 補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か) | 総事業費 (千円) | 補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数のうちの採択団体数 |
|----|------|---|---|--|---|--|--|
| 25 | 鳥取県 | 鳥取県非営利公益活動広報補助金 平成16年度 | 県民の非営利公益活動への理解や参加を促進するため | 非営利で公益を目的とした団体(法人格の有無を問わない) | 事業費的 県民の非営利公益活動への理解や参加を促進するため、NPO・ボランティア団体が自らの活動をチラシ・ホームページ等で広報する経費に対して助成 | 3,000 | 補助事業を実施するために必要と県が認める経費から補助事業に係る収入を差し引いた額とし、10万円を限度。申し込み順で予算の範囲内で補助。 30団体採択 |
| 26 | 島根県 | 県民との協働による島根づくり事業 (平成17年度) | NPO法人・住民グループ・企業と行政との協働を一層促進するため、さまざまな分野について、地域貢献につながる実践事業案を募集し事業化する | 島根県内のNPO法人 住民グループ 企業 | ・公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるもの ・先進性に富み、地域振興に資するモデル性を有するもの ・提案者自らが実施するもの・・・等 自由提案部門・・・補助 テーマ設定部門・・・委託 | 40,000 (補助 31,500) | ・補助率 十分の十 ・補助金上限額 2,000千円 ・応募団体数 57 (補助48) ・採択団体数 40 (補助34) |
| 27 | 高知県 | 公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド 平成11年度から (H18よりハード整備助成コースを追加) 当事業は県が資金を出入しているが、事業の運営、審査等は全て信託先銀行が実施している。 | 〔背景〕平成10年度に策定した「社会貢献活動推進支援条例」及び「社会貢献活動推進計画」に基づき、NPOの育成と活動の充実、拡大のための支援策を検討。NPOの財政面の課題解決のために、県が一定の財産を市中銀行に信託するとともに、民間の資金も活用する公益信託を創設。 〔目的〕NPOが活動を継続的かつ円滑に推進していくために、NPOの自主性、自立性を尊重し、NPO団体や県民、企業の社会貢献活動を促進するため公益信託を設置。NPOによる地域社会づくり活動への助成を行い、民間と行政のパートナーシップによる新しい社会づくりを推進する。 | 社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体 | (事業費的) ・活動助成 地域社会の発展に役立つ次に掲げる社会貢献活動を対象とする。ただし、宗教的政治的宣伝意図を有するもの及び営利を目的としたものは除く。(特定非営利活動促進法別表1～16に掲げる活動) の公共的サービスを直接的に向上させる活動 | 5,000 (年間5,000千円を上限に助成) | ・助成額：事業経費の1/2以内 ・助成限度額：1団体500千円(団体の立ち上げ助成は1団体250千円) ・採択団体数：24団体応募のうち14団体 |
| 28 | 佐賀県 | 炎博記念地域活性化事業費補助 平成16年度 | 〔背景〕これからの県政は、CSOの活性化と自立が図られ、新しい公共サービスの担い手になることが求められている。 〔目的〕地域活動団体のより優れた企画提案に対し助成することで、CSOによる自主的、主体的な住民参加の地域活動を推進する。 | CSO(市民社会組織) NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会やPTAといった組織・団体も含めて「CSO」と呼称 | 自主的、主体的に新たに又は発展的に取り組む実践活動で、広く県民が参加できる公益的な事業(施設・設備整備は対象外) | 35,833千円 (補助実績) 平成18年度 予算67,000千円 | 10/10 補助率の考え方...新規事業へ取り組むCSOが対象であることから10/10補助とした。 はじめの一步部門 これから新たに自主的な地域活動に取り組むため、事業活動を開始するための事前調査や活動を具体化させるためのワークショップなどの準備段階の活動を支援 ・補助金上限額100千円 ・応募26団体 採択26団体 (高齢者活動枠として10団体優先) 地域づくり活動部門 自主的に新たに又は発展的に取り組むさまざまな地域活動を支援 ・補助金上限額500千円 ・新規 応募69団体 採択52団体 ・継続 25団体 地域づくり活動部門は3年間継続補助 |
| 29 | 佐賀県 | CSO活動拠点整備事業費補助 平成16年度 | 〔背景〕これからの県政は、CSOの活性化と自立が図られ、新しい公共サービスの担い手になることが求められている。 〔目的〕地域の活動の拠点となる「CSO活動拠点(CSO活動支援オフィス)」の設置に支援することで、CSOが集い、地域の課題について話し合い解決に取り組める場所、情報交換や発信、CSOのネットワーク化を促す。 | CSO(市民社会組織) CSO活動支援オフィスは、公共サービス提供の一翼を担うことから、公益活動を目的に県内に事務所を置き、市町との連携(情報交換など)を円滑に行える団体 | 施設改修費等：CSO活動支援オフィスとしての機能(事務所・会議・交流・作業・情報収集・提供などのスペース)を有するために必要な建物改修費と、事務機、イス、会議用テーブル、キャビネット、ホワイトボード、レターケース、コピー機、電話機、パソコンなどの備品購入費 維持管理費：資料、光熱水費、スタッフ人件費、広報費、通信運搬費、消耗品費など 2年目、3年目は維持管理費のみ補助対象 | 12,000千円 (補助実績) 平成18年度 予算19,200千円 | 10/10 補助率の考え方...新規にCSO拠点設置を行うCSOが対象であることから10/10補助とした。 1年目 ・補助金上限額4,800千円 応募4団体 採択2団体 2年目、 ・補助金上限額1,200千円 1年目 継続 2団体 3年間継続補助 |
| 30 | 鹿児島県 | 共生・協働の地域社会づくり助成事業 平成17年度から | 〔背景〕行政需要が多様化し、急速な少子高齢化が進展するなかで、県、市町村及び県民がともに協力し、支え合う地域社会づくりが必要となった。 〔目的〕県・市町村及び県民がともに支え合う共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進する。 | 地域の自治会、ボランティア団体、NPO法人、その他の営利を目的としない団体(法人格の有無は問わない) | 共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進する上でモデルとなるような先駆的・創造的な事業で、団体が、新たに実施するもの、又は 既存事業を発展的に向上・拡充するもの。 但し、次の要件に該当すること 公益的な事業であること。 物品販売等の営利を目的とした事業でないこと。 他の補助・助成・委託を受けている事業でないこと。 | 10,000 | 補助率...助成対象経費の1/2以内 補助金上限...100万円 (千円未満は切り捨て) 採択団体...63団体から65件の応募があり、16団体・16件に対して助成 |

| 番号 | 自治体名 | スケジュール | 審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数) | 情報公開の方法 | 原資の調達(一般財源か特定財源(基金を設けて実施している事業)) | 成果報告の有無 | 確認検査の有無、有の場合、時期、方法 | 事業の振り返りの有無、有の場合は方法 | 評価 | 見直しの経緯 | 今後の課題及び見直しの予定 |
|----|------|---|--|------------------|----------------------------------|--|-----------------------------------|---------------------------------|---|--|---|
| 25 | 鳥取県 | 年度内、随時 | 特になし | ホームページで公開 | 一般財源 | 無 | 有 実績報告書に基づき検査、書類検査 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 26 | 島根県 | ・第1回 募集 4/28～5/31 第一次審査 7/7 第二次審査 7/15 決定 7/20 ・第2回 募集 7/11～7/29 第一次審査 9/8 第二次審査 9/15 決定 9/21 | ・第一次審査 県民いきいき活動 庁内推進会議 ・第二次審査 審査委員会 ・採択結果公表 | ホームページ | 一般財源 | 18年度実施予定 | ・有 ・時期 事業終了時 ・方法 書類検査 | 18年度、意見交換会、検証会実施予定 | 18年度、意見交換会、検証会実施予定 | - | ・募集時期の見直し(18年度から前年度募集) ・審査方法の見直し(18年度から審査委員会を第一次審査に変更) |
| 27 | 高知県 | 募集期間: H17/1/4～2/15 公開プレゼンテーション: H17/3/6 採択: H17/3/7 助成金交付: H17/4/6 実施期間: H17/4/1～H18/3/31 中間活動報告会: H18/9/25 最終活動報告会: H18/4/23 | 民間の運営委員による審査。審査結果については、採択団体には助成金額、資金使途を通知。不採択団体には不採択の通知。 | Webサイト 新聞への掲載 | 一般財源 | 有 | 有 書類審査(書類審査は事業終了後) | 有 最終活動報告会において、運営委員との意見交換 | H16に評価を実施。H11～15の助成先78件へアンケート調査。助成先の自己評価(数値面(財政規模、会員数等)での効果の結果により運営委員、信託先銀行、当該による評価を実施。助成先はほぼ全ての団体が継続して活動を行い、NPO法人化した団体や全国的にも著名な活動を行っている団体も出てきていることから、ファンドがNPOの基盤整備の充実や活動の継続に果たしている役割は大きい。また、ファンドで実施した事業は、より公益性の高い事業が採択され事業 | ・助成先へのアンケート結果では、助成率(1/2)を上げてほしいという要望が多かったが、助成後も継続して事業を行うためには、団体自身で資金を確保していくことも必要であることから、引き上げは行わなかった。 ・報告会については、会場や方法等について信託先銀行と話し合いながら、より効果上がるよう見直している。 | 信託先銀行と連携を取りながら、報告会(中間、最終)の方法やあり方を検討しNPOの活動を社会(特に行政)に知らせていくこと。NPOファンドをPRし社会的な認知度を上げ、民間からの寄附につなげていくこと。受益者(住民)からの評価を実施すること。継続的に事業評価を行っていくこと。当ファンドへの県からの出入りはH20までの予定。H21以降については、今後検討していく。 |
| 28 | 佐賀県 | 新規の企画提案の募集(4月中旬～) 新規団体からの応募(～4月末日) 新規採択のための審査会(書類審査、公開プレゼンテーション) (5月中旬) 採択事業決定 ・継続採択4月 ・新規採択6月 事業実施 ・継続採択4月～ ・新規採択6月～ 成果発表会(9月、3月) 実績報告書提出(3月) | 県庁外の第三者を含む審査会実施 ・事前書類審査 ・団体からプレゼンテーション なお、プレゼンテーションは公開の場で実施 結果公表項目として、順位・点数を公開 | Webサイト | 特定財源(世界・炎の博覧会記念基金) | 有 | 有 適宜現地調査 | 有 事務受託CSOとコーディネーターを交えて実施(予定) | 平成16年度と17年度に120団体に対し、支援を行ってきた。 支援を受けることで地域活動が活性化しており、他地域へ活動の輪が広がっている。 | 平成17年度に補助事業利用の利便性を図るため、科目間活用規制の項目を削除。 事業内容の大幅な変更を伴わない場合、に限定 事業費の3割以上の増減の場合は事前承認が必要 | 3年間の継続支援終了後のCSOへの支援 |
| 29 | 佐賀県 | 新規の企画提案の募集(6月下旬～) 新規団体からの応募(～7月末日) 新規採択のための審査会(書類審査、公開プレゼンテーション) (8月中旬) 採択事業決定 ・継続採択4月 ・新規採択10月 事業実施 ・継続採択4月～ ・新規採択10月～ 成果発表会 | 県庁外の第三者を含む審査会実施 ・事前書類審査 ・団体からプレゼンテーション なお、プレゼンテーションは公開の場で実施 結果公表項目として、順位・点数を公開 | Webサイト | 一般財源 | 無 | 有 適宜現地調査 | 無 | CSOの活性化、自立活動が図られた。 ・地域に設立されたCSOが入居を開始 ・活動拠点を活用した新たな取組へと発展 CSOのネットワーク化が図られた。 ・CSO活動拠点に行けば、地域の行事、イベント情報の入手が可能 ・CSO自らの情報発信が可能(各支援オフィスのHP活用可) CSO活動拠点が市町 | 3年間の継続支援終了後のCSOへの支援 | |
| 30 | 鹿児島県 | 募集期間: 6/6～7/20 募集説明会: 6/13～6/17 書類審査: 6月下旬～8月下旬 事業委員会: 9/1 助成事業決定: 9/5 交付決定: 9月中旬 事業期間: 交付決定後～2月末日 額の確定: 3月上旬～下旬 成果報告会: H18/7/27 | 担当部局による書類審査及び学識経験者等を含む「共生・協働の地域社会づくり事業委員会」による評価・審議を踏まえ、選考・決定 | Webサイト | 特定財源 | 有 ・共生・協働推進大会の場において、代表4団体が発表する。 ・事業概要パネル等の展示、及び成果報告書による報告 | 有 ・事業終了後、書類検査 | 無 | 初年度である平成17年度にモデル的な活動として助成した事業が、今年度も地域のNPO等により継続して実施されるなど、共生・協働の地域社会づくりに一定の成果があった。 | 平成18年度は、事業実施期間を長くするため、決定までのスケジュールを2ヶ月ほど早めた。 | 無 |

3 平成17年度補助金事業調査結果（市町村）

| 番号 | 自治体名 | 補助金制度の名称及び開始年度 | 補助制度の背景・目的 | 補助の対象となる団体 | 補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か) | 総事業費 (千円) | 補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数のうちの採択団体数 |
|----|-----------|---|---|---|---|---|--|
| 31 | 八戸市 | 合併記念「まちづくりみんなの手で」市民提案事業補助金 (平成17年度単年度事業) | [背景] 平成16年度まで実施してきた市民活動への奨励金制度(1団体10万円限度)などにより、市民活動が活発化する中、平成17年4月に「協働のまちづくり基本条例」が施行し、市民が主体となった協働のまちづくりの推進が本格的に進みはじめた。 [目的] 八戸市と旧南郷村の合併を記念して、協働のまちづくりを推進し、新市の一体感を醸成することが目的 | 市民活動団体、ボランティア団体、NPO法人 子ども会、町内会、PTA等の地域活動団体 学校 協同組合 民間事業者 | 八戸市と南郷村の合併を記念し、新市の一体感を醸成する事業 連帯感を高める事業 両地域の交流を図る事業 (事業費的) ・消耗品購入費、通信運搬費、印刷 製本費、謝礼など事業に直接関係する費用。 ・ただし、飲食費、設備・機械等購入費、視察旅費、総事業費の10%を超える7/11(1)貸金等人件費は対象外。 | 2,000 (補助金額) | 補助率10/10、民間事業者は1/2 補助金上限額...1団体100万円 採択団体数...9団体応募があったうち3団体 補助率の考え方...活動資金の確保が課題であるNPO等は、過去の奨励金制度にない110/10補助とした。民間事業者については、自主事業に対する側面支援という考え方から1/2とした。 |
| 32 | 栗石町 | 栗石町ふるさと文化基金運用事業費補助金 平成3年度から | 本町の文化・産業の一層の振興と発展を図るため、栗石町ふるさと文化基金を効率的に活用し、有能な人材を発掘、育成するとともに調査研究等の事業に対して補助金を交付する。 | 次に掲げる事業及び調査研究する個人及び団体 文化、芸術の保存・伝承及び振興のための事業、調査、研究 産業の振興のための事業、調査、研究 福祉、保健衛生の向上のための事業、調査、研究 体育、スポーツの振興のための事業、調査、研究 教育の振興のための事業、調査、研究 観光の振興のための事業、調査、研究 自然保護、環境対策のための事業、調査、研究 まちづくりシンポジウム、講演会等の開催 コミュニティー活動への助成 その他委員会において必要と認められた事項 | (事業費的) 文化、芸術の保存・伝承及び振興のための事業、調査、研究 産業の振興のための事業、調査、研究 福祉、保健衛生の向上のための事業、調査、研究 体育、スポーツの振興のための事業、調査、研究 教育の振興のための事業、調査、研究 観光の振興のための事業、調査、研究 自然保護、環境対策のための事業、調査、研究 まちづくりシンポジウム、講演会等の開催 コミュニティー活動への助成 その他委員会において必要と認められた事項 | 総事業費 3,570千円 補助金交付額 1,454千円 | 補助率: 1/2以内 補助金上限: 1団体500千円 採択団体数...57団体応募があったうち40団体 補助の条件...事業費をこの助成金のみで賄おうとするものでないこと |
| 33 | 仙台市 | まちづくり活動助成事業 平成14年度から NPO担当課は制度主管課で、実施は各区役所担当課 | [背景] 市民との協働による地域におけるまちづくりを推進するため、市民が企画提案する公募方式の助成制度を創設した。 [目的] 市民との協働による地域におけるまちづくりの推進 | (1)区の区域内に活動拠点を有すること (2)構成員の概ね半数以上が区の区域内に住所を有する者、通勤する者又は通学する者で構成されていること (3)政治、宗教または営利を目的としないこと (4)法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと | (事業費的) 市民が自らの創意工夫により自主的・自発的に取り組むまちづくり事業で、次の各号のいずれかに該当する事業。 (1)地域の課題の解決を図るもの (2)地域コミュニティの活性化を図るもの (3)地域や区の特色をいかし、その魅力を高めるもの (4)その他市長が適当と認めたもの | 15,911千円 | [補別A] 補助金上限...1団体50万円、 採択団体数...57団体応募があったうち40団体 補助の条件...事業費をこの助成金のみで賄おうとするものでないこと |
| 34 | いわき市 | 明日をひらく人づくり事業補助金 平成4年度から | [背景] 市民が自発的にまちづくりに参加し、ともに連携協力しながら地域社会のなかで支え合うしくみづくりが必要とされていた。 [目的] まちづくりを担う創造性豊かな人材を育成するための事業に対し支援する。 | まちづくりを担う創造性豊かな人材を育成するための事業を実施する団体 | (事業費的) 将来のまちづくりを担う青少年を育てるための研修、交流等に関する事業やまちづくりを担う人材を育てるための研修、交流等に関する事業に対し、その経費の一部を支援する。 (報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料等) | 3,778 (平成17年度実績) | 補助率: 補助対象経費の2分の1以内 補助金上限: 50万円 採択団体数: 11団体応募があったうち10団体 |
| 35 | いわき市 | ひと・まち元気創造事業補助金 元気な「まち」創造支援事業 ア 元気なまちづくり事業 イ 地域づくり構想策定事業 元気な「まち」宝物活用事業 平成18年度から | [背景] NPO法人やボランティア団体等の市民公益活動団体が地域づくり活動に参加する場合の支援が必要とされていた。 [目的] 「元気なまち いわき」を実現に向け、市民との協働作業によるまちづくりを目的とし、自然・歴史・文化などの地域資源を活用した個性豊かな地域づくり活動を支援する。 | ボランティア活動や市民活動など公益的な活動を行う団体等 (市内における地域資源を活用し、地域課題の解決や地域を元気にするための地域づくり活動を行う団体) | (事業費的) 元気な「まち」創造支援事業 ア 元気なまちづくり事業 イ 地域づくり構想策定事業 イ 地域づくり構想策定事業 魅力ある地域の創設に向けた地域づくり構想を策定するために実施する事業 元気な「まち」宝物活用事業 地域の特性を活かした地域づくりを推進するための事業実施に有効な地域資源整備事業 | 37,000(平成18年度予算額) (内訳) 27,000 10,000 | ア 補助率: 補助対象経費の3分の2以内(2年目は2分の1以内、3年目は3分の1以内) 補助金上限: 70万円 イ 補助率: 補助対象経費の3分の2以内 補助金上限: 30万円 補助率: 補助対象経費の4分の3以内 補助金上限: 500万円(事業費の下限は100万円、また複数年にわたり補助を受けようとする場合は、30年を期限に合計500万円を限度とする。) |
| 36 | 日光市(旧今市市) | まちづくり活動支援事業 平成13年度から | [背景] NPO等市民活動団体に対する社会のニーズの高まりと、当市が掲げる「市民が主役のまちづくり」を推進するため [目的] 市民が自主的に行うまちづくり活動の経費等を支援することにより、市民が主役のまちづくりを推進することを目的とする。 | 特定非営利活動(特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する活動をいう。)を行う団体であつて、次の各号のいずれにも該当する団体(任意団体を含む。)をいう。 ア 団体の規約等を設けていること。 イ 構成員がおおむね10人以上であること。 ウ 市内で継続して活動を行っていること。 エ 市が実施する他の事業又は制度による運営費補助金その他これに類する補助金を受けている団体でないこと。 | (事業費的) 団体の目的達成のために、広く市民を対象に実施するイベント及び研修会等に係る経費。ただし、食糧費及び参加者全員への景品等の報償費を除く。 | 1,000 | 補助率...団体自己負担額の2/3 補助金上限...1団体10万円 一年度につき1回限りの交付、通算して3回まで 6団体交付申請のうち6団体に交付 |
| 37 | 市川市 | 市民(納税者)が選ぶ「市民活動団体支援制度」(1%支援制度) 平成17年度から | [背景] サラリーマンが多く自ら住む地域への愛着や関心が低い中、市民との協働によるまちづくり推進のため、自主的・自発的な市民活動団体の育成、活動の促進及び活性化を図る必要がある。 [目的] 納税者意識の高揚を図るとともに市民活動団体への財政的支援及び活動の促進を図る | 条例第3条に規定 (1)市内に事務所を有し市内で活動している。 (2)規約、会則、定款等を有している。 (3)申請時に1事業年度以上継続的に活動している。 (4)法令、条例等に違反する活動をしていない。 (5)公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない。 (6)宗教的又は政治的活動をしていない。 | あくまで事業に要する経費が対象 条例第4条に規定 (1)市内において実施する。 (2)NPO法に規定する特定非営利活動の分野のものである。 (3)営利を目的としないもの。 (4)市民を主たる対象とするもの。 (5)団体の構成員のみを対象とするものでないこと。 (6)本市から別の補助金の交付を受けていないこと。 | 補助金 11,010 | 補助率... 提案事業に要する経費の1/2 補助金上限... 金額の上限はない、団体に交付する支援金の額は、個人を選択して届出た納税者の前年度の個人市民税額の1パーセントに相当する額を合計した額 応募団体数...83団体 審査会の審査を経て決定した支援対象団体は81団体。 |

| 番号 | 自治体名 | スケジュール | 審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数) | 情報公開の方法 | 原簿の開示(一般財源か特定財源(基金を設置して実施している事業)) | 成果報告の有無 | 確報検査の有無、有の場合、時期、方法 | 事業の振り返りの有無、有の場合、方法は | 評価 | 見直しの経緯 | 今後の課題及び見直しの予定 |
|----|-----------|--|--|----------------|--------------------------------------|---|--|--|---|---|--|
| 31 | 八戸市 | 募集期間: 4/1-5/30 書類審査: 6/11-6/24 公開プレゼン審査: 6月25日 交付決定: 7/1 実施期間: 4/1-3/31 額の確定: 3/31 事業報告会: 1/28「協働のまちづくり研修会」で実施。(各団体の申請事業の主要イベントが1/28までに終了していたため。) | 書類審査及び外部審査委員を含む選考会 審査結果の公表については、交付団体の名称・事業名・事業概要のみ。 公開プレゼン審査の場でのみ、点数・順位の一覧表を提示している。(問合せがあれば、教える。) | 広報・Webサイト | 一般財源 | 有 | 有 イベント実施時及び事業終了後 イベントは現地調査、事業終了後書類検査 | 無 なお、成果報告会の際に、協働のまちづくり研修会の講師から事業に対するコメントをいただいた。 | 以前実施していた、まちづくり7074721奨励金制度(H10-H16)は、1団体10万円限りの初期期支援を主目的としていた。 この制度の実施により、市民の提案をまちづくりに生かしていくことで、単なる市民活動の実施というだけではなく、市との協働の意図づくりにつながった。 | 合併記念事業としての単年度事業であり、見直しの経緯はない。 以前実施していた、まちづくり7074721奨励金制度については、平成17年度に見直しの検討を行い、平成18年度から新たに「元気な八戸づくり」市民奨励金制度を実施予定。事業拡大支援コース(1団体50万円限度、補助率80%)の設定や基金の活用等を新たに盛り込んでいる。 | |
| 32 | 茅石町 | 募集期間: 平成16年9月9日-10月29日 書類審査及びヒアリング: 平成16年12月27日 委員会審査(諮問・答申): 平成17年1月20日 補助金申請: 平成17年4月1日 交付決定: 平成17年5月16日 実施期間: 交付決定後-3月 実績報告: 事業完了後速やかに | 書類審査及び外部審査委員を含む選考会 | 広報 | 特定財源(茅石町ふるさと文化基金) | 有 | 有 事業終了後の確認検査 | 無 | この事業はNPO法人に限ったものではなく、町内全てのまちづくり団体等が活用できるものであり、平成3年度から平成17年度まで88団体68,122千円の補助を行ってきた。 3年を目途に各団体が自立して事業を展開することができた。 | 平成15年度まで具体的な補助率等が定まっていなかったため、平成16年度改正した。 全体予算枠年間: 3,000千円 補助率: 1/2 上限額: 500千円 | 町財政を鑑み、積立金の426,000千円を財政調整基金及び公共施設等整備基金へ積み立てる。基金運用残額32,000千円は、補助対象事業、補助金額等の改善を図りながら基金事業として10年間継続する。 |
| 33 | 仙台市 | 募集期間: 1月中旬-4月中旬(区により異なる) プレゼン及び審査: 3月中旬-5月上旬(＃) 交付決定: 4月初旬-5月中旬(＃) 実施期間: 交付決定後-3月(＃) 額の確定: 事業終了後(＃) 成果報告会: 12月(中間)-4月(終了後)(＃) | 書類及びプレゼンテーションにより外部評価委員が評価し、外部委員の評価をもとに市長が決定する。公表項目は団体の評価できる項目、改善すべき項目。 | Webサイト、情報公開制度 | 一般財源 | 有 | 必要に応じて中間及び事業終了後に現地調査、書類検査 | 成果報告会に同 | 地域で活動する団体への補助制度として、一定の成果はあると考える。 | | 区による応募状況の差、全市的活動への助成について |
| 34 | いわき市 | 募集期間: 事業実施年度の前年度の2月に募集(平成17年2月1日-平成17年2月28日) 平成17年10月1日-平成18年3月31日に実施する事業については、平成17年8月1日-平成17年8月31日に募集(予算に残がある場合) 書類審査: 平成17年3月中旬 平成17年9月中旬 認定審査会: 平成17年3月下旬 平成17年9月下旬 交付決定: 平成17年4月1日 平成17年9月30日 実施期間: 各々の事業の実施期間 額の確定: 事業実施完了後 | 書類審査及び認定審査会(庁内) ・審査結果(点数・順位等)については公表していない。 | 無 | 特定財源「明日をひらく人づくり基金」の取崩し及び利子の充当 | 無 | 有 事業終了後、書類審査 | 無 | 平成15年度に補助金助成の効果及びその後の活動状況等についてアンケート調査を実施した結果、助成事業の半数以上が助成をきっかけとして事業を継続しており、一定の成果を上げている。 | ・認定審査会において、事業者からのプレゼンを実施した。(平成17年度後期分から) ・成果報告を求める機会の設置 ・募集時期の検討(年1回) | |
| 35 | いわき市 | 募集期間: 事業実施30日前まで 平成18年4月から5月 書類審査: 随時 平成18年6月 認定審査会: なし 平成18年7月上旬 交付決定: 随時 平成18年7月中旬 実施期間: 各々の事業の実施期間 額の確定: 事業実施完了後 成果発表会: 事業完了後の翌年予定 | 書類審査 書類審査及び審査会(委員は外部審査委員) ・審査結果(点数・順位等)については公表しない。 | 無 | 特定財源(一部)「ふるさと振興基金」の取崩し | 有 地域連携会議(市内の各地区の地域づくり実践者が一同に会する場)で、成果について発表する。 | 有 事業終了後、書類審査及び現地調査 | 有 地域連携会議(市内の各地区の地域づくり実践者が一同に会する場)で、成果について発表する。 | (平成18年度開始したばかりのため省略) | | |
| 36 | 日光市(旧今市市) | 随時、交付申請を受付し、個別の案件ごとに審査し、交付決定、交付する | 担当部署での審査のみ。審査会等は設けていない。 | 無し | 一般財源 | 無 | 実績報告書に基づく書類検査 | 無 | 助成金額は少額ながら門戸を広く開放した制度のため、財政基盤の脆弱な設立当初の団体の育成には一定の効果があったと認められる。 | 無し | 19年度からの改正に向け、補助率の変更等を検討中 |
| 37 | 市川市 | ・団体応募説明会 1/15 ・募集期間 1/17-2/4 ・審査会 2/7, 3/3 ・支援対象団体公表 4/9 広報、web等 ・団体選択届出期間 4/9-5/10 ・変更審査会 6/15 ・交付決定通知 6/21 ・7月概算申請 | ・審査会 学識経験4名、公募による市民3名で構成 ・審査 条例に規定する団体及び事業要件に適合しているか等の他、公益性、発展性、実現可能性などの観点から審査。 ・公表 広報紙、web上で公表 | 広報紙・インターネットで公表 | 一般財源 基金を設置しているが、現在のところ、事業への充当はない。 | 無 | 有 事業実施現場に向き確認 事業終了後書類確認 | 無 | 制度スタート時は83団体が応募し、中には市で把握していない団体も応募するなど、これまで表に出てこなかった団体の活動が、制度に参加することにより、PRの機会が増えるなど市民活動に対する市民の理解を促進することができている。 | スタートして2年目の取組みである。制度の定着を図るため、より良い制度に改善していくことを念頭にアンケートなどを実施して、課題を見出し、できることから見直していく。 | 制度上、団体を選択できるのは納税者に限られている。NPO支援に非納税者など、誰もが参加できる方法を検討している。 |

| 番号 | 自治体名 | 補助金制度の名称及び開始年度 | 補助制度の背景・目的 | 補助の対象となる団体 | 補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か) | 総事業費 (千円) | 補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数のうちの採択団体数 |
|----|------|-----------------------------------|--|---|---|--|--|
| 38 | 柏市 | 柏市民公益活動補助金(平成10年度) | 市民公益活動の促進を図ること(市民公益活動の定義) ・柏市において不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするもの(営利、宗教、政治や特定の公職を支持するものを除く) | 【たまごコース立上げ支援】 設立の日から5年以内の市民公益活動団体 【ひよこコース自立支援】 1年以上の活動実績のある市民公益活動団体 市民公益活動団体 市民公益活動を行う法人その他の団体のうち ・柏市に主たる事務所を有するもの ・主として柏市において市民公益活動を行うもの ・構成員が5人以上 | 事業費補助 人件費、事務所の賃借料、食糧費、車両購入費を除く、事業に要する経費(旅費のみ) 事業に要する経費の20%以内 | 予算額3,000 17年度交付額2,906 <内訳> たまご600 ひよこ2,306 | 【たまごコース立上げ支援】 対象事業費の1/2 上限額 10万円 採択団体数/応募団体数 6団体/8団体(75%) 【ひよこコース自立支援】 対象事業費の1/2 上限額 50万円 採択団体数/応募団体数 6団体/13団体(46.8%) 補助率の考え方 団体が主体となる事業であり、自立性を損なわないよう1/2としている。 また、柏市では平成9年度に行政改革推進委員会から「補助金の適正化」について提言を受けており、事業費補助については上限1/2としている。 |
| 39 | 我孫子市 | 我孫子市公募補助金 平成12年度～ (2000年度～) | 背景(経緯・特徴) ・従来、新しい市民活動団体には予算の制約上、補助金が交付されにくい傾向があった。このため平成11年度に既存の補助金を全廃し、平成12年度から、3年毎に市民の視点で見直しをする新たな公募補助金制度を開始した。 ・補助金の採択、不採択は市民委員5名からなる「補助金等検討委員会」で審査。 目的 ・地域のまちづくりを推進し、市民公益活動や生涯学習活動を支援する目的の補助金であり、団体が自立できるようにするための支援と位置づけている。 | NPO法人、または営利を目的としない、公益の増進に寄与する任意団体(5人以上で構成されていること。活動地点が我孫子市内にあり、かつ市内において活動を行っていること。政治、宗教目的でないこと。特定の公職の候補者や政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的としないこと。) | 補助対象経費は以下の通り。 人件費、報償費、交通費、消耗品、図書購入費、印刷製本費、通信費、保険料、研修費、使用料、賃借料、光熱水費、警備費、備品費等 | 平成17年度当初予算ベースでは8,986千円 | 補助率は、最大で補助対象経費の10/100から50/100の範囲(備品費については50/100以内で5万円を限度とする)。 |
| 40 | 鴨川市 | 鴨川市ふるさと創生地域づくり事業補助金 平成2年度から | 昭和63年度から、みずから考え、みずから行う地域づくり事業として、国からふるさと創生事業1億円の交付を受け、地域づくり推進事業として、自由な発想によるふるさと創生を振興するための基金条例を制定。 地域の自治組織等に自主的、主体的に行うコミュニティー活動、あるいは地域振興策及び地域づくり事業等に対して市が助成することによって、地域の課題解決を図り、自治意識の向上や地域住民の融和を目的に本制度を創設した。 | 自主的かつ主体的に行う市内の自治組織及び市民活動団体 | 事業費的支援 公益性、先駆性、実効性を有し非営利である以下に掲げる活動 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業 (2) 社会教育の推進を図る事業 (3) まちづくりの推進を図る事業 (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業 (5) 環境の保全を図る事業 (6) 災害救援事業 (7) 地域安全事業 (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業 (9) 国際交流の事業 (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業 (11) 子どもの健全育成を図る事業 (12) 情報化社会の発展を図る事業 (13) 科学技術の振興を図る事業 (14) 経済活動の活性化を図る事業 (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業 (16) 消費者の保護を図る事業 (17) 前各号に掲げる事業を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の事業 | 200 | 補助率...1/2以内 補助金上限...1団体50万円 |

| 番号 | 自治体名 | スケジュール | 審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数) | 情報公開の方法 | 原資の調達(一般財源が特定財源(基金を設けて実施している事業)) | 成果報告会の有無 | 確認検査の有無、有の場合、時期、方法 | 事業の振り返りの場の有無、有の場合、方法は | 評価 | 見直しの経緯 | 今後の課題及び見直しの予定 |
|----|------|--|---|---|----------------------------------|----------|-------------------------|-----------------------|---|--|---|
| 38 | 柏市 | 募集期間：4/1～5/2 書類審査：5月中旬 プレゼンテーション：5月25日 交付決定：6月中 実施期間：4月～翌3月 現場見学会：11月21日 精算、額の確定：3月上旬～下旬 戻入：4月～5月(出納閉鎖期間) 成果報告会：3月 | 書類審査及び外部選定委員による評価(プレゼンテーション) 審査結果の公表については、交付団体の結果のみで点数、順位については非公表 ただし、全団体に対し選定委員のコメントと、不交付となった団体には評価の低かった項目を通知している。 | HPにて申請団体、交付団体、交付決定の経緯について公表 また、広報でも交付団体を公表 | 一般財源 | 有 | 有 実績報告時、書類審査 | 無 | 無 | 平成16年度において、たまごコースを新設したほか、補助対象経費、評価方法、項目についても見直しを行った。 | 評価項目の見直し・評価基準の明確化(特に全国展開している団体や自立しすぎている団体の評価) 事業実施の確認(中間時の報告、現地確認など、申請時の効果や事業内容を実施していない(金銭支出でない部分)場合の減額方法) |
| 39 | 我孫子市 | [交付申請・審査] 交付を希望する団体は前年度に補助金等検討委員会による審査を受ける ・募集期間：4月中旬～7月1日 ・審査：8月～11月(審査結果の通知は1月下旬) ・公開PR：12月上旬～12月中旬(書類審査で不採択とされた団体のうち希望する団体のみ) ・交付団体の最終決定：1月頃 ・交付金額の確定：3月中旬(交付手続) ・申請期間：4月末～ ・交付決定：5月中旬～ ・中間報告：11月 ・事業報告：事業終了後 補助金額の確定と交付は事業終了後が基本だが事業の開始前・途中での概算払も可能 | 審査方法 補助金等検討委員会が書類審査公開PR(書類審査で不採択になった団体が活動をPRできる) 補助金等検討委員会の提言を受けて市長が最終決定 審査結果の公表項目 →各団体に審査結果(委員の意見)を通知。 | 市広報、Webサイトなど | 一般財源 | 無 | 有 中間および事業終了後に報告書を提出。 | 有 我孫子市の行政評価 | 平成11年度に既存の補助金を全廃したことで既得権が廃止された。交付のサイクルは原則3年間とし、新しい団体も補助金交付が受けられるようになった。この点では全国的にも先進事例として注目を集めている。なお年度毎に審査申請数は異なるが、実際の交付団体数は毎年30前後である。 | ・補助対象経費に人件費を追加(H17年度から)。 ・対象団体の要件で構成員の人数を「10人以上」から「5人以上」に変更(H18年度から)。 | 補助金交付団体が補助金交付期限終了後の財政的自立が課題。 このため団体運営のレベルアップ講座実施や団体活動のPRの機会提供など、団体の自立を支援する取り組みを継続していく必要がある。 |
| 40 | 鴨川市 | 募集期間：5/15～5/31 書類審査：6月中 地域づくり事業審査会：6月下旬 交付決定：7月上旬 実施期間：交付決定後～3月 額の確定：3月下旬～ | 書類審査及び内部審査委員を含む審査会 審査結果の公表については、特になし。 | 非公開 | 特定財源 (鴨川市ふるさと創生地域づくり基金) | 無 | 無 実績報告時に確認をする | 無 | 申請団体が思うように伸びていない点が課題。 基金の運用を図っているが、果実が思うようにつかないところから、財政的な課題もある。 | 平成2年からの実施で、平成16年度の市町村合併を機に要綱の見直しをした(事業項目、補助期間等)。 | 今後の見直しについては不透明で、平成16年度の市町村合併を機に要綱の見直しをした(事業項目、補助期間等)。 |

| 番号 | 自治体名 | 補助金制度の名称及び開始年度 | 補助制度の背景・目的 | 補助の対象となる団体 | 補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か 事業費的か) | 総事業費 (千円) | 補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数のうちの採択団体数 |
|----|------|---|--|---|---|---|---|
| 41 | 浦安市 | 浦安市市民活動補助金 平成14年度から | 【背景】平成13年2月に「ボランティア等社会活動促進懇話会」を発足し、検討の結果、平成13年9月に9つの提言がなされた。うちひとつが「財政支援の仕組みづくり」であったため、これを反映して、平成14年度から市民活動基金を設置、市民活動補助金制度を制定した。 【目的】公共の利益を目的とした非営利活動で自主性のある市民活動と市民活動団体の自立を促進する。 | 【団体要件】 1. 公共の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業（いわゆる宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする事業は除く）に、自主的に取り組む特定非営利活動法人（NPO法人）、または、法人格を持たない市民活動団体 2. 浦安市内で市民活動を行っている団体 3. 主な活動範囲が浦安市内である団体 4. 団体の構成員が10人以上いる団体 5. 年間の活動計画がある団体 6. 申請する事業に係る収支が明確になっている団体 7. 定款または規約などを持ち、自主的で継続的な活動のできる団体 8. 本年度中に本市から団体の運営に関する補助金を受けない団体 9. 浦安市市民活動補助金審査委員会が、代表者・事業責任者・役員になっていない団体 【ステップアップ（活性化事業補助金）】は、活動期間が1年以上の団体 | 【事業要件】 1. 公共の利益を目的とした事業 2. 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に実施される事業 3. 他に補助金または助成金（本市だけでなく国や県、およびその外郭団体からの補助・助成を含む）を受けていない事業 【はじめの一步（自立促進事業補助金）（団体運営費的）】 公共性が高いと思われる事業で、団体のホームページやリーフレット作成などの会員確保のために必要な事業など、団体の自立を促進するために効果的な事業に交付。（交付は1団体につき1回限り1事業のみ） 【ステップアップ（活性化事業補助金）】（事業費的） 1年以上活動している団体の行う事業で、公益性が高いと思われる事業に交付。（1団体複数事業の申請はできるが、交付は1事業のみ。同内容の事業への交付は3回まで） | 1,442 【内訳】 【はじめの一步】50 【ステップアップ】1,392 | 【はじめの一步】 補助率...補助対象経費総額×100% 補助金上限...1事業5万円 採択事業数...申請4事業うち交付1事業 【ステップアップ】 補助率...補助対象経費総額×80% 補助金上限...1事業50万円以内 採択事業数...申請7事業うち交付4事業 補助対象となる経費については、募集要項に例示を記載している。飲食費や管理責任者の明確でない備品購入費などは補助対象とならない。 補助率の考え方...補助金依存の活動とならないよう、2割は団体の自己負担とすべきとの考えが審査会から示されたため。 |
| 42 | 八王子市 | 市民企画事業補助金制度 平成15年度開始 | 【背景】 1. 「新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまち」を都市像のひとつとした基本構想・基本計画の策定 2. 協働のまちの実現に向けて、その基盤となる市民活動の活性化を図るため、協働のパートナーでもある市民活動団体に対し、自立化を促進し活動をサポートする制度が必要であった。 3. 既存の補助金制度の見直し（再構築） 【目的】 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のしくみづくりを推進することを目的とする。 | 【活動支援部門】 1. 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体。（法人格の有無は問わない。） 2. 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含む団体。 3. 政治活動及び宗教活動を主たる目的とする団体ではないこと。 4. 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体でないこと。 5. 市内に活動拠点を持っている団体。 【事業実施部門】 上記の1～4及び市内に活動拠点を持っているが、又は市内で活動しており、市内に連絡責任者を確保できる団体。 | 【活動支援部門】 すでに公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体から、自らの活動を広く紹介するために実施する事業で、計画段階での事業費が5万円以上のもの。 【事業実施部門】 市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する事業や、将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業で、計画段階での事業費が10万円以上のもの。 事業に対する補助 | 8,617 (予算 11,000) | 【活動支援部門】 補助率：10/10 上限額：10万円 補助回数：同一団体2回まで。 補助率の考え方：活動基盤が整っていない団体等に対するPR経費の補助であるため、上限を設けたうえで全額補助としたもの。 採択事業数：応募12事業に対し6事業を採択 【事業実施部門】 補助率：補助対象事業費の1/2以内、2年目以降は補助対象事業費の1/3又は前年度交付決定額の80%のいずれか低い額。ただし、事業の性質上審査委員会にて特認した場合、とする。 上限額：100万円 補助回数：同一の事業に対して3回まで。 補助率の考え方：自立のための支援であり、1/2からのサンセット方式が適当であると判断した。 採択事業数：応募32事業に対し28事業を採択 |
| 43 | 福生市 | 市民活動促進補助金 平成18年度から (なお、当事業は3年間限定のサンセット事業) | 【背景】市は「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」の実現をめざして、市民の積極的な社会参加、社会貢献を目的とした市民活動が行われやすい環境づくりに取り組んでいる。 【目的】市民活動団体が行う公益的な事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより市民の積極的な社会参加及び新たな社会貢献に資する活動の創出を促進し、もって市民が行う公益的な活動の活発な展開及び市民主体のまちづくりの推進を図ることを目的とする。 | 補助の対象となる団体は、前条第2号に規定する団体で、かつ、福生市輝き市民サポートセンターに登録している団体とする。 市民活動団体 前号に定める市民活動を行うことを主たる目的とする団体で、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。 ア 市内に居住する者並びに市内で市民活動を行っている者及び行おうとする者である5人以上で構成される組織であること。 イ 団体への加入又は脱退に関して、不当な条件を付していないこと。 ウ 団体の運営の主たる部分で市からの支援等を受けていないこと。 エ 宗教活動、政治活動又は営利活動を行うことを目的に組織されていないこと。 オ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づくもの以外の法人格を有しないこと | 市民活動団体を実施する市民活動であって、かつ、市長が当該市民活動の内容、時期、経費等が市民活動を推進するため適当と認めたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 始業期支援事業 団体の自立を促進するものに効果的な事業で、市内において市民の参加により実施され、創造性、継続性、公益性等の高いこと。この場合における補助金の交付は、同一の団体に対して1回とする。 (2) 成長期支援事業 4年以上の活動期間のある団体が主体性を持ち、団体の資質を向上するのに効果的な事業で、市内において市民の参加により実施され、創造性、継続性、公益性等の高いこと。この場合における補助金の交付は、同一の団体に対して3回までとする。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業から除くものとする。 (1) 介護保険サービス事業 (2) 市の委託事業 (3) 市その他の機関から補助を受けている事業又は受ける予定の事業 | 700 | (1) 始業期支援事業 10万円以内 (2) 成長期支援事業 20万円以内 |

| 番号 | 自治体名 | スケジュール | 審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数) | 情報公開の方法 | 原資の調達(一般財源か特定財源(基金を設置して実施している事業)) | 成果報告会の有無 | 確認検査の有無、有の場合、時期、方法 | 事業の振り返りの有無、有の場合、方法は | 評価 | 見直しの経緯 | 今後の課題及び見直しの予定 |
|----|------|---|--|---|-----------------------------------|---|---|---|---|---|--|
| 41 | 浦安市 | 募集期間：4月1日～4月28日 書類審査：4月下旬～5月下旬 公開審査会：5月28日 交付決定：6月中旬 事業期間：4月1日～翌年3月31日 額の確定：最終事業報告書類提出後 公開報告会：4月下旬 | 【審査方法】 「市民活動補助金審査会」による審査 審査会委員8名(公募市民4名、NPO有識者2名、企業代表2名) 【はじめの一步(自立促進事業補助金)】 [選考方法]書類審査のみ [選考のポイント] 「公益性があり、将来拡大・発展が望める活動か」 「自発的で熟慮の見られる活動か」 「継続的活動が期待できるか」 【ステップアップ(活性化事業補助金)】 [選考方法]書類審査および公開審査会におけるプレゼンテーションによる審査 [選考のポイント] 「公益性があり、将来拡大・発展が望める活動か」 「地域にとって必要性、重要性の高い事業か」 「自立的、発展的な活動が期待できるか」 [審査結果の公表] 各審査委員の採点結果(総括表・各配点ごとの採点分布図)、各審査委員からのコメントを公表 審査の透明性を高めるため、ステップアップの採点結果は、公開審査会当日に会場で作成、配布している。 | 【公開方法】 広報紙掲載、申請書類・報告書類の閲覧 [公開時期] 広報紙掲載...交付決定後(7月中旬) 申請書類...交付決定後(7月以降) 報告書類...事業報告後(翌年4月以降) | 特定財源(浦安市市民活動基金) | 【はじめの一步(自立促進事業補助金)】 任意参加 【ステップアップ(活性化事業補助金)】 有 | 有 [時期]中間及び事業終了後 [方法]中間は報告書の提出、事業終了後書類確認 ステップアップの場合は公開報告会でも報告 | 有 [方法]審査終了後、「浦安市市民活動補助金審査会」による振り返りを行う。 | 制度をスタートさせた平成14年度から17年度までに27事業に対し、補助金の交付を行ってきた。補助金を交付した事業に関する追跡調査は行っていない。 | 平成17年度までには行っていない。 制度5年目となる平成18年度に、【はじめの一步】の継続について見直しを行う予定。 | 申請事業数、交付事業数ともに少ないことが大きな課題であったが、申請書の書き方をテーマとした講座を行ったところ、平成18年度には若干増加した。 また、団体からは交付時期を早めてほしいという要望もあり、平成19年度交付事業から交付スケジュールを変更する予定となっている。(前年度2月に募集開始、3月に審査、4月に交付)議会の了解が得られれば、実行できる見通し。 さらに、団体からは複数年度にまたがる事業を対象としてほしいという要望も出されているが、これについては対応が難しいと考えている。 |
| 42 | 八王子市 | 募集時期：11/1～12/15 予備審査：12/16～2/8 本審査：2/9～3/16 交付決定：4/1 実施期間：4/1～3/31 情報交換会：10/17 額の確定：3月末 成果報告会：5/28 | 【活動支援部門】 事業関連所管(担当課)による書類審査 職員による庁内審査会での書類審査による採点 外部委員による審査会での書類審査による採点 【事業実施部門】 事業関連所管(担当課)での面接及び書類審査 職員による庁内審査会での書類審査による採点 外部委員による審査会での書類及び公開プレゼンでの審査による採点 <公開項目> 審査会での獲得点数、優先順位、コメント及び不採択の場合の理由 | 「審査結果のまとめ」及び「成果報告書」のWebサイトや図書館等での公開 | 一般財源 基金の設置はなし | 有 | 有 事業終了後に実績報告書による検査を実施 | 無 | 制度開始後、17年度までに、延78団体に対し補助してきたが、中には活動が認められ企業等からの支援を得られたものや市からの委託事業へ発展したものもある。また、年々、応募事業の質や量も上がってきており一定の成果は挙げていると評価している。 | <16年度分> 1. 庁内審査会での採択による1次審査(あし切り)方式の廃止 2. 活動支援部門における申請団体要件から「設立後2年未満の団体」の削除 <17年度分> 1. 活動支援部門の対象経費を団体のPRに要する経費に限定 2. 活動支援部門の補助率を1/2から10/10に変更 3. 補助金の下限額を廃止 | 資金支援だけでなく、「人、モノ、資金」といった総合的な支援制度としての再構築 |
| 43 | 福生市 | 募集期間：5月1日～6月1日 書類審査：～6月2日 書類公開：6月3日～6月10日 公開審査：6月17日 交付決定：6月下旬 実施期間：7月1日～19年3月31日 成果発表会：19年5月12日 | 審査会は、次に掲げる7人以内の委員をもって組織する。 (1) 公募により選出された市民4人以内 (2) 総務部長 (3) 企画財政部長 (4) 生活環境部長 審査会での審査結果の公表については当日採点結果のみ公表 | 市広報紙 市ホームページ 施設へ配架した要綱要項 | 一般財源 | 報告会において発表 | 有 書類検査 | 無 | | | 19年度分については、18年度内に募集・決定を行い、4月1日から事業を実施できるように改善する予定 |

| 番号 | 自治体名 | 補助金制度の名称及び開始年度 | 補助制度の背景・目的 | 補助の対象となる団体 | 補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か) | 総事業費 (千円) | 補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数のうちの採択団体数 |
|----|------|-------------------------------------|--|---|--|--------------|--|
| 44 | 狛江市 | 市民公益活動事業補助金(新しい風補助金) 平成16年度より | 背景:市民公益活動を行う団体への財政的支援は、市民協働の促進の観点から二つの点で重要である。一つは、市民公益活動を行う団体が行政と対等に協働できるようになるための組織基盤の強化策として、一つは、市民が必要とする多様なサービスを行政に代わって提供する団体の活動の推進策として、である。(狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の基本的な考え方より) 目的:先駆的な活動又は特色ある事業を実施する狛江市の市民公益活動団体の事業に対し、その経費の一部について補助金を交付することにより団体の成長及び発展を図ることを目的とする | 補助対象となる団体は、次の条件を満たす団体とする。ただし、法人格の有無は問わない。 (1)市民が自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う団体 (2)営利活動を行わない団体 (3)宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としない団体 (4)次のいずれかに当てはまる団体 ア 役員に狛江市の住所を有するものがある団体 イ 事務所、活動拠点又は活動範囲に狛江市を含む団体 | 補助対象となる事業は、次の条件を満たす事業とする。ただし、狛江市で実施している他の補助金等の交付対象となり得る事業については、この限りではない。 (1)狛江市内で行われる市民公益活動事業 (2)この要綱による補助金の交付決定後に実施される事業 (3)次のいずれかに当てはまる事業 ア 先駆的であり、将来性のある事業 イ 市民のニーズや地域性に適合した特徴のある事業 (4)半年度で完了する事業。ただし、年度ごとの申請と選考により3年を超えない範囲で補助対象事業とすることができる。(事業費的) | 1,500 | 【種別A】 補助率...10/10 補助金上限...1団体20万円、採択団体数...11団体応募があったうち9団体 補助率の考え方...NPOの成長・発展を願う事業対象であり、上限額も高くないため10/10補助とした。 |
| 45 | 横須賀市 | 横須賀市民協働推進補助制度 平成14年度～ | (背景) (目的) 市民公益活動の活性化を図り、市民の創意を活かし将来にわたって市民が誇りを持つ個性豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。 | 横須賀市内に活動拠点を有する市民公益活動団体。 市民公益活動とは、市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動を行い、これを行う団体を市民公益活動団体という。 公益性とは、不特定多数の者の利益その他の社会の利益をいう。 | 事業費またはプログラムを補助対象とする。 以下のものは補助対象費としない。但し、活動の立ち上げに要する経費に関しては柔軟に対応する。 ・団体の事務所等を維持するための経費 ・団体の経常的な活動に要する経費 ・団体の構成員による会合の飲食費 ・団体の構成員に対する人件費や謝礼 | 3,000 | 「はじめの一步」補助金 査定の上上限10万円 「ステップアップ」補助金 査定の上1/2、上限50万円 |
| 46 | 茅ヶ崎市 | 茅ヶ崎市市民活動推進補助事業 平成17年度から | 【背景】 価値観の多様化や社会経済環境の変化により複雑化する地域課題の解決のためには、専門性を持つNPO等の活動が重要であるが、資金調達が困難な場合もあり、それらを財政的に支援する補助制度が必要とされていた。 【目的】 市民活動の活性化を図り、多様な市民ニーズにきめ細やかなサービスで応えることのできる豊かな地域社会の形成に寄与するため。 | 【市民活動スタート支援補助金】 設立後2年未満の市民活動団体 【市民活動ステップアップ支援補助金】 設立後2年以上の市民活動団体 | 【共通】 茅ヶ崎市市民が受益者となり得る公益的な事業 【内訳】 【市民活動スタート支援補助金】(事業費的) 団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業。 【市民活動ステップアップ支援補助金】(事業費的) 団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業。 | 1,532 | 【市民活動スタート支援補助金】 補助率...90% 補助金上限...1団体10万円 採用団体数...7団体応募があったうち6団体 【市民活動ステップアップ支援補助金】 補助率...80% 補助金上限...1団体30万円 採用団体数...8団体応募があったうち5団体 |
| 47 | 新潟市 | 市民公益活動支援補助金 平成16年度から 平成18年度まで | 【背景】補助金制度の改革を検討する中で、公募型補助金制度の創設が提言された(H15.7)。この提言を受け、具体的な検討を行い、制度創設に至った。 【目的】市民による不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動の推進を図り、市民の創意と工夫を活かした豊かな地域社会を実現すること。 | 【立上げ補助金】 公益活動を今後実施しようとする計画又は実施しはじめた団体。 【自立補助金】 公益活動を継続して実施しており、さらに充実または拡大し、かつその自立を目指す団体。 | 【立上げ補助金】(事業費的) 公益活動を今後実施しようとする計画又は実施しはじめた団体が行う事業。 【自立補助金】(事業費的) すでに継続して行っている事業で、内容を充実・拡大していくことにより、自立を図っていく事業。 なお、上記2種類について、補助対象経費は、事業に直接要するもので、そのうち事務所経費、経常的な活動経費、団体構成員の飲食費・人件費などは対象外。 | 10,000千円 | 【立上げ補助金】 補助率...1/2 補助金上限...1事業10万円、1年間限り 採択団体数...5団体応募があったうち4団体 【自立補助金】 補助率...1/2 補助金上限...1事業100万円、3年間限り 採択団体数...12団体応募があったうち10団体 補助率の考え方...団体の自立を促すため(行政依存とならないように)、1/2とした。 |
| 48 | 上越市 | ボランティア活動支援補助金 平成13年度から | 【背景】公共分野における市民活動の普及啓発を図る必要が高まったため。 【目的】ボランティア活動を始めた市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を支援し、もって公益の増進に寄与する。 | 次の全ての要件を満たす団体 ・特定非営利活動を行っている ・市を中心に活動している ・政治、宗教、思想、営利を目的としない ・構成員が5人以上 | 次の全ての要件を満たす事業 ・ボランティア活動の普及啓発に寄与するもの ・同様の事業内容で、本補助金交付実績が連続した3年度間を超えないこと ・市から、本補助金以外の補助金の交付を受けていないこと ・参加者を特定の地域住民や団体構成員等に限定していないこと ・募金活動が含まれないこと | 900 | 補助率...1/2 補助金上限...10万円 採択団体数...原則として予算の範囲内で調整 |
| 49 | 長野市 | ながのまちづくり活動支援事業補助金 平成15年度 | 【背景・目的】 ボランティア活動やNPOへの関心の高まりを踏まえ、市民自らの知恵と責任による自主的なまちづくり活動への支援を行うことにより、個性豊かな魅力に満ちた、明るく住み良い地域社会の形成を目指す。 | ・構成員が5人以上で、複数の市民を含むもの ・政治、宗教及び営利活動を目的としない団体 | 公益性を有する事業であれば分野は問わない。 活動を行うに必要な事業経費が対象で、団体の維持費的な活動(人件費含む)に要する経費は対象としない。但し、備品購入費は10万円が限度。 | 8,034 | 【企画・研究部門】 市民自らが実施するまちづくり活動に関する調査、勉強会、ワークショップの開催・計画づくり等を主たる目的とする活動 補助率:10/10 限度額:10万円 【実践活動部門】 まちづくりに熱意やアイデアを持つ市民が自主的に企画し、実施する活動 補助率:ホップ(1回目)=8/10 ステップ(2回目)=6/10、ジャンプ(3回目)=4/10 限度額:ホップ(100万円)、ステップ(60万円)、ジャンプ(40万円) ホップコースに「スタート枠」を設定。企画・研究部門において補助を受け、翌年度に活動を開始する団体若しくは設立2年未満の団体が対象。但し、補助限度額は50万円。 応募団体数33団体の内、採択団体数21団体(内1団体事業中止) |

| 番号 | 自治体名 | スケジュール | 審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数) | 情報公開の方法 | 原資の種類(一般財源か特定財源(基金を設置して実施している事業)) | 成果報告の有無 | 補償検査の有無、有の場合、時期、方法 | 事業の振り返りの場、有の場合、有の場合の方法 | 評価 | 見直しの経緯 | 今後の課題及び見直しの予定 |
|----|------|--|--|--|-------------------------------------|--------------|---|-------------------------|--|---|--|
| 44 | 狛江市 | | 公開プレゼンテーション及び書類による審査を公開選考会で行う。 審査結果の公表については、合計点数、順位、選考委員のコメント等。 選考委員の個々の点数は公表していない。 | HP | 一般財源 | 有 | 事業終了後書類審査 | 「市民参加と市民協働に関する審議会」で随時検討 | 平成16年度に制度がスタートし、17年度は2年目。計15団体に対し、補助を行ってきた。 各補助事業はそれぞれ活発に活動し、またプレゼンテーションや事業報告会を通じて横のつながりもでき始めており、一定の成果を上げることができた。 | 17年度補助総額を100万 150万に変更。また1事業の補助上限を15万 20万に変更。 | 公開で選考会を行っているため、よりわかりやすく公正な選考会とするために、選考方法や選考会運営方法の改善を行う。 補助金決定から事業報告の間に団体とコミュニケーションをとる場を設けていないので、今後検討する。 |
| 45 | 横須賀市 | 募集告知...3月下旬～説明会(前年度実績報告会を兼ねる)...4/16 相談会...4/23 募集期間...4/24～5/8 縦覧...5/12～19 書類審査(応募件数が20件を超える場合は書類審査で一時選考を行う) 公開プレゼンテーション&審査会...5/21 市長報告 補助金の申請、決定通知...6月上旬 | 市民協働審議会の部会である市民協働推進補助金等企画審査会が選考及び補助金の交付額の査定を行う。 審査は5項目5段階で評価する。各審査員の合計点を算出し、そのうち最高点と最低点を除外した合計点で推薦順位を決定する。 各団体の合計得点及び審査基準別合計に審査員のコメントを付して公表。 | Webサイト及び市民活動サポートセンターでの供覧など | 一般財源 | 有 | 有 事後の書類検査 | 無 | 本制度がスタートしてから4年間で27団体に対し補助を行ってきた。当初は採用件数が伸びなかったが、審査員による事前相談会の開催や前年度補助金獲得団体の報告会参加を申請基準のひとつにするなどの工夫により、平成17年度は質の高い企画の応募が多く、ほぼ理想の形に近づいている。 | 従来から事務局(市職員)が行っている事前相談に加え、審査員による相談会を実施することによって審査基準に達するための具体的なアドバイス等を得ることができるようになった。(17年度～) 公開プレゼンテーションを3名以上で実施できることを申請資格とした。(18年度～) | 「協働」まで視野にいたった企画が少なく、市民活動促進補助制度にとどまっている。 市民協働に対する職員の意識改革。 市民協働推進補助制度の周知。 |
| 46 | 茅ヶ崎市 | 募集期間：4月1日～5月9日 公開プレゼンテーション：5月25日 評価・選考：5月25日 交付決定：6月24日 実施期間：交付決定後～3月31日 額の確定：3月31日 実施報告会：5月20日 | 市民活動推進委員による評価により順位付けを行い、加えて「補助事業としての適否」「事業へのアドバイス」「補助金交付額」について審議、選考。 結果の公表については、各委員のコメントを議事録として公開。順位は採択団体についてのみ公表。 | Webサイト、広報紙、市政情報コーナー及び茅ヶ崎市民活動サポートセンターでの閲覧 | 基金を設置。寄附と同額を市も積み立てる「マッチングギフト方式」をとる。 | 有 | 有 事業終了後書類審査 | 有 市民活動推進委員会(審議会) | 実施報告会等により、補助事業について一定の成果は確認できた。補助制度に対する団体のニーズも高く、事業の必要性は高い。 | | 現行制度については、平成22年度に見直しを行う予定。 |
| 47 | 新潟市 | 募集期間：4/11～5/11 第1次審査(市内審査)：5/20 第2次審査(第三者機関)：6/10,6/13 交付決定：6月中 実施期間：交付申請後～3月 額の確定：4月中旬～5月中旬 成果報告会：5月 | 第1次審査：書類審査 第2次審査：書類審査及び公開プレゼンテーション(自立補助金のみ実施) 審査結果の公表については、審査員のコメントのみ。 | Webサイト、市報 | 一般財源 | 有 | 無 | 無 | 本制度は、平成16年度～平成18年度の3か年度の試行として創設された制度で、平成18年度に制度評価を行う。 また、評価を受けて、平成19年度以降の制度について検討を行う予定。 | | 評価を受けて、平成19年度以降の制度について検討を行う予定。 |
| 48 | 上越市 | 募集期間：4/1～5/13 書類審査：5月～6月 交付決定：6月下旬 実施期間：交付決定後～年度中 額の確定：実績報告後 | 書類審査のみ 要件を満たす事業は全て補助対象とする。事業内容の優劣による順位づけをしない。 | 総合的情報は地元紙へ掲載 個別案件情報は公開請求による | 一般財源 | 無 | 有 事業終了後書類審査 | 無 | 制度の趣旨である「ボランティア活動の普及啓発に資する事業への支援」が、「ボランティア活動そのものへの支援」に解釈が拡大し、創設当初の趣旨と乖離が生じている。 | 平成18年度に要綱を抜本的に見直し、19年度改訂予定。 実践活動部門については、16年度にステップコースにスタート枠を設けた。また、補助金の交付がなくなると活動の継続が難しくなり、団体の財政的な自立が大きな課題となっている。 | 当初の趣旨を明確化し、ボランティア活動の普及啓発を直接の目的とする事業のみを対象とする。 市民公益活動そのものに対する経済支援は予定しない。 |
| 49 | 長野市 | 募集期間：1/24～2/14 応募説明会：1/24～25 予備審査(書類審査)：3/23 公開審査(プレゼンテーション)：4/24 活動発表会：翌年4/9 | 7名の審査員(識者)が6項目(公益性、獨創性、発展性、実現性、自立性、熱意)の基準により、5段階評価。最高点と最低点を除く残りの得点の合算により、予算の範囲内で選考。なお、審査は部門ごとに行う。 各団体の順位及び獲得点数並びに委員による団体へのコメントを公表している。 | 市のホームページ、広報紙 | 一般財源 | 有 翌年の4月上旬 | 有 実績報告書の提出(年度未若しくは事業終了後16日以内) なお、現地検査は実施しないが、4名の職員で補助団体の行事やイベントに自主的に参加している。 | 有 団体から自己評価シートを併せて提出 | 平成15年度から17年度まで計44団体の活動に補助金を交付。補助事業から委託事業へ移行した団体、地縁型団体との協働へ移行した事業等一定の効果が出ている一方、補助金の交付がなくなると活動の継続が難しくなり、団体の財政的な自立が大きな課題となっている。 | 企画・研究部門は15年度当初から変更なし。実践活動部門については、16年度にステップコースにスタート枠を設けた。また、補助率及び限度額について、ステップコースは、8/10 6/10へジャンプコースは、4/10へ変更した。更に、17年度に限度額をステップコース100万円 60万円へジャンプコースは、40万円へそれぞれ変更した。 | 中間活動発表会の開催、補助金の交付が終了した団体によるまちづくり活動フォーラムの開催 |

| 番号 | 自治体名 | 補助金制度の名称及び開始年度 | 補助制度の背景・目的 | 補助の対象となる団体 | 補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か) | 総事業費 (千円) | 補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数のうちの採択団体数 |
|----|------|--|---|--|---|---|---|
| 50 | 浜松市 | 浜松市市民活動団体補助金 | 市民協働推進条例の制定・市民、市民活動団体及び事業者が市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を目指し寄附文化を醸成するため | 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち次の要件を全て満たすもの (1) 特定非営利活動を行う区域を浜松市内に有する (2) 主たる事務所又はその他の事務所の所在地が浜松市内にあること。 (3) 補助金申請日において、1事業年度以上の活動実績があること (4) 法その他関係法令を遵守していること | 非営利活動(事業費補助) | 1,000 (当初予算) | 補助率、補助金上限額はなし。 寄附者の意向を最大限尊重する。 採択団体数 H15・・・1/1 H16・・・1/1 |
| 51 | 岡崎市 | 大学連携アドバイザー助成金 | 市内4大学により構成される「大学懇話会」と連携し、市民活動をする団体が大学教授等の専門的な助言・指導や講演を依頼するための資金援助を行うことにより、市民活動団体の強化及び大学との連携の拡大を目的とする。 | 市内に在住、在勤、在学する5人以上の会員で組織された市内を活動拠点とする市民活動団体 | 団体運営に関する助言・指導であれば運営費的だが、講演会の講師として活用すれば事業費的になる。これまでの利用はすべて事業費的である。 | 144 | 助言・指導は1回7200円を限度とする。年4回まで及び1団体2年を限度。 講演の場合1回の限度額：教授25000円、助教19000円、講師16000円 年1回及び1団体2年を限度。 |
| 52 | 岡崎市 | 市民活動団体助成金 平成16年 | 市が市内の各種団体に呼びかけて結成した市民公社という任意団体に補助金を交付し、市民公社の補助金として実施していたものを、平成16年度から市直接の補助金として交付することとした。 | 市内に在住、在勤、在学する5人以上の会員で組織された市内を活動拠点とする市民活動団体 | 事業費補助 | 1,000 | 事業の活動に必要な経費の3分の1以内。5万円上限。 20団体応募、19団体交付 |
| 53 | 東海市 | まちづくり活動支援事業費補助金 平成15年度から(平成15年度の時点は、市民活動促進事業) H15-H17は、助成金 H18-補助金に変更 | 【背景】協働・共創のまちづくりを推進するため、市民活動団体、NPO等の公益的活動が活性化し、市民参画の推進が必要とされていた。 【目的】市民参画推進委員会の作成による「東海市まちづくり指標」を活用したまちづくりの推進及びまちづくり指標を広く市民へ普及・啓発することが目的 | 市内で活動する市民活動団体 | (事業費的) 地域の課題解決(東海市まちづくり指標の改善)に貢献する事業に補助する。会議費、旅費交通費、印刷製本費、通信費、諸謝金などの活動や事業に直接必要な経費。 | 2,120 | 補助金上限...1団体50万円、補助率10/10 採択団体数...6団体応募があったうち4団体(H18年度) |
| 54 | 豊中市 | 市民公益活動推進助成金(公募制補助金) 平成16年度 | 市民公益活動を推進するため | 【初動支援コース】 ・市民公益活動を始めようとする団体(取り組んで3年以内の団体) ・1団体2回まで、前年度と同一事業でも応募可 【自主事業コース】 ・市民公益活動を1年以上行っている団体 ・1団体3回まで、前年度と同一事業でも応募可 両コースとも ・市内で活動する民間団体であること。 ・市が実施する他の制度による助成を受けている団体でないこと。 ・市が実施する他の制度による助成の対象となる団体でないこと。 | 両コースとも市民公益活動事業を対象とする(事業費的) 以下の経費は対象外 ・団体の事務所等を維持する経費 ・団体の経常的な活動に要する経費 ・団体の構成員による会合の飲食費 ・団体の構成員に対する人件費や謝礼 *ただし、上記経費であっても、当初助成対象事業に要したことが明らかに認められる場合は対象となる。 | 1,521 【内訳】 【初動支援コース】 100 【自主事業コース】 1,421 | 【初動支援コース】 補助率...3/4 補助金上限...1団体10万円 採択団体数...2団体応募があったうち1団体 【自主事業コース】 補助率...1/2 補助金上限...1団体50万円 採択団体数...10団体応募があったうち6団体 補助率の考え方...市民公益活動団体が自律的に発展することをめざすものであるため、一部助成とする。 |
| 55 | 吹田市 | 吹田市市民公益活動促進補助金 | 【背景】社会サービスの担い手、コミュニティの活性化に寄与するものとして市民公益活動団体の自立・発展が望まれているが、財政的基盤の弱い団体も多く、特に立ち上げ期など自立を促す資金的支援が必要とされていた。 【目的】市民公益活動団体を積極的に支援し育てることにより、市民公益活動のさらなる活性化と市民主体の活力ある地域社会の実現を図る | (1) スタート支援コース 設立後1年以上3年以内の団体 (2) 協働支援コース 市民公益活動団体の協働を促す事業または複数の市民公益活動団体が協働して行う事業が対象。 (3) 自主事業支援コース 設立後1年以上の団体 共通：以下の項目に全て該当する団体。 (1) 吹田市内で活動する市民公益活動団体 (2) 代表者を含め3人以上の役員がいる団体 (3) 事業計画、予算及び決算を示すことができる団体 | 【事業補助】補助対象となる経費は、申請される事業のみに要するもので、報償費(講師謝礼等)、旅費、需用費(印刷費、材料費、消耗品費)、役務費(通信運搬費等)、使用料等。 | 決算額 総事業費 2,028千円。 (補助金総額 1,977千円。 審査会経費51千円) | (1) スタート支援コース 補助率：1/2以内 補助金上限：10万円。 採用団体：応募2団体、採用0団体 (2) 協働支援コース 補助率：1/2以内 補助金上限：20万円。 採用団体：応募1団体、採用0団体 (3) 自主事業支援コース 補助率：1/2以内 補助金上限：50万円。 採用団体：応募10団体、採用7団体 |
| 56 | 箕面市 | 非営利公益市民活動促進補助金(NPO補助金) 平成12年度から | 【背景】「非営利公益市民活動促進補助金」は、箕面市の補助金制度の中でも特に幅広い市民の参加による市民活動団体の活動を活性化するために適用するものだが、適用にあたって市民活動団体の「自立」を促し、行政との対等なパートナーシップが構築できるような自立的成長の呼び水となる必要がある。そのためには、まず補助を受け続けることによる行政依存傾向を避けること、また特定団体の既得権益化を抑え、補助金を受け取る機会の公正化を図り、新たな市民活動の成長のために補助金が支出できるよう財源を確保することが必要であった。 【目的】市民の自発的な公益活動を支援することにより、活動の活性化と団体の自立化を促進し、箕面市が元氣な市民活動であられ、市民主体のまちづくりが進展することに寄与することを目的とする。 | 申請できる団体は、次のすべてに該当する団体です。 ・市内に事務所または活動の拠点があること。 ・対象者または実施者の多くが箕面市民であること。 ・政治活動、宗教活動を目的としていないこと。 | 申請できる事業は、箕面市内で行われる、自発的かつ自立的に行う営利を目的としない公益的な活動。 | 3,190 | 補助金の種類は下記の3種類。事業費の90%を限度に補助。 ただし、国、都道府県又は市町村から他の制度による補助等を受けている場合は対象外。 立上げ補助 事業の立上げ費用に対する補助。事業開始時から3年間の申請が可能。上限は30万円。 拡充発展補助 事業の拡充・発展に対する補助。事業開始時から4年以内において2年間の申請が可能。上限は50万円。 継続補助 事業維持に対する補助。5年間の申請が可能。上限は20万円です。 同一事業について、上記を組み合わせた場合でも、補助交付年限は最長5年間。交付状況については、平成17年度において、33件の申請に対し、27件の交付。 |

| 番号 | 自治体名 | スケジュール | 審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数) | 情報公開の方法 | 原資の調達(一般財源が特定財源(基金を設置して実施している事業)) | 成果報告会の有無 | 補助金検査の有無、有の場合、時期、方法 | 事業の振り返りの有無、有の場合、方法は | 評価 | 見直しの経緯 | 今後の課題及び見直しの予定 |
|----|------|---|---|-------------------------|--|------------------|--|------------------------------------|--|--|---|
| 50 | 浜松市 | 通年実施のため、特に規定なし | 浜松市市民協働推進委員会が以下の審査基準に基づいて交付先、交付金額を審査する。 ・公益性 ・地域性 ・現実性 ・透明性 ・財務の健全性 | 市ホームページ | 条例上は、「基金として積み立てる額は、寄附金及び予算で定める額とする。」としているが、財源は全額寄附による。 | 無 | 無 | 無 | 自己評価のみ | 平成18年3月、以下2点を見直し。 (1)基金から助成を受けるための市民活動団体の事前登録制度を廃止。助成の対象となる市民活動団体の要件を整備。 (2)審査項目に「公益性」を加えるとともに、他の項目についても整理。 | 基金から助成を受けることができる団体をNPO法人以外にも拡大できるかという点について、市民協働推進委員会が制度改定案を作成中。 |
| 51 | 岡崎市 | アドバイザー派遣相談 アドバイザーの紹介 団体とアドバイザーの協議 申請書等の提出 助成の決定 実績報告書の提出 助成金の交付 | 担当課での書類審査 | していない。 | 一般財源 | 有 | 無 | 無 | 大学との連携を目的に始めたが、利用は少ない。広報不足もあるが、利用したい団体が少ないことが原因として上げられる。 | 無し | 大学懇話会未加盟の先生を起用する場合の助成。 |
| 52 | 岡崎市 | 4月15日募集広報 5月上旬応募締切り 6月中旬審査会 6月下旬交付決定通知 6月下旬から7月上旬半額概算払い 事業実施後実績報告書提出 提出後補助金額の確定 残りの補助金支払 翌年2月報告会 | 12名の審査員による審査 結果公表はしていない。 | していない。 | 一般財源 | 有 | 無 | 無 | 報告会の開催は、団体にとって負担にはなるが、情報発信と団体相互の交流の場として、また、事業実施の確認としても有効である。審査方法をオープンにする必要がある。 | 平成16年度 実績報告書の様式改訂 事業報告会の開催 | 審査会の方法。 情報公開。 |
| 53 | 東海市 | 募集期間：5/1～5/15 審査・プレゼンテーション：6月4日 交付決定：7月中 実施期間：交付決定後～3月 額の確定：3月上旬～下旬 成果報告会：4月 | 書類審査及び外部審査委員を含む選考会 審査結果の公表については、選考の可否のみ。 | 文書 | 一般財源 | 有 | 有 事業終了後書類検査 | 有 「まちづくり活動支援事業報告会」で審査員から評価とコメント | 制度をスタートさせた平成15年度から17年度までの間15団体24事業に対し、補助を行ってきた。個々の事業において地域課題の改善に貢献し、団体の活動の活性化に結び付くなど、一定の成果を上げることができた。 | 助成金から補助金に変更した。 事業の運営・実施指導等をNPO法人に委託していたが、市の直営事業にした。 | 団体からの企画・提案事業なので、市民ニーズ、行政ニーズとの結びつきが弱い。NPOと行政の協働事業とこの補助制度との補助制度の整合性を図る必要がある。 |
| 54 | 豊中市 | 募集説明会：平成17年1月17日 募集期間：平成17年1月18日～2月15日 書類審査：平成17年2月23日 公開説明会：平成17年3月25日 交付決定：4月27日 実施期間：平成17年4月～平成18年3月 額の確定：平成18年3月～平成18年5月 報告会：平成18年6月4日 | 学識経験者・公募市民・市民公益活動団体の代表・事業者の代表からなる審議会による書類審査と公開説明会によるプレゼンテーションをふまえた最終審査。 審査結果の公表については、交付決定額と審査員のコメントのみ。(応募団体には審査基準ごとの点数も通知) | Webサイト、ニュースレター | 一般財源 | 有 事業終了後に公開報告会 | 有 助成事業実施時に現地調査。 随時電話での状況確認。 事業終了後に書類検査。 | 無 | 応募団体の事業スケジュールに支障をきたさないよう、募集時期や交付決定を年度の早い段階で行う、採択事業の助成金は概算払い(前払い)可能など、応募団体に利用しやすいよう工夫をしている。一方で、審査基準のハードルが高い、手続きが煩雑であるという意見が寄せられている。 | 団体が助成金を事業に活用しやすいよう、概算払い(前払い)ができるようにした。 | 応募事業数が少なく、団体が利用しやすい制度になっているか、審査基準、補助率、手続きなどについて見直す。 |
| 55 | 吹田市 | 募集期間：5/9～5/27 公開プレゼンテーション及び審査部会：6月5日 交付決定：7月中旬 実施期間：17年4月～18年3月 確定精算：18年4～5月 事業報告会：18年4月 | 市民公益活動審議会の補助金交付審査部会が公開プレゼンテーション、書類審査により審査する。 結果については、交付団体のみ事業概要と金額を公表。順位・点数・コメントは公表していない。 18年度は順位・点数等も公表予定。 | ホームページ、市報など(審査内容の公表はなし) | 一般財源 | 有 | 有 事業終了後書類審査 | 無 | 平成17年度に創設し、7団体に交付した。 | 申請団体より見直しの提案があり、意見交換会、アンケートを実施後、18年度から、自主事業支援コースの上限を50万円から30万円に引き下げ、審査委員数を6名から10名に増加、審査採点方法を変更した。 | 補助金制度の周知を図るとともに、事業予算の考え方など申請にあたっての相談・支援をすすめていく必要がある。また、交付事業が補助期間終了後も継続事業となるようなフォローも必要である。 |
| 56 | 箕面市 | 募集期間：前期3月、後期8月 審査：前期4月、後期9月 交付決定：前期4月、後期9月 報告会：翌年10月 | 補助金交付検討会議のメンバーが審査基準によって検討し、合議により合議結果を市長に報告後、市長がその意見を基に交付決定。 審査内容は、非公開。 交付団体の団体名、事業概要、金額を公表 | Webサイト、ニュースレター | 一般財源 | 有 | 有 事業終了後 | 無 | 平成12年度から17年度までの間173件総額約13,000千円の補助金交付を行ってきた。 近年は新しい団体、新しい事業が増えてきている。 | 平成15年度に当初の補助金交付年限3年を5年に延長。 平成16年度において抜本的な制度改正を実施した。(補助金の種類の組み替え、上限額の引き上げ、補助限度率の設定) 平成18年度募集から、年度前募集(前期3月)を実施 | 補助事業に対する評価、見直しは今のところ予定なし。 |

| 番号 | 自治体名 | 補助金制度の名称及び開始年度 | 補助制度の背景・目的 | 補助の対象となる団体 | 補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か) | 総事業費 (千円) | 補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数うちの採択団体数 |
|----|------|----------------------------------|--|---|---|-------------------------------|--|
| 57 | 広島市 | 公益信託「広島市まちづくり活動支援基金」 平成15年度から | 〔背景〕広島市の「まちづくりボランティア総合支援庁内プロジェクト会議」において、ボランティア支援策の一つとして「財政的支援・支援基金の創設、運用」が、また、(財)広島市ひと・まちネットワークの「ボランティア総合支援センター研究会」(市民公募による研究会)において「市民ファンドの創設」が各々提案された。 これを受けてボランティア総合支援センター課題研究会において「まちづくり活動支援基金(仮称)」のあり方、内容について検討を重ね、広島市の実施計画策定に係る企画関係者会議において、「広島市まちおこし海外派遣事業基金」を原資に基金を創設することが了承された。 実施主体は、(財)広島市ひと・まちネットワークで、信託契約により(株)広島銀行に委託して基金を運用管理している。 〔目的〕市民による自主的なまちづくりに関する活動に係る経費の助成を行うことなどにより、社会的な課題の解決と市民活動の能力の向上を図るとともに、市民・企業・行政の協働によるまちづくりを推進し、豊かで活力のある成熟した市民社会の実現を目指す。 | 次の要件をいずれも満たす団体。 (1) 団体構成員の過半数が広島市民である。又は、団体の所在地が広島市にある。 (2) 特定非営利活動促進法(注1)に掲げる活動で広島市のまちづくりにつなげる活動を行い、かつ、同法第二条(注2)に該当する団体(ただし、法人格の有無を問わず、任意のグループでも可)であること。 注1) 保健・医療、社会教育、まちづくり、文化・スポーツ、環境保全など、17分野の活動。 注2) 営利を目的とせず、宗教・政治活動を主たる目的としない、公益を目的とする活動を行う団体。 イベントやものづくりなどを行う活動だけでなく、地域社会が抱えている課題を発見し解決していくための方策や計画づくりなどを行う活動も対象。 他の財団などから助成を受けている場合でも、活動の目的を達成するために必要であれば応募できる。 | 事業費的 【団体育成助成部門】 設立後3年未満の団体。これまでにこの部門の助成を受けたことのある団体は、この部門への応募はできない。 【まちづくり活動発展助成部門】 特定非営利活動を行う企画のうち、実現可能性、先駆性、独創性及び実施効果等総合的に優れたもの。 【重点分野助成部門】 特定非営利活動を行う企画のうち、本市の社会的な状況に鑑み、重点的に助成する必要があると運営委員会が認める分野のもの。 【緊急分野助成部門】 災害救援など、本市に関わる突発的な事態が生じ、緊急的に助成する必要があると運営委員会が認める分野のもの。運営委員会が必要を認めた場合に設けることができる。平成17年度は実施していない。 | 102,662 (創設時に広島市から支出された原資) | 【団体育成助成部門】 助成上限：1団体5万円を限度に、総額50万円程度。 採択団体数：9団体応募があったうち5団体(助成総額25万円) 【まちづくり活動発展助成部門】 助成上限：1団体50万円を限度に総額300万円程度 採択団体数：31団体応募があったうち12団体(助成総額294万5千円) 【重点分野助成部門】 助成上限：1団体100万円を限度 採択団体数：6団体応募があったうち1団体(助成総額70万円) |
| 58 | 松山市 | NPO支援事業 平成13年度から | 〔背景〕主体的に地域の課題解決に取り組むNPOは新しい社会サービスを提供する担い手として注目されているが、NPOの資金調達は容易ではなく、NPOの活動を活性化するために、NPOの自立や自主性に配慮した支援が必要とされていた。 〔目的〕本市の市民活動を促進するため、NPOが実施する事業に対して、その自主性を尊重しながら補助金を交付することにより、その団体の自立及び、継続的な活動を支援するものとする。 | 【立ち上がり支援】 設立後2年未満の団体 【成熟促進支援】 設立後2年以上の団体 | 【どちらとも】(事業費的) NPOが実施する社会一般の利益に資する非営利事業・活動であって、市長が当該活動の内容、時期、経費等がNPO活動を促進するために適当と認めた事業とする。会議費、旅費交通費、印刷製本費、通信費、謝金などの活動や事業に直接必要な経費及び事業を実施する上で必要となる人件費、光熱費等。 | 3,400 | 【立ち上がり支援】 補助率...1/2 補助金上限...1団体40万円 採択団体数...13団体応募があったうち4団体 【成熟促進支援】 補助率...1/4 補助金上限...1団体20万円 採択団体数...2団体応募があったうち2団体 補助率の考え方、立ち上がり段階の団体には1/2、設立後2年以上の団体は立ち上がり支援団体より資金調達はと見込んで1/4 |
| 59 | 福岡市 | 福岡市NPO活動推進補助金 平成16年度から | NPO法人に対する寄付について、税の優遇措置がない現在、市が寄付の受け皿になることにより、NPOへの寄付を促進し、併せて寄付を原資として助成することにより、NPOを財政的に支援することを目的とする。 | 本市に登録したNPO法人 【登録要件】 ・NPO法人であること ・主たる又は従たる事務所が市内にあること ・活動区域が市内であることなど | (事業費的) 地域社会の発展に資すると認められるNPO活動の事業費の一部を補助する。ただし、市外で実施される事業、法人運営上の経常的な経費等は補助の対象としない。 | 2,454 審査会運営費等含む | 補助率...設けていない 補助金上限...1団体50万円。ただし寄付金の活用先として希望があった団体の場合は200万円。 採択団体数...10団体応募があったうち3団体 |
| 60 | 北九州市 | まちづくりステップアップ事業 平成16年度 | 〔背景〕平成13年度から実施してきた「わがまちづくり支援事業」においては、市民のまちづくりに向けての自主的、主体的な活動の芽を育むことを目的に、各種事業を幅広く支援してきた。この結果、市民の自主的、主体的なまちづくりの意識、気運は着実に浸透してきた。この状況を鑑み、従来の個々の取組を基本に置きつつ、一層のまちづくり機能の向上を誘導するため、連携・協働による新たなまちづくりの取組をその支援の中心に位置づける「まちづくりステップアップ事業」を展開する。 〔目的〕市民が主体的に取り組む地域の特性を活かした自主事業や団体相互間の連携、協働による新たなまちづくりの活動を支援することにより、市民主体のまちづくりを推進する。 | 次のいずれにも該当する団体。 市内で活動している団体又は今後活動を行うおとする団体であること。 特定の政党若しくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に關係のある団体でないこと。 営利を目的とした団体でないこと。 その他助成を行うことが不適当と認められる団体でないこと。 | 市民が主体的に取り組むまちづくり活動で地域の活性化や連携・協働による活動の促進につながる次のような活動及び事業とする。 地域におけるまつり、まちづくりにつなげるイベント まちづくりに関する講演・講座・研修 コミュニティビジネスに関する事業 地域の歴史の調査・研究、文化の振興に関する事業 環境保全・自然保護に関する事業 国際交流・国際協力に関する事業 子どもの健全育成・子育てに関する事業 その他市長が特に認めたもの | 11,800 | 【補助金の額】 1団体に対する補助金の額は、補助の対象となる事業に要する経費のうち、補助の対象となる経費の2分の1以内とする。 【補助金上限額】 30万円 【申請団体数】 83 【助成団体数】 63 |
| 61 | 佐世保市 | 人材育成支援事業補助金 平成16年度から | 〔背景〕市民公益活動団体の会員が団体の活性化のために、首都圏などで開催される研修等に参加しようとしても、経費の負担が重く、団体の人材育成が進みにくい状況にあった。 〔目的〕市内の市民公益活動団体が人材育成を積極的に進め、それらの団体の理事または役員及び会員が事業の企画、実行や団体の運営実務に資するための能力を身につけることにより、団体の発展と地域社会の活性化に寄与すること | 特定非営利活動促進法に基づき、内閣府または長崎県の認証を受けた特定非営利活動法人のうち、市内に主たる事務所を置く団体、または、法人認証の有無を問わず、原則として市民公益活動を1年以上にわたって展開しており、本市内に主たる事務所を置く団体 | 市民公益活動団体の理事または役員及び会員が、指定NPO等(本市で任意に指定した中間支援NPO等)やその他市長が認める機関において実施される研修等に参加した際に要した経費 研修場所までの旅費、宿泊費 研修を受けるための受講料が該当。 | 500 | 補助対象経費の1/2 ただし、1団体あたり年間2名以内を補助対象者とし、補助対象人数額は1名あたり5万円を上限とする。 【平成17年度】 申請のあった団体11名に補助 |

| 番号 | 自治体名 | スケジュール | 審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数) | 情報公開の方法 | 原資の調達(一般財源か特定財源(基金を設置して実施している事業)) | 成果報告会の有無 | 確認検査の有無、有の場合、時期、方法 | 事業の振り返りの有無、有の場合、方法は方法 | 評価 | 見直しの経緯 | 今後の課題及び見直しの予定 |
|----|------|---|---|--|---|--|---|------------------------|--|--|--|
| 57 | 広島市 | 募集期間:平成17年2月2日~3月15日 書類審査:平成17年3月下旬~4月下旬 公開審査会:平成17年5月14日 決定:平成17年5月14日 実施期間:平成17年4月~平成18年3月 中間報告会:平成17年11月26日 成果発表会:平成18年5月13日 | 基金運営委員による書類審査及び公開審査会 審査結果の公表については、助成部門別に順位と総得点のみ。 | Webサイト 広報紙 | 寄附金等による一般財源 | 有 | 有 事業終了後書類を提出してもらい、検査を行う。 | 有 中間報告会 成果発表会で実施 | 公開審査会、中間報告会、成果発表会を通じて、活動ノウハウの共有化、参加団体同士の連携が生まれるといった資金助成に留まらない効果があり、市民活動の促進が図られた。 | 平成18年度に、これまでの「まちづくり活動助成分野」(団体育成助成部門、まちづくり活動発展助成部門、重点分野助成部門)に加えて「まちづくり施設整備助成分野」を設けた。 この分野は、広島市の良好なまちづくりに資する施設等の新設、改修、保全等を対象に助成する。この分野の助成は、(財)民間都市開発推進機構「住民参加型まちづくりファンド支援業務」から本基金への助成金により実施されている。 平成18年度から審査結果の公表において、順位を掲載しないこととした。 | 寄附金等の基金財源の確保 |
| 58 | 松山市 | 募集期間:4/1~4末日 書類審査:5月上旬 第2次審査:5月下旬 交付決定:6月1日 実施期間:6月~3月 額の確定:交付決定時(精算は実績報告後) 成果報告会:9月頃 | 書類審査及び外部審査委員を含む選考会 審査結果の公表については、各自の得点(項目毎)、合格最高及び最低得点、審査員のコメント。 | Webサイト | 一般財源 | 有 | 有 中間及び事業終了後 中間は現地調査や電話等での聞き取り、事業終了後書類検査 | 無 | 制度をスタートさせた平成13年度から17年度までの間28団体に対し、補助を行ってきた。 これら団体のほとんどが現在活発な活動を継続しており一定の成果を上げることができた。 | 市の一般財源から、基金を活用した助成制度へ。 【立ち上がり支援】設立2年未満から3年未満へ。補助率1/2から2/3へ。 【成熟促進支援】設立2年以上を3年以上へ。補助率1/4から1/2へ。上限20万円から30万円へ。 応募資格として登録の条件を設けた。 | 平成18年度から、あらたに「市民活動推進補助金」制度を開始。 「市民活動推進基金」を活用した助成制度。 |
| 59 | 福岡市 | 募集期間:7/15~7/29 事業説明及び審査会:8/18 交付決定:8/26 実施期間:交付決定後~3月 額の確定:3月 成果報告会:10月(予定) | 【審査方法】 書類審査及び第三者委員による審査会 【結果の公表項目】 審査委員のコメントを公表。補助金交付団体については、得点、順位も公表している。 | 審査会で審査結果を公表。 審査会の内容・結果については、市ホームページで公開している。 | 特定財源 (福岡市NPO活動支援基金を設置し、市民からの寄付を受け入れている。) | 有 | 有 事業終了後、書類検査 | 無 | 平成16年度、17年度の2年間で合計6団体への助成を行った。 | 補助金応募資格となる、団体登録の要件のうち、事務所所在地の要件を緩和。「主たる事務所が市内にあること」 「主たる又は従たる事務所が市内にあること」 | 寄付を促進させるため、NPO活動及び基金制度の周知を図る必要がある。 |
| 60 | 北九州市 | 申込期間:4/1~4/19 各区における審査委員会:4月下旬~5月中旬 事業実施:審査委員会の交付決定後随時 | 【審査方法】 各区の審査委員会独自の基準等による(委員は各区ともに3名)。 【審査結果の公表項目】 審査結果については特に公表していない。 | 【募集について】 市のホームページ、広報紙、チラシ | 一般財源 | 各区の判断によって実施している。 別途、全事業について事業報告書を提出してもらう。 | 有 実績報告書の提出(事業終了後) | 無 | 制度の定着により、市民主体のまちづくりに一定の効果を得られていると考えている。 | 見直しは行っていない。 | 【今後の課題】 地縁組織等の申請が増加している一方で、NPOからの申請が減少してきている。 【見直しの予定】 見直しの是非を含めて検討を行う予定。 |
| 61 | 佐世保市 | 随時募集 | 決裁 (審査会は開催しない) | 特になし (今後は「実績」についてWebサイト等に掲載する) | 一般財源 | 無 | 有 研修終了後に、受講報告書、研修資料等の提出 | 無 | 平成16年度からの2年で、9団体15名に対し、補助を行った。 利用団体からの評判はよく、団体の人材育成促進について、寄与することができた。 | 補助対象を「研修」と限定していたが、平成17年度より「研修やフォーラム等」への参加も対象に拡大した。 | 平成17年度から補助対象を拡大したことで利用が増加したが、今後もPRが必要である。 |

| 番号 | 自治体名 | 補助金制度の名称及び開始年度 | 補助制度の背景・目的 | 補助の対象となる団体 | 補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か 事業費的か) | 総事業費 (千円) | 補助率及び補助率の考案方、補助金上限額、応募団体数のうちの採択団体数 |
|----|------|----------------------------------|---|---|---|-------------------------|---|
| 62 | 都城市 | 元気づくり21事業費補助金 平成17年度 | 市民公益活動の推進 | 市民公益活動団体であって、次に掲げる要件に該当することを必要とする。 ・設立から1年以上経過し、活動を継続している団体であること。 ・事務所を市内に有する団体であること。 | 市民公益活動事業を対象とする(事業費補助) 以下の経費は対象外 ・団体の経常的な活動に要する経費 ・食糧費 ・不動産及び備品の購入費 ・申請事業以外の事業と共通する事業費等 | 2,349 | 補助率...補助対象経費の1/2 補助金上限...1団体1事業20万円 採択団体数...14団体応募(14団体採択) |
| 63 | 那覇市 | 公益信託 那覇市NPO活動支援基金 (1999年基金設立) | [背景]第3次総合計画(1998-2007年)の中で、市民・事業者・行政のパートナーシップによる「協働型まちづくり」を提唱した。 この協働型まちづくりを築いていくために、市民活動を支援することを決め、2000年1月にNPO活動支援センターを設立。資金支援として当基金を設立した。 [目的]市民活動団体に対する助成を行うことによって、那覇市の自治都市の実現および協働型のまちづくりを推進する。 | 主として、那覇市において社会貢献活動を行う団体 | 市民活動団体の活動に対する助成 | 6,000万 *年間約300万の取り崩し | (助成団体数)/(申請団体数) ・10万円コース:3/3 ・20万円コース:6/18 ・50万円コース:3/19 |

| 番号 | 自治体名 | スケジュール | 審査方法及び審査結果の公表項目（順位、点数） | 情報公開の方法 | 原資の調達（一般財源か特定財源（基金を設置して実施している事業）） | 成果報告会の有無 | 確認検査の有無、有の場合、時期、方法 | 事業の振り返りの場の有無、有の場合、方法は | 評価 | 見直しの経緯 | 今後の課題及び見直しの予定 |
|----|------|--|---|---------|-----------------------------------|---------------------|--|----------------------------|---|---|---|
| 62 | 都城市 | 募集説明会：平成17年4月21日・22日 募集期間：平成17年5月9日～5月20日 公開説明会：平成17年6月5日 交付決定：4月27日 実施期間：～平成18年3月 報告会：平成18年4月23日 | ・公開プレゼンテーションを踏まえた審査員（行政職員5名）による公開ヒアリング ・集計点数に基づく採択事業確定協議（審査委員及び担当） 採択の有無のみ申請団体に通知 | なし | 一般財源 | 有 公開報告会開催（次年度4月） | 有 必要なものについて助成事業実施時に現地調査 事業終了後に書類検査 | 無 | 【補助事業について】 ・活動団体の自立を促すきっかけとなった 【実施方法について】 ・公開ヒアリング時の採点方法が明確でない ・市職員以外の人を審査会委員に入れたほうがよい ・事業振り返りを実績報告に入れたほうがよい | | 実施方法について18年度から一部見直し実施 |
| 63 | 那覇市 | 募集期間：5/1～6/15 公開審査会及び助成団体決定：7月9日 実施機関：交付決定後～3月 成果報告会：次年度の公開審査会 | 審査員9名による当日公開審査（各コース、持点3点/1人） 即日決定 | 文書 | 那覇市出資による公益信託基金 | 有 （次年度の公開審査会で報告） | 有 事業終了後 事業終了後書類検査 | 有 （次年度の公開審査会で、審査員のコメント） | 1999年（H11）にスタートしてから7回目（H17）。232団体のNPOが申請し、102団体へ助成を行ってきた。 成果の見せ方がまだ課題である。 | 18年度はコース名を「まずはやろうコース、いっちょやったるぞ！コース、」ぼちりやったるぜ！コース」に変更。 | ・高額助成の申請が増え、10万円コースへの申請が減少していることなどから、コース設定を見直す必要があるのではないかと。 ・公益信託とはいえ、ほとんど果実の無い現状で今後の基金のあり方はどうしたらよいか。 ・市への提案型の協働事業の実施の際（まだ公募提案型の制度はない）、本基金の活用ができないかと。 |

「受け手の視点に立った効果的な財政支援のあり方」を 検討するためのNPOアンケート調査結果

趣 旨

昨今の地域社会では、複雑化した多様なニーズが求められ、行政のみの対応には限界が生じつつあります。一方、様々な地域課題の改善や解決に向けて、日々活動に取り組んでいる組織の一つとしてNPOが注目されています。これらNPOの果たすべき役割は、今後ますます大きくなるものと思われませんが、現状では、さらなる事業を展開するための活動資金の確保や組織基盤の確立には、依然として多くの困難と課題も見られます。このような状況の中、各自治体においては、補助金をはじめとする種々の財政支援の制度や方策が実施されています。

NPO活動推進自治体ネットワーク「財政支援研究会」では、一昨年度より、NPOに対する行政の財政支援のあり方について検討を重ね、その結果等を「NPO活動推進自治体フォーラム」で発表してきました。昨年度は「補助の目的と行政の役割」に焦点を当て、主として「補助の対象」、「補助率」、「金額」、「審査方法」、「評価」の観点から検討を行いました。

今回は、“受け手”としてのNPO側の視点に立ち、より効果的で使い勝手の良い補助金のあり方を検討することを目的に、別紙の通りアンケート調査を実施いたしました。これらの結果を踏まえ、「受け手の視点にたった効果的な財政支援のあり方」を多角的な観点から議論を深めていきます。

1 アンケート調査の概要

アンケート調査実施要領

(1) 目的

この調査は、NPO活動推進自治体ネットワーク「財政支援研究会」(※)が、行政の財政支援のあり方を検討することを目的に実施。

(2) 調査期間

平成19年7月18日～平成19年7月31日

(3) 調査対象

研究会各メンバーの部署で行った平成17年度、平成18年度に補助金を交付した事業かつ事業が完了している団体

(4) 調査方法

電子メール又は郵送により、アンケートの実施(対象団体)

※ NPO活動推進自治体ネットワーク「財政支援研究会」参加自治体
岩手県、埼玉県、北九州市、太田市、山梨県、静岡市、
那覇市、柏市、神戸市、群馬県、千葉県

2 調査結果

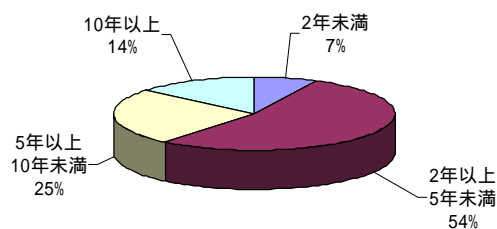
NPO活動推進自治体ネットワーク「財政支援研究会」参加自治体 11 自治体のうち、対象事業等があった自治体は 7 自治体あり、回答率は 61.46%で 59 団体から回答がありました。

・貴団体についてお聞かせ下さい。

設立年数

補助金を受けたことのある団体の設立年数は、「2年以上5年未満」が54%と最も多く、次いで「5年以上10年未満」が25%であった。これは、補助金の募集対象範囲の中でもある程度の実績を判断に採択されたものと考えられる。

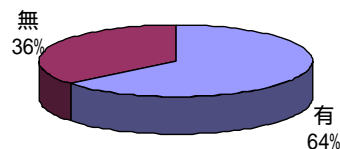
| 設立年数 | 件数 |
|-----------|----|
| 2年未満 | 4 |
| 2年以上5年未満 | 30 |
| 5年以上10年未満 | 14 |
| 10年以上 | 8 |
| 有効回答数 | 56 |



法人格

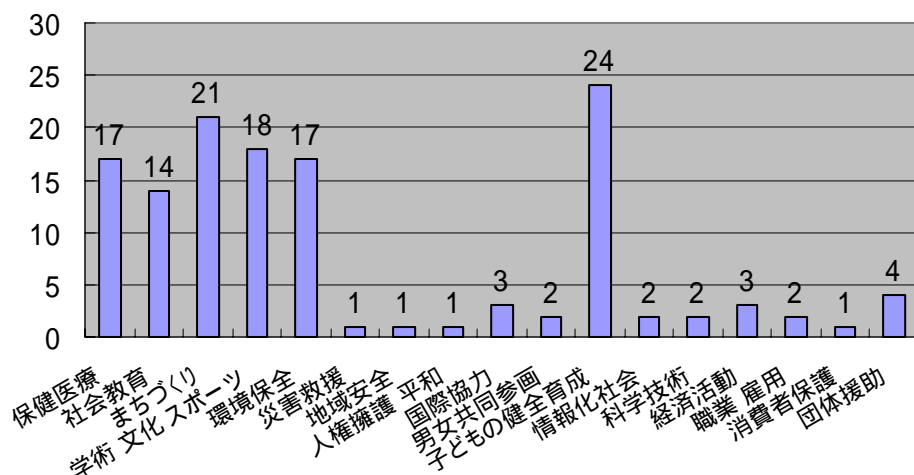
法人格の有無については、63%が法人格を取得しているが、約4割は法人格が無くても補助事業を受けている。

| 法人格 | 件数 |
|-------|----|
| 有 | 37 |
| 無 | 21 |
| 有効回答数 | 58 |



主な活動分野

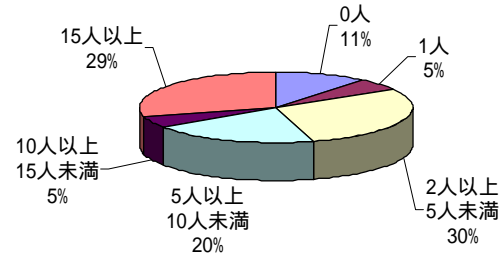
活動分野は多岐に渡っているが、子ども健全育成、まちづくり分野が多い。



専任スタッフ数

専任スタッフ数は、「2人以上5人未満」が30%、「5人以上10人未満」が20%と10人未満が過半数を占めている。また、専任スタッフが「0人」も11%あり、活動に専念する人手不足がうかがえる。

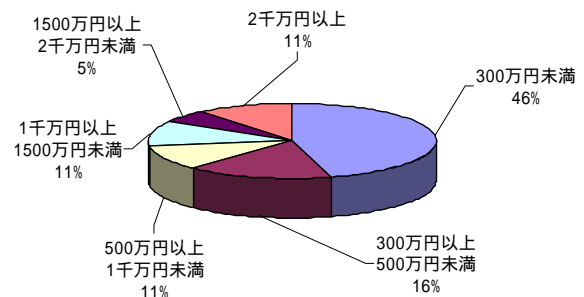
| 専任スタッフ数 | 件数 |
|------------|----|
| 0人 | 6 |
| 1人 | 3 |
| 2人以上5人未満 | 16 |
| 5人以上10人未満 | 11 |
| 10人以上15人未満 | 3 |
| 15人以上 | 16 |
| 有効回答数 | 55 |



年間事業規模

年間事業規模は、「300万円未満」が46%と最も多く、次いで「300万円以上500万円未満」が17%となっており、500万円未満の事業費で展開をしている団体への補助事業交付が過半数を占めている。

| 年間事業規模 | 件数 |
|----------------|----|
| 300万円未満 | 25 |
| 300万円以上500万円未満 | 9 |
| 500万円以上1千万円未満 | 6 |
| 1千万円以上1500万円未満 | 6 |
| 1500万円以上2千万円未満 | 3 |
| 2千万円以上 | 6 |
| 有効回答数 | 55 |



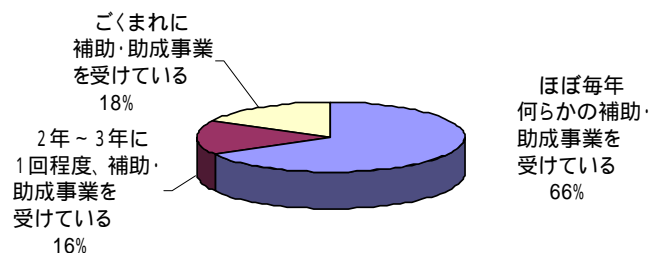
行政の補助金についての良い点、改善すべき点につき、ご意見をお聞かせください。

1. 補助事業の経験

(1) 貴団体では、行政の補助金を受けたことがありますか。(単数回答)

補助事業の経験について、「ほぼ毎年何らかの補助・助成事業を受けている」団体が66%を占めている。ここから、団体の活動する資金源として、補助事業は大きなものであることがわかる。

| 貴団体では、行政の補助金を受けたことがありますか。 | 件数 |
|---------------------------|----|
| ほぼ毎年何らかの補助・助成事業を受けている | 38 |
| 2年～3年に1回程度、補助・助成事業を受けている | 9 |
| ごくまれに補助・助成事業を受けている | 10 |
| 有効回答数 | 57 |



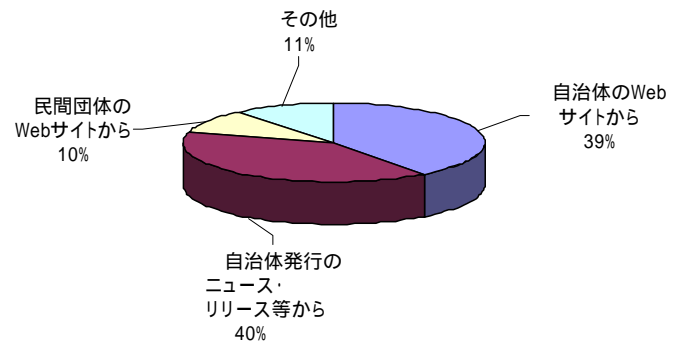
2. 補助金の情報

(1) 補助金の情報は、何から得ましたか。(複数回答)

補助金情報の入手経路で最も多いのは、「自治体の Web サイト」と「自治体発行のニュースリリース等から」で80%を占めている。自治体の補助金情報は、各自治体から情報を入手していることがわかる。

また、その他としては、「新聞・雑誌」、「県及び市の職員」、「他の市民活動団体」からの情報などがあつた。

| 補助金の情報は、何から得ましたか。 | 件数 |
|--------------------|----|
| 自治体の Web サイトから | 29 |
| 自治体発行のニュース・リリース等から | 29 |
| 民間団体の Web サイトから | 7 |
| その他 | 8 |
| 有効回答数 | 73 |



その他の内容

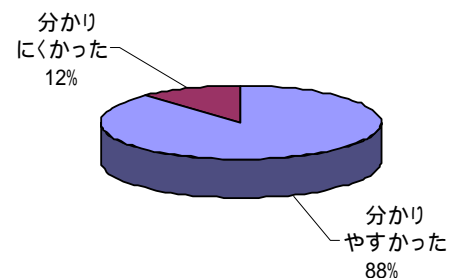
- ・会員から
- ・新聞・雑誌
- ・県及び市の職員より
- ・関係者からの紹介
- ・他の市民活動団体からの情報
- ・NPOのネットワークからの情報提供

3. 補助の目的と内容

(1) 補助事業の目的は、貴団体から見て分かりやすいものでしたか。(単数回答)

団体からみて、補助事業の目的は約9割が「分かりやすかった」と回答している。一方で約1割が「分かりにくかった」と回答していることから、今後改善のためには、その要因に関心がある。

| 補助事業の目的は、貴団体から見て分かりやすいものでしたか。 | 件数 |
|-------------------------------|----|
| 分かりやすかった | 51 |
| 分かりにくかった | 7 |
| 有効回答数 | 58 |



②に該当する場合、その理由をご記入下さい。

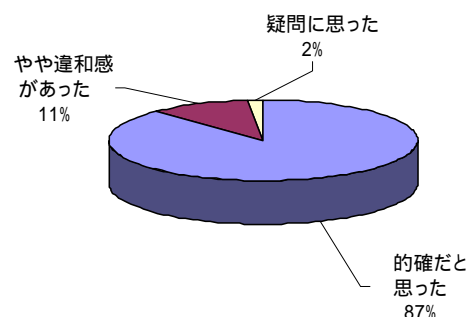
主な意見

- ・事業が補助に該当するか否かが判断できなかった。
- ・行政がNPOの活動に理解があるということを知らなかった。
- ・より具体的に説明がほしかった。

(2) 補助事業の内容は、貴団体の活動内容に照らして的確なものだと思われましたか。（単数回答）

補助事業の内容について、約9割が「的確だと思った」と回答しており、補助事業の内容としては、的確と考えられる。一方で違和感や疑問に思った原因として、専門的人材の人件費や交通費が認められないことがあげられた。

| 補助事業の内容は、貴団体の活動内容に照らして的確なものだと思われましたか。 | 件数 |
|---------------------------------------|----|
| 的確だと思った | 50 |
| やや違和感があった | 6 |
| 疑問に思った | 1 |
| 有効回答数 | 57 |



②又は③に該当する場合、その理由をご記入ください。

主な意見

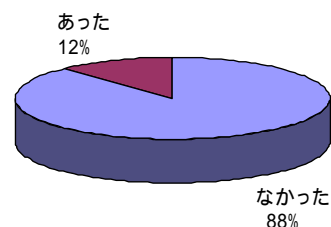
- ・ 事業にかかる専門的な人材の人件費は必要である。
- ・ 交通費は全額認めて欲しい。
- ・ 会議費（食料費）は対象外であったが、打合せにかかる飲食代を認めて欲しい。

4. 補助金の交付申請

(1) 公金は、使うことに対する説明責任があります。これを受けて補助金交付申請の際、必要以上に情報や資料の提出を求められたとはありますか。（単数回答）

約9割が必要以上の情報を求められたことは「なかった」との回答であった。また必要以上に求められたことが「あった」との回答では、個人の情報として、クレジットの資料や通帳記録の提示があげられた。

| 公金は、使うことに対する説明責任があります。これを受けて補助金交付申請の際、必要以上に情報や資料の提出を求められたとはありますか。 | 件数 |
|---|----|
| なかった | 52 |
| あった | 7 |
| 有効回答数 | 59 |



②に該当する場合、その内容と理由をご記入ください。

主な意見

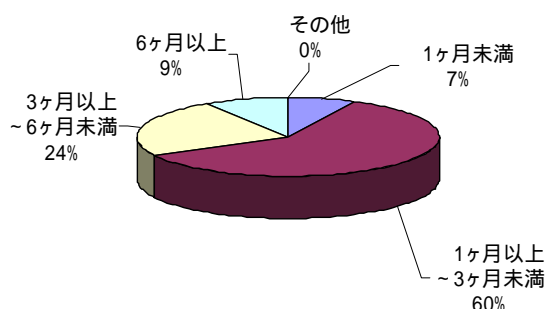
- ・ 個人情報保護法が施行されたにも関わらず、一般公開される際必要最小限にとどめてほしい。

- ・ 内容全部の公開には賛成しかねる。
- ・ 研修について、1年間分の領収書を添付したところ、補助金充当ではない月の分について、結果、返金の形となった。(公金であり、当然と理解している)
- ・ インターネットで商品を買ったときの支払方法について、必要以上に資料提出を求められた。
- ・ クレジットの個人の資料。
- ・ 支出確認のため通帳記録提示を求められた。(電話代、ネット通信費が個人通帳から引き落としになっており領収書の発行が難しかったため)

5. 補助金交付までのプロセス

(1) 補助金の申請から最初の交付までにどの程度の期間を要しましたか。(単数回答)

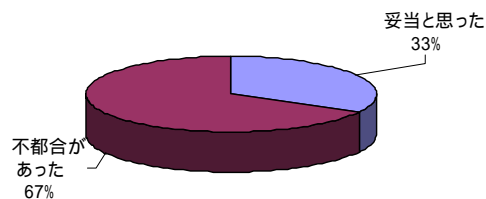
| 補助金の申請から最初の交付までにどの程度の期間を要しましたか。 | 件数 |
|---------------------------------|----|
| 1ヶ月未満 | 4 |
| 1ヶ月以上～3ヶ月未満 | 33 |
| 3ヶ月以上～6ヶ月未満 | 13 |
| 6ヶ月以上 | 5 |
| その他 | 0 |
| 有効回答数 | 55 |



(2) 上記期間について、どのように思いましたか。(単数回答)

回答のうち 67%が「不都合があった」と回答している。主な意見として、「補助金の支払に時間を要することで費用の立て替えに苦慮している」ことが多く寄せられた。また、期間が延びることにより、「支払える必要費の支払が困難になる」こともあげられた。

| 上記期間について、どのように思いましたか。 | 件数 |
|-----------------------|----|
| 妥当と思った | 19 |
| 不都合があった | 39 |
| 有効回答数 | 58 |



②に該当する場合、その理由をご記入ください。

主な意見

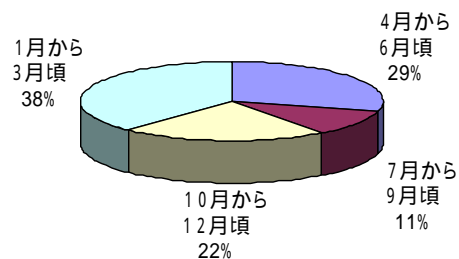
- ・ 1ヶ月未満が最適と思う。事業は緊急性を要するものもあり、実情に応じた即応性を願いたい。特に協働事業については審査期間が長過ぎる。
- ・ これほどの時間をかけるなら協働出来る様に指導し、県民に貢献すべきである。有効な企画が選定出来ない審査制度を感じる。
- ・ 事業タイミングを失うことがあった。
- ・ すでに出費があったにもかかわらず支払ができなかったので、支払が遅れた。
- ・ 秋に申請して、2月内定が望ましい。4月以降内定は、広報、施設、人材の手配に支障を来す。

- ・申請書を提出して具体的な事業計画と予算内容を報告してあるのでその予算執行に応じて補助金の活用ができるように交付を至急お願いしたい。
- ・申請時に見積もりしてもらったものが買えなくなってしまった。
- ・19年度はそのあたりを考量し、日程的な余裕を持って計画を策定した。
- ・必要があれば先に必要経費を申請し、交付ということなので妥当だと考える。
- ・事業の進展に伴い、当然支払が発生するため、メンバーが個人的に立替えるなど資金繰りに苦慮した。
- ・4月からの年度計画作成に間に合わない。
- ・補助金の残（20%）について支払い等に支障があり、活動に影響がある。前金払いも必要。
- ・4月からの活動が補助対象になるような申請体制を望む。
- ・期間が延びると活動に必要な経費を充当できない。
- ・ある公的補助金にて、対象期間と実際の事業実施日にズレが生じてしまった。
- ・時間がかかりすぎ、不採択の場合の手当がしにくい。

(3) 補助金の申請時期について、いつ頃が適当と思いますか。(単数回答)

回答のうち「1月から3月頃」が38%ともっと多く、次いで「4月から5月頃」が29%であった。主な意見として前者が「次年度の計画を立てる時期」、「4月入ってすぐに事業が始められる」との意見に対し、後者は、「申請書類をまとめやすい時期」、「1年間の活動計画に沿っている」との意見が多かった。また、これらの時期と回答した中に「4月は他の補助金が多い時期」、「報告が多い時期」などの理由により、4月は避けて欲しいとの意見もあった。

| 補助金の申請時期について、いつ頃が適当と思いますか。 | 件数 |
|----------------------------|----|
| 4月から6月頃 | 16 |
| 7月から9月頃 | 6 |
| 10月12月頃 | 12 |
| 1月から3月頃 | 21 |
| 有効回答数 | 55 |



その理由をご記入ください。

主な意見

「4月から6月頃」と回答した方の意見

- ・総会時に当該年度の計画を立て実行するので、申請書類をまとめやすい時期である。また当該年度に終了のため、年度完結で好都合である。
- ・実際に事業を行なう期間として6ヵ月程度を確保しようとするれば、逆算をして①ぐらいの時期であることが望ましい。公募開始→申請準備→申請→審査→決定までに3ヵ月ぐらいはかかる

ようなので、申請時期は早いほどありがたい。

- ・4月からの年度計画作成に間に合わないこと。
- ・活動がスタートするから。
- ・事業および事業予算の承認は前年度末に決定します。そのため申請時期は4月以降になる。
- ・事業年度内補助金消化期間として適当な時期である。
- ・4月から3月までの一年間の活動計画に沿って運営しているので、3月末には事業を終了し総括する。その上で翌年度の事業計画を立て、予算案を作るため。

「 7月から9月頃」と回答した方の意見

- ・4月～6月頃は、他の補助金の申請も多く、結果が出てから行政の補助金申請が出来る方が良いのではないかと思う。
- ・決算、報告業務提出時期の申請は忙しい。
- ・次年度の事業に組み入れられる。
- ・春は行政も忙しいようなので時期を過ぎてからが良いが、計画は前年度に立てたいので次年度の自治体の計画を早めに知りたい。
- ・次年度の計画を立てる際、年内又は年始めにわかれば補助金が貰えない場合の計画が立てられる。
- ・新年度予算執行と同時に補助対象物品が加わることは、作業効率が上がり、全体の志気に好ましい雰囲気を作られるため。

「 10月12月頃」と回答した方の意見

- ・独立行政法人・公共の助成は、年または年度当初からはじまる。当団体の事業も会計年度が同時期になっている。事業の連続性を考慮すると③の時期が妥当と考える。
- ・新年度の事業に補助金がつくかどうかは事業計画に大きな影響があるので、新年度予算を決定する前に補助金交付が決定されることが望ましい。逆算すると申請はこの時期になると思われる。
- ・次年度の事業計画を立てはじめる時期。決算や各種報告をまとめる時期の4月は避けて欲しい。
- ・年度毎に事業実施、事業報告・会計報告する都合上、10～12月に申請して決定まですると次年度計画を立てやすい。

「 1月から3月頃」と回答した方の意見

- ・次年度の事業費のめどがつくから
- ・①来期の活動に大きい影響を与えるものだから。②現在4～6月だと活動時期が短くなる。
- ・活動の開始が4月のため、開始時期から補助金を活用したい。
- ・次期の事業計画、予算を作成する次期なので（3月決算）
- ・次年度について考えをまとめはじめる時期に申請し、4月より動きはじめられると、動きやすい。
- ・4月からの活動計画を1月から3月中に作成するため

- ・年度初めの申請では最も活動しなければならない4～8月の活動に間に合わない。4月からの活動が補助対象になるような申請体制を望む。
- ・年度内完結事業であれば時間的余裕が必要。事業実施は翌年度。
- ・年間の活動実績及び収支内容の概要が見えてくる時期で、次年度事業計画が立てやすい。

未回答の方の意見

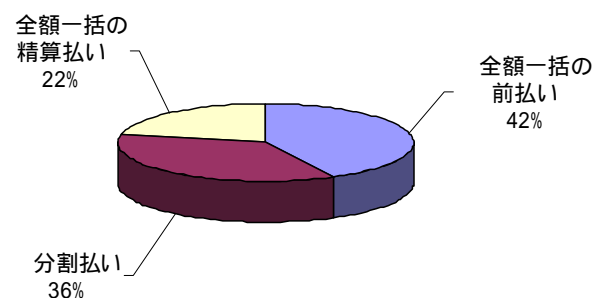
- ・事業の開始3ヶ月間程度で申請、決定手続きが完了すれば事業開始ができるので申請時期には特にこだわらない。

6. 補助金の受け取り

(1) 補助金の受け取りは、どのような形態でしたか。(単数回答)

「全額一括の前払い」が42%、「分割払い」が36%と事前に支払われるものが約8割を占めていた。一方で全額一括の精算払いが22%を占めていた。

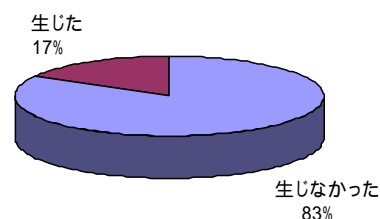
| 補助金の受け取りは、どのような形態でしたか。 | 件数 |
|------------------------|----|
| 全額一括の前払い | 25 |
| 分割払い | 21 |
| 全額一括の精算払い | 13 |
| 有効回答数 | 59 |



(2) これに伴い事業上支障が生じましたか。(単数回答)

「生じなかった」が83%、「生じた」が17%であった。また、「生じた」と回答した団体の意見では、「運転資金の確保に苦慮する」との内容が多かった。

| これに伴い事業上支障が生じましたか。 | 件数 |
|--------------------|----|
| 生じなかった | 49 |
| 生じた | 10 |
| 有効回答数 | 59 |



②に該当する場合、その理由をご記入ください。

主な意見

- ・各自の持ち出しと情熱で運営している為活動資金に限界がある。したがって事業への事前の資金対応は非常に難しい。NPOの経済的背景をもっと考慮した助成制度を考えてほしい。助成団体には50万円程度なら事前に全額支給するところが多い。
- ・生じなかったが、一括払いの方が、帳簿（経理上）わかりやすくてよかったと思う。

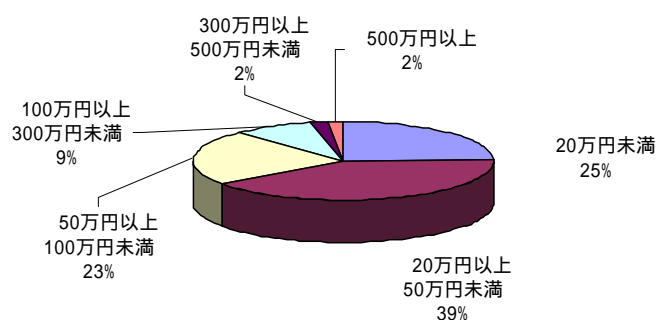
- ・資金のやりくりが大変である。民間・再生基金は全額前払いである。
- ・事業に関する支払について、メンバーが個人的に立替えるなど資金繰りに苦慮した。
- ・補助金の残額が遅いため支払いが遅れた。
- ・これまで、全額一括清算払いで補助を受けていた。安く工事を発注するために地元の小業者に委託している。この場合、工事費の一部前払い、中間払い等が生じ、補助金が出るまでの間、役員の一時的立替が生じる。
- ・運転資金の確保に苦労した。
- ・資金繰りのため、資金手当が必要となったが、金融機関からの融資はスムーズには行われなかった。

7. 補助の金額等

(1) 補助の金額は、いくらでしたか。(単数回答)

補助の金額は、「20万円以上 50万円未満」が39%を占め最も多く、次いで「20万円未満」が25%、「50万円以上 100万円未満」が23%と100万円未満で約9割を占めている。

| 補助の金額は、いくらでしたか。 | 件数 |
|-----------------|----|
| 20万円未満 | 14 |
| 20万円以上 50万円未満 | 23 |
| 50万円以上 100万円未満 | 13 |
| 100万円以上 300万円未満 | 5 |
| 300万円以上 500万円未満 | 1 |
| 500万円以上 | 1 |
| 有効回答数 | 57 |

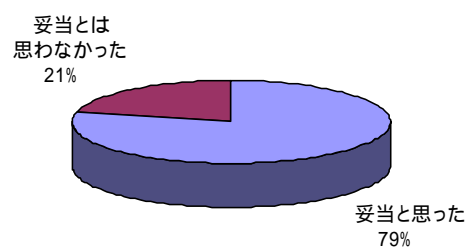


(2) 上記金額は、貴団体の目的や事業規模に照らしてどのように思いましたか。

(単数回答)

補助の金額については、約8割が「妥当と思った」と回答している。これは、団体の目的や事業規模に概ね合致していると考えられる。しかし約2割は、「妥当と思わなかった」と回答しており、その理由として、「目的や実績、先見性などから設定金額を考慮して欲しい」との意見や「人件費が認められないこと」、「申請金額が減額されたこと」などの意見があげられた。

| 上記金額は、貴団体の目的や事業規模に照らしてどのように思いましたか。 | 件数 |
|------------------------------------|----|
| 妥当と思った | 45 |
| 妥当とは思わなかった | 12 |
| 有効回答数 | 57 |



②に該当する場合、その理由をご記入ください。

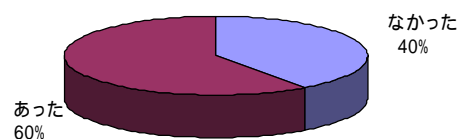
主な意見

- ・目的と実績からして極めて少ないものである。もっと情熱を見てほしい。
- ・事業内容の先見性と実現性などを考慮して金額の設定を考慮してほしい。
- ・設立後3年未満でありながらも参加登録者が120名を越え、参加者の多いグループ又は毎月こまめに行っている団体と年数回行っている団体との補助金の額を変更又は改定すべきと考える。
- ・規定の中で、年間支出額の2/3以内の規定があります。当会のような任意団体の場合、年間支出額は事業支出のみで人件費はまったくない。行事等の人件費はすべてボランティアにより自己負担である。
- ・事業計画を立てる際、人件費がかなりの金額を占め、当然決算時はオーバーしてしまう。その事を承知の上で事業を行うが、また当会の年度支出額の低さの問題でもあるが、事業計画と事業資金のバランスが問題点で考慮すべき点である。
- ・会員の必要数に応じた備品がそろえられなかった。
- ・安全に作業する物品こそ、購入すべきである。
- ・金額自体には不満はないが、なぜ1回限りとするのか。評価が上がったと認める団体には継続して補助していくのがベストなのではないか。
- ・申請額よりかなりの減額だったため、活動の規模を縮小した。
- ・人件費及び間接経費を計算に入れられない。

(3) 補助率がありましたか。(単数回答)

補助率については、60%が「あった」、40%が「なかった」と回答があった。

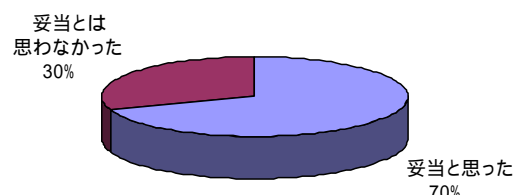
| 補助率がありましたか。 | 件数 |
|-------------|----|
| なかった | 22 |
| あった | 33 |
| 有効回答数 | 55 |



(4) 上記補助率は、貴団体の目的や事業規模に照らしてどのように思いましたか。(単数回答)

補助率について、70%が「妥当と思った」と回答している。一方で30%が「妥当と思わなかった」と回答しており、その主な意見は、「団体負担率 50%以上では厳しい」との内容の多くの意見が寄せられた。

| 上記補助率は、貴団体の目的や事業規模に照らしてどのように思いましたか。 | 件数 |
|-------------------------------------|----|
| 妥当と思った | 32 |
| 妥当と思わなかった | 14 |
| 有効回答数 | 46 |



②に該当する場合、その補助率と理由をご記入ください。

| 補助率(団体負担率) | 件数 |
|-------------|----|
| 負担率なし | 1 |
| 20%未満 | 1 |
| 20%以上 30%未満 | 0 |
| 30%以上 40%未満 | 1 |
| 40%以上 50%未満 | 0 |
| 50%以上 60%未満 | 9 |
| 60%以上 | 0 |
| 有効回答数 | 11 |

その理由

- ・必要経費が不足し、資金の範囲で不十分になり、自前の負担が団体運営に支障をもたらした。そこで他の助成が不可欠となった。
- ・環境保全森作り事業などは、地球環境的にスパンが長く、収益が伴わないので、負担が過大になり、中々取り組めない。
- ・出来れば25%まで下げて欲しい。ボランティアベースの活動であり、会費以外の収入に乏しい。
- ・50%はとても厳しい。70%くらいに上げていただくと助かる。
- ・マッチングファンド方式による1/2(マンパワー換算があるため厳密に金額ベースで1/2ではない。)
- ・「委託事業的」なものは100%補助でよいのではないか。
- ・補助率がもう少し高ければ実施が容易になった。
- ・明らかに営利目的ではない訳なのだから全面的に補助(補助率100%)してもいいのではないか。
- ・事業審査会の選考委員会での事業内容を精査し、補助率を決定すべきである(補助率を0~100%に見直し)

- ・お金のない団体が活動するに当たり、50%を資金で実施するのは負担が大きい。
- ・活動拠点が個人宅の為、光熱水費・雑費は個人負担となり、支出に苦労している。
- ・自己負担額に人件費等を入れてもらえれば助かる。

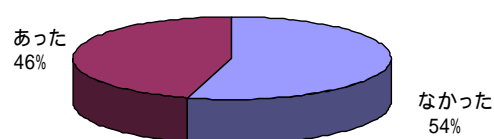
8. 使途制限

(1) 補助金の使途制限による支障はありましたか。(単数回答)

(使途制限とは、例えば人件費は不可、直接人件費は30%までなど、補助の対象外とされるものの範囲)

使途制限は、54%が「なかった」と回答している。46%は「あった」と回答しており、その主な意見は、「人件費、交通費、会場借上げ費に制限があることに疑問がある」との内容の回答が多かった。

| 補助金の使途制限による支障はありましたか。 | 件数 |
|-----------------------|----|
| なかった | 31 |
| あった | 26 |
| 有効回答数 | 57 |



②に該当する場合、その理由をご記入ください。

主な意見

- ・事務所経費・人件費などの使途制限は、活動が発展するか否かに優先するのでは助成の本旨が逆転してしまう。形式的に制限を設ける事には問題があり、活動に要した実績の内容で判断されるべきだと考える。制限は目安とし弾力的な運用を期待する。
- ・特に事業を運営する場合の準備打合せや交渉諸打合せの会場使用料等が各自負担は重い。
- ・従来からの活動に対する補助ではなく、あたらしい企画を打ち出し、事業のコーディネイトが必要になる場合、既存の予算よりさらなる人件費がかかるのは至極当然で、補助金をまったく充当できないことにはやや疑問がある。
- ・講師謝礼は可で、事業にあたる人件費は0%の発想の原点が理解できない。
- ・お茶代も補助対象としてほしい。
- ・指導者への謝礼の上限、活動する学生や一般市民ボランティアへの弁当・お茶等の接待費不可。
- ・書類作成、発送、会場手配等の人件費が僅かでも計上してもらえると助かります。
- ・人件費、倉庫代、講演当日のスタッフの弁当代等が劇団として比重が大きいですが、認められない。劇団は「人」が資源なので特に認めて欲しいところです。
- ・スタッフの人件費はいっさい不可だったため、ボランティア的な行動にならざるを得なかった。
- ・旅費が補助対象経費の20%上限であること。
- ・拠点施設は地域開放しているので、訪問客が多く、これらにかかるお茶代(食料費)が対象外であるのが負担。
- ・食料費は対象外だが、ボランティアスタッフへの昼食代を認めてくれるとありがたい。
- ・行動の基本である車両移動による経費が対象外で残念
- ・人件費が対象外で、事務局機能を担うスタッフの人件費は必要である

- ・会議費について、飲食にかかる経費は対象外との指摘があった。実態と違う理解に疑問。
- ・対象経費の算定に人件費、間接費が含まれない補助金は、事業収入の見込めない事業では資金的に取り組めない

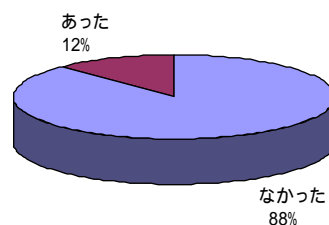
9. 補助事業終了後の報告

(1) 補助事業の報告について、必要以上に情報や資料の提出を求められたとはありますか。

(単数回答)

86%は、「なかった」と回答しているものの、12%は必要以上に情報や資料を求められたことが「あった」と回答している。

| 補助事業の報告について、必要以上に情報や資料の提出を求められたとはありますか。 | 件数 |
|---|----|
| なかった | 50 |
| あった | 7 |
| 有効回答数 | 57 |



②に該当する場合、その内容と理由をご記入ください。

主な意見

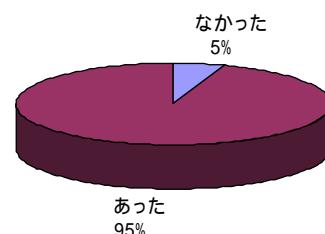
- ・領収証の仕分け作業で微妙な解釈の相違がある。
- ・会員の活動費の精算が補助金の活動期間より数日遅れる場合があり、その活動がたしかに、補助金期間内のものかの証明に苦労した。
- ・担当者の個人的な関心としての質問を受け、補助金とどのような関係があるのかが不明だった。
- ・積極的に提供すべきである。
- ・必要以上の情報かどうかは助成する側の判断ではありますが、助成を受ける側とすると、なぜ、そこまでしなければならないかと思いつながら提出資料を作成している。
- ・交通費の支払調書作成を求められた。説明責任というが、こんなことまで、と惨めな気持ちに追い込まれた。

10. 事業の波及効果等

(1) 補助事業を受けたことにより、波及効果はありましたか。(単数回答)

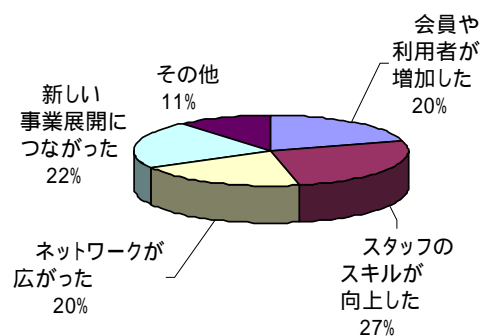
補助事業により、95%が波及効果が「あった」と回答しており、内訳は、「スタッフのスキルが向上した」ことが27%と最も多く、次いで「新しい事業展開につながった」が22%、「会員や利用者が増加した」、「ネットワークが広がった」がそれぞれ20%であった。また、その他の意見としては、「公的補助を受けることにより信頼度が高まった」との内容が多く寄せられた。

| 補助事業を受けたことにより、波及効果はありましたか。 | 件数 |
|----------------------------|----|
| なかった | 3 |
| あった | 55 |
| 有効回答数 | 58 |



(2) 上記(1)で「②あった」に○をつけた方に伺います。波及効果は、どのようなものですか。(複数回答)

| 上記(1)で「あった」に○をつけた方に伺います。波及効果は、どのようなものですか。 | 件数 |
|---|-----|
| 会員や利用者が増加した | 24 |
| スタッフのスキルが向上した | 31 |
| ネットワークが広がった | 24 |
| 新しい事業展開につながった | 26 |
| その他 | 13 |
| 有効回答数 | 118 |



その他の内容

- ・信用度の向上
- ・備品が役立った。
- ・この事業は当会での単独資金では、とてもこのようなスピードで事業の展開はできませんでした。お陰さまで計画以上に活動を展開でき、さらに次のステップに移れました。
- ・自治体からの協力により実施事業への信用度が高まった
- ・関係部署との関わりができた
- ・事業の社会的信用度が向上した。
- ・行政との信頼＝協働＝一般との信頼
- ・職員が安定した
- ・公的補助を受けているという事実が信用につながった

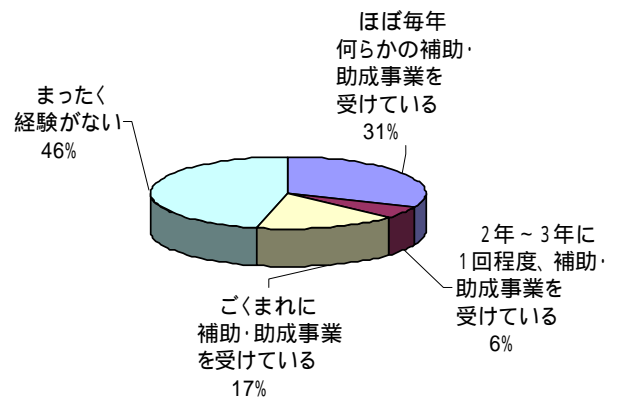
．民間助成金との比較についてご意見をお聞かせください。

1．民間の助成金との比較

(1) 貴団体では、民間の助成金を受けたことがありますか。(単数回答)

民間助成の経験は、46%が「まったく経験がない」、次いで 31%が「ほぼ毎年何らかの補助・助成事業を受けている」と回答しており、大きく分かれています。

| 貴団体では、民間の助成金を受けたことがありますか。 | 件数 |
|---------------------------|----|
| ほぼ毎年何らかの補助・助成事業を受けている | 17 |
| 2年～3年に1回程度、補助・助成事業を受けている | 3 |
| ごくまれに補助・助成事業を受けている | 9 |
| まったく経験がない | 25 |
| 有効回答数 | 54 |



(2) 上記①②③のいずれかに該当する場合、お答えいただいた「Ⅱ.」の設問までの内容について、民間助成と比較してのご意見をお聞かせ下さい。

【民間と比較して行政の補助事業のデメリット】

補助事業関連

| 項 目 | 詳 細 |
|--|--|
| 「補助目的が不明確」 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間助成の目的や意図が明確で、自分の団体に合っているか判断しやすい。 |
| 「単に補助金の運用にとどまっている」 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治体側が課題を精査し改善や解決に向けてNPOと協働で取り組んでいるかといえは疑問があり、単に補助金運用に留まっている。 |
| 「事務手続きの煩雑さ」 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間はもっと事務的作業が簡素である。 ・申請書類は県と比べて簡略で何度も同じような書類の提出はない。経験を積み慣れてきたが、最初の申請時は結構大変であった。 |
| 「補助額が民間より少額」 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間、財団の事業は少ないが、金額が大きく使いやすい。 |
| 「補助率が民間より低い」 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間助成も行政とほぼ同様の趣旨で実施している。補助率が行政よりやや高いので、活動内容が充実できる。 ・今年度初めて補助金(民間)を得て、現在事業進行中。補助率100%のためとても助かっている。 |
| 「民間より用途制限が大きい」 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間は、用途制限は緩やかなものが多い。民間は、人件費に使える、もしくは研修などのスキルアップの為に使える。 ・民間助成の方が、用途制限が多少ゆるい。 ・事業目的と計画性が明確で公益性があれば用途制限も緩やかなので、事業のステップアップが発展的に出来る印象がある。 ・「官」は用途制限が大きい。 ・一般的に規制が厳しい |
| 「報告事項が細かい」 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間助成金の事業報告及び決算書提出に比べて、補助金事業のそれに対する対応は提出文書が多い。 ・細かな支出内容の点検等に困ることもあった。 ・領収書の添付は民間も行政補助も当然と思うが、民間の場合のほうが、団体保存の為手軽であった。 ・用途明細報告は不要であった。見積書のとおり用途し備品には拠出団体を明記して信頼されている誇りを会員で共有している。公的補助は本来こうあるべき。 |
| 「補助条件が厳しい」 (他の助成金との重複申請の不可) 「競争率が高い」 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政の補助金は条件が厳しく、競争が激しい。NPO取得期の育成補助(やさしい)は取得ができありがたかった。その後は、民間助成ばかりである。 ・他の補助金をもらうと市の補助が貰えない。1つの団体に様々な部会がある場合、活動内容によって違う活動の場合は貰えるようにしていただきたい。 |

協働関連

| 項 目 | 詳 細 |
|---|--|
| <p>「職員の対応・ コミュニケーションの不足」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担を決めて、共同で実行する型だった。したがって、<u>不足のマンパワーや資料作成・コピー等は企業側が実行するものだったので、より効率的だった。</u> ・民間と比較して、<u>自治体のNPO担当課以外の本来業務担当課の協力がほとんど得られない。</u> ・一般的に助成財団にもよるが、<u>申請から事業実施へ至るまでに、比較的柔軟な対応をしていただけるように思う。担当者同士のコミュニケーションを含めて高圧的などころがなく、信頼関係を構築しやすい。</u> |
| <p>「補助内容が不的確」 (審査体制と選定方法(基準) 評価制度の立て直し)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・金額、使途の仕方など、<u>実際の現場に合わない事がままある。</u> ・<u>納税者に大きく貢献し有効なもの、効果よりも実施する事が中心の委託事業や事業自体が目的化しているものが混在し、その区別が出来ない審査体制が散見される。</u> その1例は、3年4年と続く随意契約のような協働事業の選定があり、民間等では助成・協働については多くても通常2回で、より多くの団体への支援が前提である。 ・<u>市民が助成や協働事業を決定するとしながら実質的には新しく斬新な事業との協働・助成が出来ない体質である。今後の審査は、協働・助成等に著しく該当しない物を除き全て選定し、その事業の緊急性・貢献度を優先し、予算上で絞り込むのは県議会で決定する方法を取るべきである。</u> ・<u>現行の選定方式は、審査員で予算上可能な範囲に絞り込みを行うため、その選定自体に恣意的な判断が横行する。社会貢献度の高い公平・公正・実効性が高く、県民に事業の結果が見えるものに助成をしていただきたい。</u> 助成審査の評価制度も再考して頂きたい。 ・<u>また、県民の利益に貢献出来る選定方法と体制を確立するため、行政の協力が得られ、資金以上に効果の期待出来るものを選定すべきである。</u> ・<u>国の関係機関や団体の助成の場合は都道府県市町村等行政の連携度合いを選定の判断にしている。</u> |

【民間と比較して行政の補助事業のメリット】

| 項 目 | 詳 細 |
|--|---|
| 「一括・全額支払い」 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助の受取りは、一括で行って助かった。使途に関しても緩やかだった。 |
| 「使途が緩やか」 | <ul style="list-style-type: none"> ・全額前払いや補助率も70%でとても助かった。 ・事業前に補助金をいただいております、各団体より総金額は25万円です。使途制限はなかったが、飲食費だけは、承知していた。 ・民間の場合、自己負担分があるので、大きな補助金ほど負担額が大きく非常に苦しい。 |
| 「補助内容が的確」 （地域のニーズに沿ったテーマ補助） 「行政・団体の透明な関係性」 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間助成と比べて、行政補助金は地域のニーズにそったテーマでの補助を行っていると思う。また顔が見える関係であることが多く、（良し悪しは別として）単なる資金提供者と事業実施者に留まらない部分がある。 |

【その他】

| 項 目 | 詳 細 |
|----------|---|
| 「大差はない」 | <ul style="list-style-type: none"> ・行う事業の内容によるのであって、他は民間助成と大差ないと思う。 ・使途制限などは同じような内容であった。 |
| 「比較できない」 | <ul style="list-style-type: none"> ・金額、使途制限、申請及び報告形式などは、双方様々で一概には比較できない。 ・金額、使途制限、申請及び報告形式などは、双方様々で一概には比較できない。 ・民間助成はこれまでに1回しか受けていないため、比較は難しい。 |

おわりに

財政支援研究会は、横浜大会の分科会を経て「行政のNPOへの財政支援のあり方」をテーマに平成18年2月から本格的に研究会としての活動が始まり、これまでの3年間の研究成果として提言を行い研究会としては一区切りします。

平成17年度の研究会では、研究会の今後の方向性として、「NPO支援資金の実態把握」、「NPOの自立につながる資金支援制度のあり方」、「資金提供以外の支援のあり方」などが、テーマの候補として挙げられました。

これを受けて本報告書の第2章において、「効果的な支援方法と今後の課題」をテーマに『出し手』としての「補助金」に焦点をあてて自治体ネットワークに参加している自治体の皆さまのご協力を得て全国自治体の補助金制度の実態を調査し（平成18年度実施）、その実態を把握するとともに、調査結果から議論を重ね、「補助の対象」、「補助率」、「審査・評価方法のあり方」や「金銭以外の支援の方法」などの必要性が導きだされました。その際の調査で得た全国の補助金制度の一覧は資料編を参考にさせていただきたいと思います。

第3章では、『受け手』としての視点から、実際に行政の補助金制度を利用したNPOの皆さまから民間助成との比較も交えてアンケート調査及びヒアリング調査（平成19年度実施）を行いご意見を頂きました。ここでは、財政支援制度の「目的」や「補助制度の内容の分かりやすさ」、「使いやすさ」、「制度を利用したその先のあり方」について、議論し、これからの補助金制度では、何が必要なのかの課題を洗い出しすることができました。

そして、第4章にて市民活動を支える地域での支援のあり方について、民間と行政の幅広い視点で行った調査の報告をして頂き、NPOへの幅広い支援のあり方について客観的に見ることができました。

これらを受けて研究会の3年間の成果として第5章の中で、「効果的な財政支援のあり方」を提言するものです。新たな公を担うパートナーとしてのNPOに行政は何ができるのか。それは、単なる財政面のみ視点ではなく、コミュニケーションの機会の必要性、支援する側の協働の必要性、出し手としての責任が求められるということです。

そして、全国の自治体において、これから財政支援のあり方を考える際に、研究会のこれまでの成果を活かして頂ければ幸いです。

最後に本研究会において、多大なるご尽力を頂きました渡辺元氏をはじめ、山口郁子氏、水谷衣里氏、田中泰氏、そして財政支援研究会メンバーの皆さまに心からお礼を申し上げます。また本研究会にかかる事例調査、自治体フォーラム分科会など調査研究を支えて頂きました、自治体ネットワークの皆さま、NPOの皆さま及び関係者のみなさまに深く感謝を申し上げます。

NPO活動推進自治体ネットワーク 財政支援研究会事務局

2008年3月

NPO 活動推進自治体ネットワーク
財政支援研究会

～行政の財政支援のあり方～
報告書

平成 20 年 3 月

発行：NPO 活動推進自治体ネットワーク
財政支援研究会事務局 千葉県

千葉県千葉市中央区市場町 1 - 1
